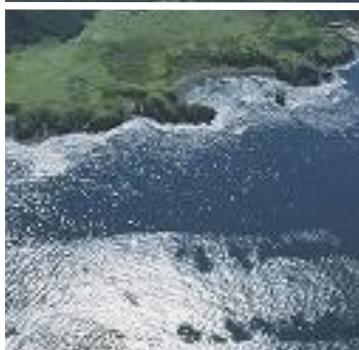
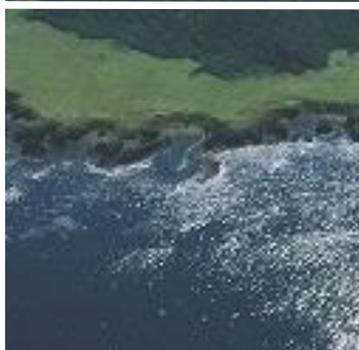
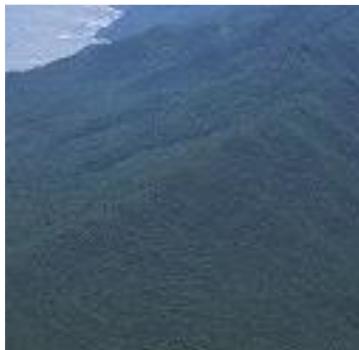




羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画
 《令和3年度～令和7年度》



令和3年4月



北海道目梨郡羅臼町

< 目 次 >

1 基本的な事項

(1) 羅臼町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 人口の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3) 羅臼町の行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(4) 地域の持続的発展の基本方針

I. まちづくりの目指す姿

① まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
② まちづくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

II. 新しいまちづくりに向けた重点施策

① 人口減少克服に向けた対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
② Kプロジェクトの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
③ 町営住宅等建替推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
④ 安定した水道の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
⑤ 地下資源の安定的な維持と再生可能エネルギーとしての活用・・・・ 18
(5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(7) 地域の持続的発展のための基本方針計画期間・・・・・・・・ 23
(8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(9) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進・・・・・・・・・・・・ 29

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点
◆移住・定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
・移住希望者のための住環境づくり
・移住希望者へ向けた機会及び情報の提供
◆地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
・知床物産展の開催
・「知床ナンバー」の導入
◆地域人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
・Kプロジェクトの推進
・知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクト
(2) その対策
◆移住・定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
◆地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
◆地域人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

◆漁業の振興	34
・持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進	
・漁業経営基盤の強化と人材確保	
・産地流通機能体制の強化と消費拡大	
・高潮・高波などの海岸対策の推進	
◆観光の振興	37
・観光ガイドの育成	
・地域資源を活かした観光コンテンツの整備	
・外国人観光客の受入	
◆商工の振興	38
・中小企業の支援	
・特産品の充実及び消費拡大の推進	
・空き店舗の活用の検討	
・海洋深層水の有効利用	
◆農業の振興	41
・担い手の確保・育成に対する支援	
・農業生産の基盤整備	
◆森林保全活動の振興	41
・町民による植樹活動の支援	
・各種補助事業の活用	
・自然災害・山地災害などを想定した防止事業の推進	
・保健・文化・教育的利用のための森林整備	
・自然と環境の調和	
◆新たな産業の創出・企業誘致	43
・農林水産業を利活用した6次産業化の推進	
・新分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致	
◆地域産業の活性化	44
・地域内循環と地産地消の推進	
・地場水産物の付加価値向上	
・地域資源を有効活用した商品開発	
◆雇用の促進	45
・通年雇用対策	
・産業構造の多様化による雇用創出	

(2) その対策	
◆漁業の振興	46
◆観光の振興	47
◆商工の振興	48
◆農業の振興	50
◆森林保全活動の振興	51
◆新たな産業の創出・企業誘致	52
◆地域産業の活性化	53
◆雇用の促進	54
(3) 計画	55
(4) 産業振興促進事項	57
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	57
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	
◆通信施設の適切な整備	58
・光ファイバ網の整備促進	
・防災行政無線デジタル化整備促進	
(2) その対策	
◆光ファイバ網の整備促進	58
◆防災行政無線デジタル化整備促進	58
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	59
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	
◆道路施設の適切な維持管理	60
・地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策	
(2) その対策	
◆道路施設の適切な維持管理	60
(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	
◆防災・減災に対応したまちづくり	62
・地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進	
・地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化	
・避難路の確保、避難施設の機能強化	

・災害時の情報伝達と情報収集	
・防災備蓄品、備品の整備と見直し	
・要支援者の安全確保と体制整備の推進	
◆消防・救急体制の充実	64
・消防体制の強化	
・救急体制の強化	
◆安心・安全なまちづくり	67
・交通安全体制の充実	
・防犯体制の充実	
◆環境に配慮したまちづくり	68
・ゼロカーボンの推進による地球温暖化対策への取組み	
◆適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり	68
・ごみの減量化と資源リサイクル運動の推進	
・不法投棄対策	
◆知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現	70
・高齢者などが安心・安全に暮らせる住宅・住環境づくり	
◆水環境の整備	70
・合併処理浄化槽の普及	
・安定した水道の供給	
(2) その対策	
◆防災・減災に対応したまちづくり	71
◆消防・救急体制の充実	73
◆安心・安全なまちづくり	73
◆環境に配慮したまちづくり	74
◆適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり	75
◆知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現	76
◆水環境の整備	76
(3) 計画	77
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	78
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	
◆子育て支援の充実	79
・地域における子育ての支援	
・職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備	
◆保健活動の充実	80
・生活習慣病の予防	
・母子保健事業の充実	
◆障がい者福祉の充実	80

- ・自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実
- ・障がい者施設・支援の充実

(2) その対策	
◆子育て支援の充実	81
◆保健活動の充実	82
◆障がい者福祉の充実	83
(3) 計画	84
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	84

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	
◆地域包括ケアの充実	85
・持続可能な医療体制の推進	
・高齢者福祉の充実	
・介護予防の推進	
◆社会保険制度の円滑化	86
・国民健康保険の安定運営	
・後期高齢者医療制度の円滑な運営	
(2) その対策	
◆地域包括ケアの充実	87
◆社会保険制度の円滑化	88
(3) 計画	89
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	89

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	
◆学校教育の推進	90
・幼小中高一貫教育の充実	
・羅臼高等学校の魅力化	
・教育環境の充実	
◆社会教育の推進	92
・青少年教育の推進	
・知床世界自然遺産を生かした環境教育	
・関連団体との連携強化	
・家庭教育の支援体制の強化	
◆スポーツ活動の充実	94
・総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実	
・スポーツを通じたコミュニケーションづくり	

◆図書館の活用・充実	94
・図書館の活用・充実	
(2) その対策	
◆学校教育の推進	95
◆社会教育の推進	96
◆スポーツ活動の充実	97
◆図書館の活用・充実	98
(3) 計画	99
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	99

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	
◆集落の整備	100
(2) その対策	
◆集落の整備	100
(3) 計画	101
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	101

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	
◆芸術・文化の振興	102
・芸術文化の鑑賞・講座などの学習機会の充実	
・団体、サークル活動の育成・支援	
・文化財等の保護・活用	
・郷土文化の伝承・充実	
(2) その対策	
◆芸術・文化の振興	104
(3) 計画	105
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	105

12 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現況と問題	
◆再生可能エネルギーの活用	106
・地熱エネルギーの活用	
(2) その対策	
◆再生可能エネルギーの活用	107
(3) 計画	107
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	107

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

- ◆北方領土対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
 - ・早期返還に向けた啓発活動の推進
 - ・北方四島交流活動の推進
 - ・若年層世代への啓発活動の強化
- ◆知床の自然との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
 - ・人間活動と野生鳥獣との軋轢を回避するための対応とその方策の検討
 - ・知床世界自然遺産地域の適正な管理
- ◆安定した財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
 - ・健全財政の確立
 - ・収納対策の強化
 - ・ふるさと納税の推進
- ◆土地利用対策の推進と公共施設の活用・・・・・・・・・・・・ 111
 - ・計画的な土地利用
 - ・公有財産の運用と活用

(2) その対策

- ◆北方領土対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- ◆知床の自然との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- ◆安定した財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
- ◆土地利用対策の推進と公共施設の活用・・・・・・・・・・・・ 114

(3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114

(4) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・ 114

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

1 基本的な事項

(1) 羅臼町の概況

<自然・立地条件>

羅臼町は北海道の東北端、知床半島の東側に位置し、南は植別川を境に標津町に接し、東に国後島を望み、西北一体は標高1,661mの羅臼岳を最高峰とする知床連山を境に斜里町と接している。町の面積は397.72k㎡で、南北に約64.0km、東西に約8kmと細長い地形となっており、町域の約95%が森林で占められている。

海岸線から標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と海岸沿いの平地に集落が形成されている。半島突端に向けて急峻な海岸線が多く、岬町が集落形成の東端となり、その先の相泊以北は道路も整備されてないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはならない。一方で平成17年7月17日にユネスコの世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、特徴ある原始的景観が現存している。

気候は令和2年の年間平均気温が6.6度、月別平均気温は2月が最も低く-4.9度、8月が最も高く18.4度、海洋の影響を受けて寒暖の差が少ない。降水量は令和2年の月平均が116mmで近隣地域と比較しても多く、道東でも有数の多雨地帯となっている。

周辺地域との広域道路体系は、標津～羅臼間を結ぶ国道335号と斜里～羅臼間を結ぶ国道334号によって形成されている。国道334号は冬期間通行止めとなるため、国道335号が広域的な社会経済活動を担う唯一の通年基幹道路である。

町中心部から車で1時間程度の距離にある根室中標津空港には、新千歳空港、東京羽田空港との直行便が発着している。

<町の沿革と歴史>

町名の「羅臼」は、アイヌ語の「ラウシ」（獣の骨のあるところの意）に由来し、「ラウシ」が「ラウス」に転訛して名付けられたといわれている。

町の歴史は古く、先住民族の住居跡や遺跡も数多く発見されており、地名からもわかるように、海の幸・山の幸の多い土地である。

漁場の開拓は江戸時代の安永年間より始められており、目前に広がる海は太平洋とオホーツク海の交錯する世界でも屈指の水産資源の豊富な地域である。明治以降は富山県、石川県を中心とした本州からの移住者の増加とともに漁場の開拓がなされ、漁業を中心に発展を続けてきた。

明治34年には、標津外6カ村戸長役場の区域に属していた植別村が分離独立して、植別村戸長役場が設置された。その後、昭和5年には、現在の町名である羅臼に村名が改称され、戦後は、千島・樺太からの引揚者の受け入れや「魚田開発事業の構想の実施」に基づく道南方面漁民の受け入れなどにより人口増加を続け、昭和36年に町制が施行され現在の羅臼町になった。

＜社会的変化と課題＞

時代の潮流

近年、国内外の社会経済は急速にそして多様に変化し、当町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化している。今後新しいまちづくりを展開していくためにも、昨今の社会・経済情勢に適応した「協働のまちづくり」を基本とし、地域の特性を最大限活かすため、自己改革の努力が必要となっている。

①食や防災などの安全・安心対策

東日本大震災（平成23年3月）をはじめ、北海道胆振東部地震（平成30年9月）や九州北部豪雨（令和元年8月）など、近年は全国各地で異常気象や自然災害による大震災や局地的豪雨が頻発しており、町民の防災・減災に対する意識の高揚を図ることが大切である。

また、急激な高齢化の進行や複雑・多様化した新たな感染症の発生、食品の安全問題、詐欺や悪徳商法の横行など、健康、食、消費者などの様々な分野において安全・安心への関心が高まっている。

このような状況の中、いつどこで起こるかかわからない災害による被害を最小限に抑えるため、これまで以上に関係機関と地域住民が一体となり、町民が安全・安心に暮らせるための災害に強いまちづくりをはじめ、消防・救急体制の充実、食の安全、消費者保護の対応も含めた危機管理意識を高めるとともに安心して暮らせるための医療体制の整備が求められている。

②自然環境の保全と環境問題

日本国内でも屈指の生態系を誇る世界自然遺産「知床」の豊かな海や雄大な自然環境を次の世代へ引き継ぐことが我々の使命であるが、私たちの暮らしを支える自然環境に目を向けると、地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、その影響が懸念される。

これまでの大量生産、大量消費・大量廃棄型といった社会経済構造を見直し、廃棄物の減量化やリサイクルの推進、省エネルギーへの取組など環境に配慮した循環型社会形成への取組みを行うことで、世界の新たな潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に基づいた、「持続可能な羅臼町の姿」の実現を目指す必要がある。

③ライフスタイルや価値観の多様化

生活水準の向上や経済活動のグローバル化を背景に家族や労働のあり方が変化するなど、私たちを取り巻く社会経済環境は大きく変わりつつある。

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は多様化し、物質の豊かさ、個人の生き方を重視する傾向が強まる一方で、価値観やスタイルの変化の中で社会貢献への意識が高まり、多様な結びつきによるボランティア活動などへの参加が増加しているが、地域の人口構成の変化により、居住地を基盤とした地域コミュニティの低下が危惧されている。

これからのまちづくりにおいては、町内会などの身近なコミュニティの活性化により、多様な町民の活力を地域づくりにつなげていく必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりライフスタイルや価値観の多様化はより一層進んでおり、これまでにない生活様式や働き方への対応が求められる。

④女性の社会進出

男女平等の実現に向けた法律や制度の整備が進むとともに、経済社会情勢の変化を背景に女性の社会活動への参加意欲が高まり、職場進出や地域活動への参加が活発になるなど、社会における女性の参画の重要性が認識されるようになった。

しかし、このような社会状況下であっても、意識や社会慣習の上で性別による役割を固定的に捉える考え方が依然として根強く残っており、実質的な男女平等の実現のためには、政策決定の場への参画や賃金格差など単に女性だけの問題ではなく、社会全体の課題として取り組む必要がある。

⑤豊かで多様な学び、活動機会の創出

子どもの教育環境においては、学力・体力の低下や家庭と地域のつながりの希薄化など学校の内外で生きる力の低下が指摘されており、家庭では教育に関する経済負担も大きく、経済格差により子どもの教育機会などに差が生じる傾向にある。

また、個人の価値観や生活スタイルの多様化が重視される風潮が、生涯学習活動や地域活動への参加意欲の低下に繋がっている。

そのため、お互いの立場を理解し、尊重し合える社会の構築が求められており、次代を担う子どもたちの育成に向けた学校教育環境の一層の充実を進めていく必要がある。

更に、生涯にわたって自己を高め、生きがいのある暮らしを送ることができる生涯学習社会の形成に向け、地域資源である貴重な文化財の保護・活用を含め、町民主体の学習、文化、スポーツ活動の一層の活性化を図る必要がある。

⑥人口減少社会の到来

全国的に少子高齢化が加速し、平成16年をピークに人口減少時代を迎えている。

人口減少は、生産年齢人口の減少、コミュニティ機能の低下、現役世代の社会保障費の負担増など社会全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。

当町の人口は昭和40年をピークに年々減少し、少子高齢化は確実に進行しているため、人口減少問題に対応した地域創生のまちづくりが求められている。

人口減少克服のためには、主要産業である水産業の安定化、観光の振興、地域産業の活性化による雇用の場の拡大、子育ての支援対策などの少子化対策に力を入れ、若い世代が将来の羅臼町に夢や希望が持てるまちづくりが求められている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

⑦高度情報化の進展

高度情報化の進展によりパソコンや携帯電話、インターネットが爆発的に普及し、情報ネットワーク社会が形成されている。市町村においてもインターネットなどを通じて各種サービスを提供する「電子自治体」の構築が進み、全国自治体で光ファイバ網の整備が急速に進んでいる。

こうした高度情報化は、住民生活の向上や地域活性化に既に大きな影響を及ぼしていることから、当町においてもこれらに対応したまちづくりに積極的に取り組むとともに、地域社会においても有効活用を図っていくことが求められる。

⑧国際化社会の進展

携帯電話やインターネットなど情報通信技術の飛躍的な発達により、短時間で、そして安価に世界中と双方向の情報交換が可能となり、あらゆる分野で国や組織を超えたコミュニケーションが可能となっている。

また、経済活動のグローバル化が進み、人・もの・情報・資金などの国際的な移動や交流が活発化している。現在は新型コロナウイルス感染症の影響により人の移動・交流に制限がかかる状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症収束後には海外からの観光客の増加が考えられることから、「アフターコロナ」の視点での受入の環境整備が求められている。

<羅臼町における過疎の状況>

当町の人口は、昭和40年の8,931人（国勢調査）をピークに減少を続け、平成17年の国勢調査では6,540人となり、昭和55年から平成17年の25年間で17%以上の人口減少率となったことから、平成22年4月1日に初めて過疎地域として指定された。

少子高齢化や都市部への人口流失に歯止めがかからず、令和2年4月には5千人を割り込み（住民基本台帳：4,676人）、自立に向けた対策が急務である。

人口減少の主な理由として、出生・死亡による自然的要因は全国的傾向である少子化の影響がある。出生者数は年々減少し、近年は死亡者数に対して出生者数が大きく下回っている。

社会的要因としては、昭和40年代以降、転出者が転入者を上回る状況が継続している。更に近年は、学校の統合に伴う教員職員数の減少が顕著であり、人口減少の大きな要因の一つとなっている。

産業的要因としては、過去順調に発展してきた漁業だったが、主力魚種であるスケトウダラ魚を中心に平成2年に253億円もの水揚げ高を記録したのを境に急激に落ち込んだ。その後、秋サケの豊漁で定置漁業が台頭し平成16年～平成17年の水揚げ高は130億円台、イカの豊漁で平成19年には152億円に増加したが、翌平成20年には128億円に落ち込むなど年による変動が見られる。また、平成29年以降は水揚げ量が激減。さけます増殖事業の安定化が図られる以前である今から50年前の水準まで落ち込むなど、羅臼漁協の総水揚げ高は100億円を割り込んでおり、水産業は以前にもまして厳しい状況となっている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

刺網漁業は前述のとおり、主要魚種であるスケトウダラの不漁により平成7年と平成28年に減船を経験している。この間、羅臼漁協は漁業種間の格差是正や経営の安定を図るための漁業種類の転換、漁協組合員の脱退を含む漁業再編を進めてきたところだが、ロシアトロール船の操業が依然として、繰り返され、前浜資源は枯渇の危機にさらされ続けている。また、漁業資源の減少から減船が行われ、漁業者の失業などによる町外転出も見受けられる。

酪農を主とする農業は、平成17年に11戸あった酪農家数が、平成19年には9戸に減少しており、近年は管内連携の下で就農対策を行っているものの、将来的な後継者不足が課題となっている。

平成27年度からは、町外からの移住・定住を目指した「地域おこし協力隊」制度を活用し、人口増加に向けた取組みを行っているが、就職先不足による雇用の減少、学生の転出、転勤世帯の単身赴任化などが挙げられ、当町の人口は急激に減少している。

<まちづくりの目指す姿>

当町はこれまで知床の雄大な自然に抱かれた「漁業のまち」「食料基地」としての特色ある歴史を歩み、経済振興と町民生活の安定に努め、新たなまちづくり『人・まち・自然 いきいき知床新時代～魚の城下町らうす～』をテーマに掲げ、自然環境との共生を基本理念に、産業基盤、生活基盤の整備を進めてきた。

しかし、国が推進する地方分権の名の下、地方交付税は年々削減され、多くの漁業資源の減少が著しく、減船による税収減、人口の流出、急速な少子高齢化などにより深刻な景気低迷状態にある。

また、疲弊する地域経済の打開策として、国の進める「平成の大合併」により近隣四町と合併の道を模索したが、紆余曲折の末に頓挫、以後、自立の道を歩んでいる。

合併を断念し窮地を迎えた当町は、抜本的な行財政改革を行うため、平成18年から羅臼町自立プラン「自立のまちづくりを目指して」を策定し遂行してきた。これは、行政サービスの低下や町民負担の増加を盛り込んだ大変厳しい内容で、「あれもこれも」の行政から、「あれかこれか」を選択する行政への転換を余儀なくされた。

基幹産業の漁業が不振の中、低迷する地域経済を官民一体で乗り越え、地域産業の発展、自然環境の保全に取り組み、「この町に生きる喜びと誇り」「故郷を愛する心」を持ついきいきと逞しく行動する心豊かな町民の育成を図りながら、先人達から引き継いだ世界自然遺産「知床らうす」の自然と風土を胸張って次世代へ手渡すことを目標に、「羅臼町第7期総合計画」では町民一人ひとりが担うことのできる役割を認識し、「自助・共助・公助～協働と役割分担・人材育成～」の考えに基づいた「協働のまちづくり」を実践し、地方自治体の再生を取り組んで来たところである。

当町は、まちづくりの現状と課題を整理しながら、釧路・根室連携地域政策展開方針（北海道）、8期北方領土隣接地域振興計画と連動し、「羅臼町第7期総合計画」及び「第2期羅臼町総合戦略」を基本とした「羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、総合的・計画的なまちづくりを推進していく。

(2) 人口の動向

<総人口・世帯数>

町制施行後、昭和40年の国勢調査における8,931人をピークに年々減少傾向となっている。特に昭和45年から昭和50年にかけて大きく減少し、昭和50年から昭和55年までは横ばい状態であったが、その後、再び減少傾向となり、徐々に人口減少率が大きくなっている。

世帯数は、昭和45年から昭和50年にかけての人口減少にもかかわらず増加傾向となり、昭和55年に2,804世帯とピークに年々減少傾向となっている。平成12年に人口が7,000人を割り、平成17年の国勢調査では6,540人、平成22年の国勢調査では5,885人となり、それに伴い世帯数も減少している。

平成27年の国勢調査では、人口5,415人、世帯数2,182世帯、1世帯当たりの世帯人員は2.48人となっており、平成17年と比較すると人口は10%以上減少するなど町外流出、少子高齢化が今後の課題となっている。また、住民基本台帳に基づく数値では、令和2年度には人口が5,000人を割り込むなど、人口減少に歯止めがかかっていない状況にある。

今後の推計人口に目を向けると、国立社会保障・人口問題研究所の推計による当町の推計人口は、平成27年に比べ令和22年は平成27年の52.8%となる2,861人に減少し、令和47年には20.8%となる1,126人まで減少し、国よりも大幅なペースで人口が減少すると見込まれている。また、当町の平成25年～平成29年の合計特殊出生率は、厚生労働省による統計開始以降、最低の1.46となっており、国（1.43）や道（1.29）と同水準で推移している。

一方、「羅臼町人口ビジョン」では、今後の少子化対策の充実強化と自然減・社会減対策を効果的かつ一体的に行うことで、令和22年には純移動率を0とし、人口3,000人以上を維持することとしているほか、併せて合計特殊出生率についても、令和27年までに1.80へ上昇させ、その後維持することとしている。

○人口・世帯数の推移（国勢調査）（R2は住民基本台帳：R3.3.31現在）

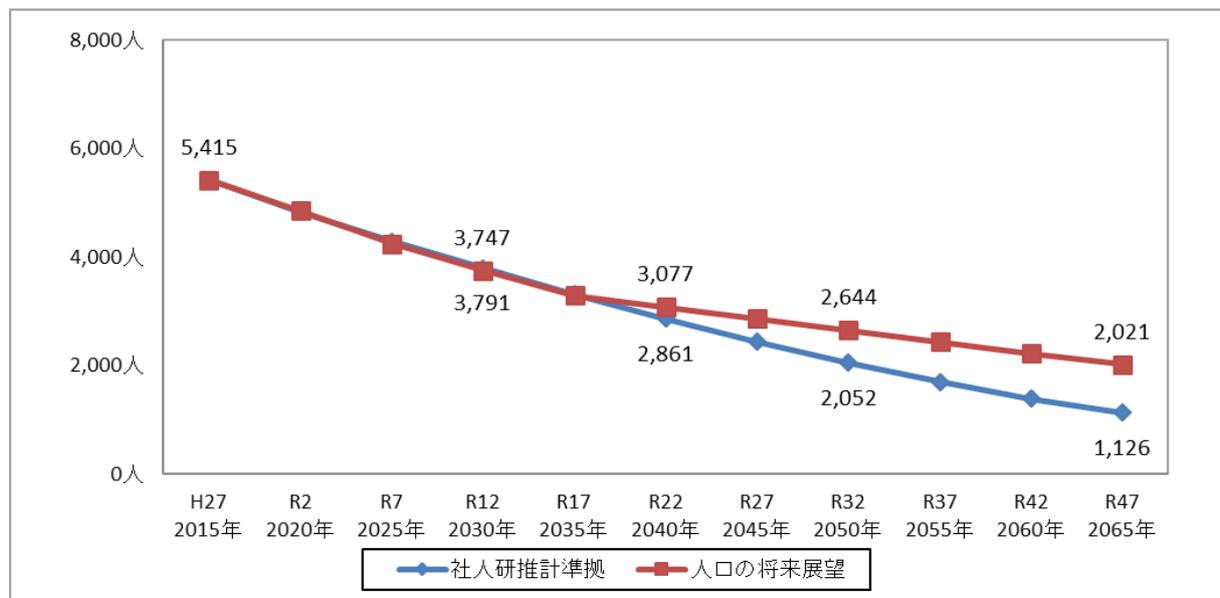
		S35	S50	H2	H17	H27	R2
世帯数（戸）		1,416	2,085	2,409	2,268	2,182	2,045
人口	男	3,998	4,454	3,948	3,242	2,697	2,318
	女	3,560	3,795	3,857	3,298	2,718	2,358
	計	7,558	8,249	7,805	6,540	5,415	4,676
1世帯当り人口（人）		5.33	3.95	3.23	2.88	2.48	2.28

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○階層別人口の推移（国勢調査）

	S35		S50		H2		H17		H27	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	7,558	8,249	9.1	7,805	△5.4	6,540	△16.2	5,415	△17.2	
0歳～14歳	2,493	2,167	△13.1	1,622	△25.1	1,041	△35.8	648	△37.8	
15歳～64歳	4,845	5,649	16.6	5,414	△4.2	4,221	△22.0	3,334	△21.0	
15歳～29歳 (a)	2,394	1,941	△18.9	1,578	△18.7	1,015	△35.7	659	△35.1	
65歳以上 (b)	220	433	96.8	769	77.6	1,278	66.2	1,433	12.1	
(a)/総数 若年者比率	31.7	23.5	—	20.2	—	15.5	—	12.2	—	
(b)/総数 高齢者比率	2.9	5.2	—	9.9	—	19.5	—	26.5	—	

○人口の将来展望（羅臼町人口ビジョンより）



		2015年 H27	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研推計	総人口	5,415	4,824	4,288	3,791	3,310	2,861	2,436	2,052	1,701	1,392	1,126
	年少人口	648	515	433	352	279	222	172	136	105	81	62
	生産年齢人口	3,334	2,829	2,396	2,003	1,624	1,291	1,051	819	639	520	436
	65歳以上人口	1,433	1,481	1,458	1,437	1,408	1,348	1,212	1,097	958	791	628
人口の将来展望	総人口	5,415	4,844	4,235	3,747	3,292	3,077	2,859	2,644	2,430	2,218	2,021
	年少人口	648	534	463	390	313	285	260	248	242	236	230
	生産年齢人口	3,334	2,829	2,348	1,961	1,612	1,394	1,256	1,106	993	941	950
	65歳以上人口	1,433	1,481	1,424	1,396	1,367	1,398	1,343	1,290	1,195	1,041	841
合計特殊出生率		1.72	1.72	1.72	1.76	1.76	1.76	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80
純移動率の減少割合			100%	60%	30%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(3) 羅臼町の行財政の状況

<行政>

当町は、平成28年度から令和5年度までを計画期間とした「羅臼町第7期総合計画」を基に、地域産業の発展と自然環境の保全に取組み、「この町に生きる喜びと誇り」「郷土を愛する心」を育み、先人達から受け継いだ世界自然遺産「知床らうす」の自然と風土を次の世代へ手渡すことを目標に、町民一人ひとりが担うことのできる役割を認識し、「自助・共助・公助～協働と役割分担・人材育成～」の考えに基づいた「協働のまちづくり」を進めている。

しかし、急速に少子高齢化・人口減少が進行し、経済雇用基盤の崩壊や社会保障制度を持続させていくことが困難になってくることが予測されている中、新型コロナウイルス感染症の流行が及ぼす影響や高度情報化、国際化の進展、環境問題の顕在化、地球温暖化の影響による大規模自然災害など、我が国を取り巻く社会構造は大きな転換期を迎えており、広い視野でのまちづくりを進めていくことが求められている。特に昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、「新たな生活様式」への転換が進められている状況下にある。

こうした状況を踏まえ、知床らうすの創生・発展に向けて、これまで以上に「知床らうす」の地理的特性や自然環境、海の恵みなど魅力的な優位性や可能性を最大限に活かしながら、新たな時代にふさわしい価値観を見出し、町民をはじめ各種団体や関係機関と行政が力を合わせ、一人ひとりが生きがいを持って活動し、様々な世代の人たちが互いに支え合い、健康で豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、「羅臼町第7期総合計画」及び令和3年4月策定の「第2期羅臼町総合戦略」との整合性を図り、行財政改革を実践する。

<財政>

当町の財政状況は、平成20年度決算で実質収支が約1億7千万円の赤字と厳しい財政状況となったことから、公共施設の運営を民間で行う指定管理者制度の活用、人件費のカット、行政サービスの見直し等を行い、平成26年度決算まで殆ど底をついていた財政調整基金を約8億円まで積み立てることができたが、平成29年度以降は知床未来中学校の建設などの大型建設事業の急増や施設の老朽化対策などにより、「地方債現在高」の増加が見込まれている。特に、令和3年度からは、知床未来中学校改築事業の据置期間が満了し、元利償還が始まるため、償還財源確保に影響がでることから、非常に厳しい財政状況となっている。

また、今後も基幹産業である漁業の低迷による町税の減少、地方交付税の減少が引き続き予想され、少子高齢化に伴う医療費や公共施設の老朽化に伴う改修等の費用も増加する見込みであり、更に厳しい財政状況となる恐れがある。

将来にわたって持続可能な行政運営が行えるよう徹底した節減を行い、町民の理解と協力を得ながら、効果的、効率的な施策展開に努め、財政健全化を進めなければならない。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

<財政健全化の取組み>

①危機意識の共有と徹底した行財政改革

脆弱な財政体質の改革を目指し、徹底した行財政改革を行うという確固たる意志をもって取り組むとともに、町の置かれている財政状況等について、町民へわかりやすい情報提供を行うことで浸透性を高め、危機意識を共有し、理解と協力を得ながら効果的、効率的な施策展開に努め、財政健全化を目指す。

②行財政運営の抜本の見直し

財政健全化のためには、町の一般会計のみならず、特別会計、公営企業会計についても、抜本的な行財政運営の見直しが必要である。

事業をゼロベースで見直すことはもとより、町民生活への影響を勘案しながら、その必要性・有効性・効率性等の視点から事業の休止・廃止・縮小・統合等を検討し、常にコスト意識をもち、経営感覚をもって行財政運営を行う。

③町民との協働

まちづくりは行政だけではなく町民と共に行うことを再確認する。そのうえで、行政の責任範囲を再検討し、行政のやるべきことと民間企業やNPO、地域コミュニティなどの役割を整理し、協働のための支援を行うことで、あらゆる分野において、町民との協働を推進する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○財政の状況

(単位：千円)

区 分	H22年度	H25年度	H27年度	R1年度
歳入総額 A	4,044,143	3,852,086	4,048,763	4,504,498
一般財源	2,862,605	2,940,094	2,971,799	2,786,211
国庫支出金	299,664	137,888	235,223	221,456
都道府県支出金	141,120	148,984	136,490	176,313
地方債	299,636	235,393	240,522	377,402
うち過疎対策事業債	8,700	55,300	91,600	128,700
その他	441,118	389,727	464,729	943,116
歳出総額 B	3,917,327	3,794,810	3,851,397	4,424,040
義務的経費	1,487,559	1,484,009	1,524,142	1,440,275
投資的経費	225,722	94,952	184,106	480,238
うち普通建設事業	225,722	94,952	184,106	480,238
その他	2,204,046	2,215,849	2,143,149	2,503,527
過疎対策事業費	36,652	75,006	125,659	198,133
歳入歳出差引額 C (A-B)	126,816	57,276	197,366	80,458
翌年度へ繰越すべき財源 D	55,411	0	5,676	0
実質収支 C-D	71,405	57,276	191,690	80,458
財政力指数	0.29	0.25	0.26	0.26
公債費負担比率	12.8	12.9	11.6	12.2
実質公債費比率	12.9	10.9	9.1	8.5
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	78.9	80.3	82.3	87.9
将来負担比率	83.80	16.80	—	—
地方債現在高	4,384,018	3,880,611	3,754,099	4,705,962

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○主要公共施設等の整備状況

区 分	S45年度末	S55年度末	H2年度末	H12年度末	H22年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	18.9	35.1	62.1	66.3
舗装率 (%)	—	24.6	37.4	72.7	72.4
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	95.0	98.7	99.9	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	—	—	42.9	58.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	5.8	6.3	6.5	7.2	3.2

区 分	H25年度末	R1年度末
市町村道		
改良率 (%)	66.3	66.3
舗装率 (%)	72.4	73.2
農 道		
延 長 (m)	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—
林 道		
延 長 (m)	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)	100.0	100.0
水洗化率 (%)	61.0	65.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	2.5	3.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

I. まちづくりの目指す姿

① まちづくりの目標

将来テーマ
人・まち・自然いきいき 知床創生
～魚の城下町 らうす～

世界自然遺産「知床」を有する羅臼町は、“日本最後の秘境”ともいわれる雄大かつ貴重な自然を有し、間近に北方領土国後島を望み厳しくも幸豊かな海に生まれ、力強く歴史を刻んできた。

現在、日本国内外の社会情勢の変化は一層激しく、グローバル化は避けられない状況となっており、日本は世界に先駆けて「人口減少・超高齢化社会」を迎えている。

このような状況の中、多様化する人々の価値観に迅速に対応し、人口減少を克服した『地域創生のまちづくり』が問われている。

基幹産業である漁業の不振が続き、少子高齢化・都市部への人口流出に拍車がかかっており、このままでは自治体機能を維持することが一層難しくなっている。

一方で、世界的な環境保全や自然保護、健康志向が高まりをみせ、外国人観光客も増加しており、「世界自然遺産のまち・らうす」の特性や資源をこれまで以上に活かすことが求められている。

また、食の安心・安全が求められており、良質で安全な食料供給基地「魚の城下町らうす」としての期待も益々膨らんでいる。

このような時代の潮流と地域の特性を踏まえ、第6期総合計画を継続・発展させ、地域創生を推進するため、「羅臼町第7期総合計画」における将来テーマを「人・まち・自然いきいき 知床創生 ～魚の城下町 らうす～」と定めた。

将来への願い

- 【 人 】 子どもからお年寄りまで町民の誰もが郷土を愛し、誇り、老後を安心して生きがいをもって暮らし、町内外の人たちとふれあい、楽しく生きいきと活動している姿を願っています。
- 【 ま ち 】 快適、安全・安心で魅力的な生活環境や町並みが整備され、基幹産業である漁業や観光業に加えて、酪農業、商工業なども含めた地域産業が活発で、活気に満ちたまちの姿を願っています。
- 【 自 然 】 世界自然遺産登録後、10年を経て、益々魅力を増す、雄大な自然と美しい景観に包まれた環境と共生し、自然の恵みを満喫できる、輝きに満ちたまちの姿を願っています。
- 【知床創生】 これまで以上に「知床らうす」の自然環境・海の恵みなど魅力的な可能性を最大限に活かした新たな価値観を見出し、官民一体となり、一人ひとりが生きがいを持った健康で豊かに暮らせるまちの姿を願っています。
- 【魚の城下町】 羅臼町の基本財産であり、地域の存立基盤ともいえる「魚」と共に生きる「人」と「まち」と「自然」が融合する理想郷となることを願っています。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

② まちづくりの基本方針

2000年当初の行政は町民からの要望に応えるため、各種事業や様々なサービスを実施してきた。

しかしながら、基幹産業の漁業が不振の中、少子高齢化や都市部へ人口流出は歯止めがかからず、第6期総合計画策定後、町の財政状況は厳しい状況が続き“要望すべてに応える”ような「あれもこれも」のサービス提供は不可能となり、将来の「らうす」の姿を見据えながら、「あれかこれか」という、“選択と集中”のサービス提供を行うことが、必須となっている。

また、これからのまちづくりは、羅臼町の未来を町民と共に考え、実践していくことが必要である。

そのため、様々な世代との対話を通じてこれから目指す将来のまちづくりの方向性を示し、実践していくことが求められている。

更に、この対話を通してそれぞれの世代や立場を理解し合い、共に行動することで「絆」を深め、「郷土愛」を育み、知床らうすの素晴らしい未来を創造していくことが必要である。

よって、これからは自分たちの未来は自分たちで考えるということに気づき、同じ志を持った仲間が集い結束し、しっかりと計画を立て、自ら行動し、結果を出し、それを検証して次に活かしていくこと。すなわち継続すること。自治体のみで課題を解決するのではなく、町民一人ひとりについて、各自が担うことのできる役割を認識して、各自が出来る範囲内で、積極的に地域の課題を解決していく姿勢と行動力、すなわち「住民自治」が求められている。

このためには、「自助・共助・公助～協働と役割分担・人材育成～」の考え方が、「自立のまちづくり」を進めるため必要不可欠であることから、この考え方を「羅臼町第7期総合計画」における基本方針テーマとして設定しており、町民と行政の協働と役割分担が「町民主体のまちづくり」の基礎となるため、今までのような町の補助無しでは活動できない団体運営やまちづくりではなく、各々が自主財源によって自立した活動ができるよう支援する。

加えて地域づくりの基盤として教育の果たす役割は大きく、ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきと逞しく行動する心豊かな町民の育成を図るため、平成28年1月に策定した羅臼町教育大綱・羅臼町教育の基本方針を元に推進する。

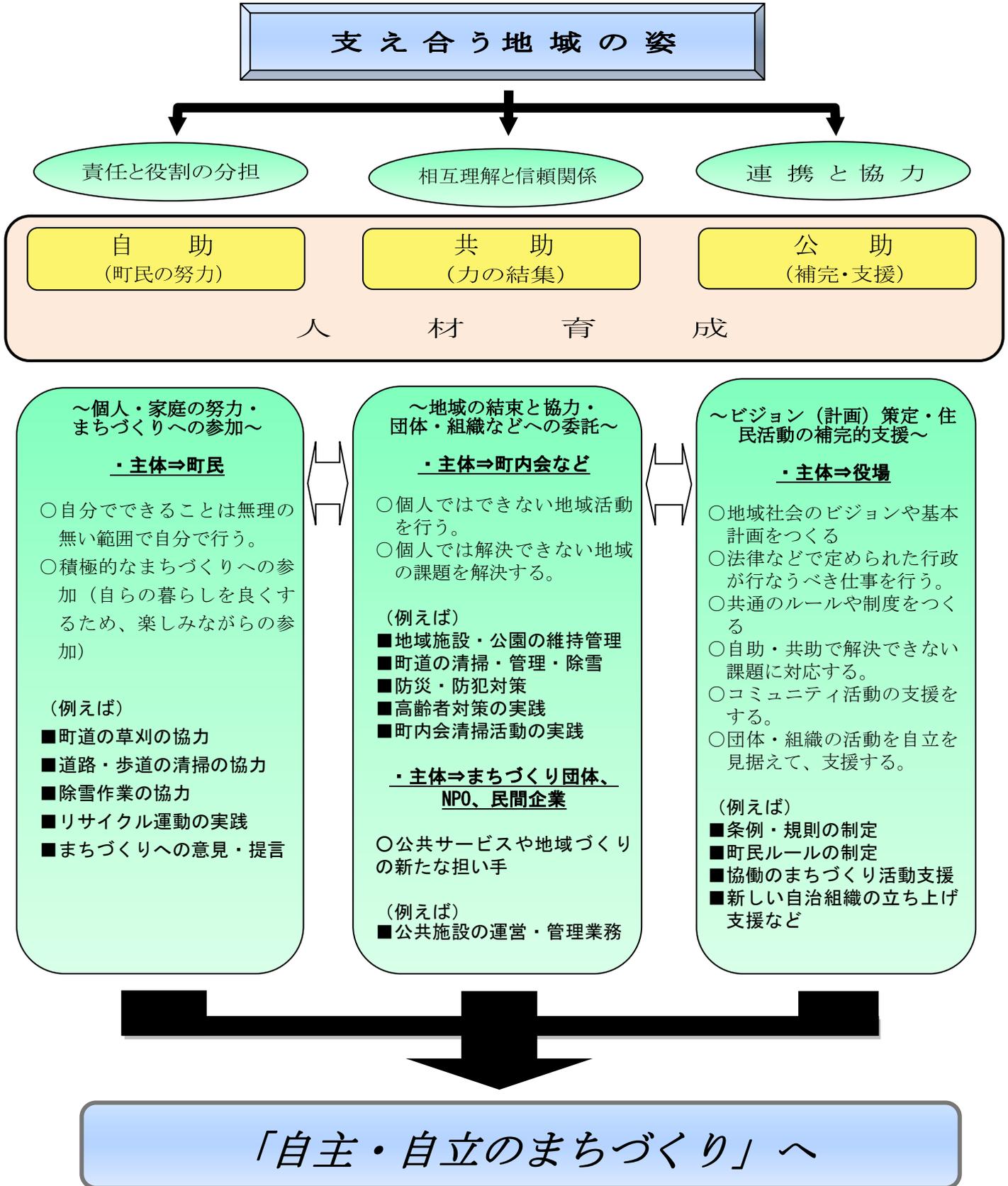
行政も、検討した役割分担を安易に町民や地域に任せるのではなく、十分地域住民の意見・提言を聞き、調整を行ったうえで実施する。

なお、経費節減と効率的な行政経営を行うため、地域・各種団体・民間企業・NPO法人など多様な担い手を検討し、サービス低下を防ぎ、効率的かつ効果的なサービス提供が図られるよう選択と調整を行う。

基本方針テーマ
協働のまちづくり
想像から創造へ
自助・共助・公助～協働と役割分担・人材育成～

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

協働のまちづくりの推進（協働と役割分担）



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

Ⅱ. 新しいまちづくりに向けた重点施策

① 人口減少克服に向けた対策

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和47年の羅臼町の人口は1,126人と推計されており、地域経済の縮小による様々な基盤の維持がより一層困難になることが推測されることから、羅臼町人口ビジョンでは、転出超過状況にある人口移動の段階的な改善を図り、令和47年度で人口2,021人を維持することを目指すこととしている。

人口減少対策では、自然増減よりも社会増減施策の展開による影響力が高いと分析されるものの、人口構造の高齢化を抑制する面からも、社会増、自然増に係る施策を同時並行かつ相乗的に進めることが重要とされている。

このことから、地域における安定した雇用の創出と地域の活性化を図るため主要産業である漁業と観光の振興、新たな産業の創出を図るとともに、結婚・出産・子育ての希望を実現させるための少子化対策を軸とした各種施策を展開し、若者の雇用の場の確保と合計特殊出生率の上昇、若い世代が将来に希望を持てるまちづくりを推進する。

人口減少克服に向けた基本目標

1. 若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興
 - (1) 漁業・観光業を中心とした産業の活性化を目指します。
 - (2) 若者が働きたいと思える安定した就業環境の整備を目指します。
2. 知床羅臼町の魅力を活かした移住、定住の推進
 - (1) 年間を通じた交流人口の拡充を目指します。
 - (2) 知床の魅力をPRし、住みやすい環境づくりを目指します。
3. 結婚・出産・子育てをしやすい環境と未来を担う子どもたちの教育環境の整備
 - (1) 結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりを目指します。
 - (2) 魅力ある教育環境の整備を目指します。
4. 若い世代が主体となった知床羅臼みらいづくりの推進
 - (1) 町民の「気づき」により、「結束」「行動」「継続」へと繋がる環境醸成を目指します。
 - (2) 社会生活基盤と自然環境に配慮したまちづくりを進めます。

② Kプロジェクトの推進

町民の「幸福」と将来を担う次世代の子どもたちに誇れる羅臼町を創っていくために「Kプロジェクト」を推進する。

「Kプロジェクト」は自分たちの未来は自分たちで考えることに「気づき」、同じ志を持った仲間が集い「結束」し、しっかりと「計画」をたて、自ら「行動」し、「結果」を出し、それを「検証」して「継続」をする7つの「K」を行動目標として、町づくりへの参加意欲と自主性、公共性のもと新たなリーダー養成を図る。

更に、「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」が共に自分たちの将来の町を自分たちで考え創りあげていく意識を醸成し、町民が「幸福」と感じる町づくりを進める。

自分たちのまちの未来を考え実践していく

- 「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」の推進と拡充

自分たちのまちの未来を応援し継承していく

- 「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」の構築

③ 町営住宅等建替推進事業

当町の町営住宅は海岸沿いの集落に点在しているとともに、耐用年数を経過した住戸が半数近くを占め、多くの住宅で老朽化が進んでいる。高齢者や障がい者、子育て世帯に対する福祉施策との連携を図りつつ、住宅セーフティネットとして町営住宅の整備を行い、適切な維持管理や計画的な建替えを進めて行くことが必要である。

老朽化が著しい町営住宅ストックの適正な活用を図るため、平成26年度から令和5年度までの期間で羅臼町住生活基本計画及び羅臼町町営住宅等長寿命化計画が策定されており、町民が安心・安全に住み続けられる良質な町営住宅の形成を基本目標としながら当町の将来人口推計や社会・経済状況の変化等を踏まえ計画を推進する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

●安心・安全に住み続けられる良質な町営住宅の形成に向けた基本方針

ア 管理戸数の適正化

当町は、今後も人口と世帯数の減少傾向は続き、町営住宅の需要も減少するものと推測されることから、将来世帯数などを考慮し町営住宅の管理戸数の縮小を図る。

また、現在の町営住宅には空き家が少なくことや、今後人口減少が進み高齢化率が高まることから、建替事業の進捗や住民動向を把握しながら管理戸数の適正化を進める。

イ 町営住宅の適正配置

市街地から離れた集落に立地する町営住宅の入居状況を踏まえながら、役場や小中学校などの公共施設が集積した利便性の高い中心部への町営住宅の集約化を行い、維持管理の効率化と生活利便性の向上に寄与する町営住宅の適正配置を行う。

ウ 居住者ニーズに対応した住宅供給

高齢者や子育て世帯や障がい者世帯など多様なニーズに応じた住宅を供給するため、入居者の世帯構成のバランスを考慮した団地環境の整備を行うとともに、子育て・福祉施策とも連携した環境整備を図る。



④ 安定した水道の供給

町民に安全・安心で安定的な水道水を供給することを目指し、現在、上水道1ヶ所（湯ノ沢浄水場）、簡易水道2ヶ所（岬簡易水道浄水場、峯浜簡易水道浄水場）にて供給を行っている。

湯ノ沢浄水場は、平成7年に完成し25年が経過しており、電気設備等の更新が必要な時期となっている。岬簡易水道浄水場は、昭和42年に整備され53年が経過しているが、水源、水質が良好なため、これまで施設の改修等は1度も行っていないが、老朽化が進んでいる。

峯浜簡易水道浄水場は、昭和59年に整備し36年が経過し、これまでに一部改修を行っているが、今後も更新をしていく必要がある。

また、水道本管についても全体の約20%が老朽化しており、水道施設や各設備など全体の老朽化が進んでいる現状にあるが、人口減少に併せて給水人口も減少してきており、老朽化した施設等の更新をしていくには維持改修費がかさみ水道事業の収益の悪化を招くことが考えられる。

しかし、町民生活に欠かすことができない重要なライフラインの一つである水道を将来にわたって安定して供給するため、老朽施設等の計画的な更新と効率的かつ効果的な事業経営や適正な水道料金の確保に努める。

主な取組み

- 水道ビジョンの策定
- 老朽施設等の計画的な更新

⑤ 地下資源の安定的な維持と再生可能エネルギーとしての活用

当町の温泉は昭和58年に1号井を掘削し、翌昭和59年に温水プールや民間の宿泊施設へ温泉の供給を開始、その後、熱源の安定確保のため昭和61年に2号井、平成3年に3号井、平成10年に4号井、平成21年に5号井を掘削している。その間、温泉熱を利用し役場や羅臼幼稚園、羅臼小学校、知床未来中学校、診療所等の公共施設の暖房給湯やロードヒーティングへの活用の他、二次利用として民間の旅館等へも有効的に活用している。

しかし、熱量の減少によってこれまで3つの温泉井を撤去、廃止、閉栓し、稼働している温泉井は2ヶ所のみとなっており、経年劣化と温泉蒸気など温泉成分による劣化で施設及び温泉供給配管の老朽化が著しい状況にある。

そのため、将来にわたって温泉水等の熱水供給を安定させることを目的とし、熱水の地下埋蔵状況を把握するための地下資源調査を実施しており、今後、安定的な温泉水等の熱水供給と併せた再生可能エネルギーとしての活用方法について検討する。

主な取組み

- 安定した温泉供給
- 地下熱資源を活用した地域振興
- 再生可能エネルギーとしての有効活用



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

この計画の期間内に達成すべき基本目標は次のとおりとする。

基本目標 1 若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興

数値目標：生産年齢人口 2,348人以上（令和7年度末※人口ビジョン令和7年予測2,348人）

現 状 値 2,787人（令和元年度末）

【基本的方向】

○漁業を中心とした産業の活性化を目指す。

近年の漁獲量の低迷に伴い、漁家のみならず水産加工業等の様々な業種へも経済的な影響が発生している。羅臼漁協及び関係機関が一堂に会し、協議により前浜の資源回復に向けた水産資源管理並びにつくり育てる管理型の漁業など新たな取り組みを推進することで、地域経済を支える漁業の確立を目指す。また、知床らうすブランド認証品制度やふるさと納税制度を活用し、全国における水産加工製品の認知度の向上と消費を促進する。

○若者が働きたいと思える安定した就業環境の整備を目指す。

基幹産業の低迷を受け、町外への人材の流出及び町外での就業が進んでいる。地元で安定的な生活を営めるよう、既存産業の収益性の向上と新規産業の創出・展開を図るとともに、町外企業の誘致に取り組み、雇用の創出を図る。

【評価指標（KPI）】

評価指標	現 状 (令和元年度実績)	目標値 (令和7年度実績)
ふるさと納税の寄付額	4.3億円	20億円
知床らうすブランド認証商品登録数	47品	10品増加（戦略期間累計）
漁業資源の増養殖又は蓄養の検討と試験	0種	検討数種、試験1種以上 (戦略期間累計)
新たな企業の参入	0件	3件

基本目標 2 知床羅臼町の魅力を活かした移住、定住の推進

数値目標：施策による転入者 10名（令和7年度末） 現状値：7名（令和元年度末）

【基本的方向】

○年間を通じた交流人口の拡充を目指す。

知床世界自然遺産や特色ある産業、国指定重要文化財など、羅臼町の魅力的な資源を活用した誘客を進めるため、観光関係団体と連携したPRやプログラム開発を行い交流人口の拡大を目指す。また、新生活様式の実践により、コロナ禍でも受け入れ可能な体制整備を行う。

○知床の魅力をPRし、住みやすい環境づくりを目指す。

新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏から地方へ転出する人口が増えている。羅臼町の魅力ある環境を積極的にPRするとともに、空き地・空き家バンク制度等の活用や働き手が不足している業種と連動した就業体験付きの移住体験を実施し、移住しやすい環境づくりに取り組む。また、空き家を移住者及び定住者向け住宅に活用する制度を創設し、住環境の整備を行う。

【評価指標（KPI）】

評価指標	現 状 (令和元年度実績)	目標値 (令和7年度実績)
観光入込客数	546,568人	基準年より10%増加
宿泊者数（延べ）	34,419人	基準年より10%増加
修学旅行受け入れ学校数	11校	15校
移住体験による移住者数	2名（第1期戦略期間内）	3名（戦略期間累計）
地域おこし協力隊移住者数	5名	5名
羅臼町奨学金返還支援事業による町内就業者数	—	10名（戦略期間累計）
空き地・空き家バンク成約件数	4件（第1期戦略期間内）	5件（戦略期間累計）
空き住宅の活用等に関する制度の創設	未制定	制定

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

基本目標3 結婚・出産・子育てをしやすい環境と未来を担う子どもたちの教育環境の整備

数値目標：15歳未満の年少人口：463人以上（令和7年度末） 現状値：516人（令和元年度末）

【基本的方向】

○結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりを目指す。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりや子育てにかかる経済的負担の軽減などにより子育てする家庭が仕事との両立を図り、子ども達が健やかに成長できるよう結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支援する。

○魅力ある教育環境の整備を図る。

羅臼町の魅力ある自然や文化、伝統などに接し、地域の課題を発見・解決に向け考え、行動できる人材の育成に取り組む。

【評価指標（KPI）】

評価指標	現 状 (令和元年度実績)	目標値 (令和7年度実績)
子育て世代包括支援センターでの妊産婦・乳幼児相談件数	0件	30件（戦略期間累計）
3歳未満児の子育て支援センター登録率	87%	95%
子育てママのリフレッシュ事業参加者数	61人	80人
放課後児童クラブ利用者登録者の利用率	100%	100%
園児・児童・生徒医療費無償化制度の創設	未制定	制定

基本目標 4 若い世代が主体となった知床羅臼みらいづくりの推進

数値目標：町民の定住意向：現状値以上（令和5年度） 現状値：50.9%（平成27年度）

【基本的方向】

○町民の「気づき」により、「結束」「行動」「継続」へと繋がる環境醸成を目指す。

町民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援するとともに、様々な世代でこれからのまちづくりに対する夢や希望を語り合える場の整備と将来の羅臼町を創造する力を持った人材育成に取り組む。

○社会生活基盤と自然環境に配慮したまちづくりを進める。

社会生活の基盤の一部となっている光通信環境の整備を進め、地方であっても常に最新の情報へアクセスできる環境を整える。また、高齢者等が安心して生活・移動ができる公共交通の仕組み作りに取り組む。

自然環境に配慮した施策の実施により、世界自然遺産国立公園である知床の自然環境に配慮したまちづくりを進める。令和2年度には、知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクトとして、環境省が所管する保護啓発施設を拠点としたイベントを実施しており、誘客による保護・啓発の促進を図った。特に将来的にわたって先端部の入口にあたる知床世界遺産ルサフィールドハウスの機能充実が望まれ、在り方検討のため令和3年度に「陸と海のシレココ・プロジェクト」を実施する。国の動きとして令和2年10月に農林水産省と環境省の連携強化合意がなされ、厳格な自然保護の徹底と世界遺産クラスの体験機会の提供を目標に、保護・利用の重点地域として指定されるに至っている。これらの機運をとらえ、地域と関係機関による「ルサ整備構想」の計画策定を目指す。

【評価指標（KPI）】

評価指標	現 状 (令和元年度実績)	目標値 (令和7年度実績)
いきいき地域提案事業相談件数	5件	30件（戦略期間累計）
地域公共交通計画の策定	未制定	制定
光回線エリアカバー率	84.41%（平成30年度）	100%
合併処理浄化槽の世帯普及率	47.66%	50%
資源リサイクル率	51.62%	55%以上
ルサ整備構想の策定	未策定	制定

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

この計画は、外部有識者の参画する会議において委員による達成状況の評価を毎年度受けることとする。

(7) 地域の持続的発展のための基本方針計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町の総人口は減少傾向が続いており、今後、公共施設等の利用需要が変化することが予測される。加えて、1960年代～1980年代に整備された施設は築40年以上が経過しており、将来的な財政状況も踏まえ、総合的かつ計画的に、新たな建て替えや大規模改修による長寿命化対策、利活用不能な施設の廃止等に取り組まなくてはならない。

このような社会・経済情勢の中、持続可能な行政サービスを提供するために、羅臼町公共施設等総合管理計画を策定し、町内全体の公共施設等の管理、改革を総合的に次のとおり進めることとしている。

なお、当計画に記載されている全ての公共施設等の整備は公共施設等総合管理計画に適合するものとなっている。

<公共施設の基本方針>

①施設保有量の最適化

町の保有する公共建築物は延べ床面積で約7万㎡あり、現在の保有量のままでは施設の更新・改修費用を支出することが困難な状況である。

今後、更なる人口減少や厳しい財政制約が予想される中、公共サービスを持続的に提供していくためには公共施設の総量を削減する必要がある。

そこで、新たな公共施設の整備は原則行わない方針とするとともに、必要性の低い施設や経費負担が大きい施設などを積極的に整理統合することで、公共施設の保有量を最適化していく。

ただし個別施設計画に準じて、既存老朽施設の建替え、用途廃止、維持管理等を計画的に行う。

②適切な維持管理の推進

公共施設の更新・改修・維持管理などのトータルコスト削減のためには、施設の総量削減だけでなく、適切な維持管理の実施によるコスト削減が必要である。

施設の定期的な点検と、適切な補修・改修により、既存公共施設を長く・大事に使っていくこと（長寿命化）で、突発的な改修費用の発生を抑え、施設にかかる長期的なトータルコストを削減する。

③連携と協働による計画推進

公共施設の課題に対しては、町組織が一体となって取り組む必要がある。

また、公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、地域住民と行政が情報を共有し、地域住民の理解のもと対策を実施していく必要がある。

しかしながら、町の職員や財源などの行政資源には限りがあることから、住民や民間事業者等の力やノウハウを取り入れていくべきである。

そこで、町のみが公共施設の対策に当たるのではなく、関係する地域住民や企業、周辺自治体などと協力・連携して対策を進める。

<公共建築物の施設類型ごとの基本方針>

①町民文化施設

町内には集会施設として、各地区に「福祉館」や「コミュニティーセンター」が存在し、地域コミュニティ活動のほか「羅臼町公民館」の解体後は文化活動などにも利用されており、そのほとんどが避難所として指定されている。「羅臼町コミュニティーセンター」については町が管理しており、役場分庁舎としての機能を備えた施設となっている。

今後、「福祉館」や「コミュニティーセンター」については、住民組織による管理運営へ移行することで施設の維持管理にかかる町負担額の削減を図る。

また、利用者が高齢化する中、バリアフリー課題を抱える施設が多く、利用者ニーズに合わせて対応する必要がある。

文化施設としては、「羅臼町郷土資料館」（旧植別小中学校）があり、日平均利用者数は16人/日となっている。

現在の建物が供用できるかぎり当該施設を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。現在の建物が供用出来なくなったときには展示施設と収蔵施設の分化を検討する。

②運動・観光施設

スポーツ施設と観光施設は、指定管理者制度や管理業務委託による管理形態をとっている。

「羅臼町民体育館」及び「羅臼町総合運動公園」は避難所として指定されている。

総合運動公園やオートキャンプ場の管理棟は、未利用空間が比較的多く、有効活用を図る必要がある。今後は費用対効果について検討を行い、周辺自治体や各町内会、学校教育施設との連携を含めた施設のあり方について検討する。その結果、維持方針の施設については、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図り、安定的なサービス提供と施設ライフサイクルコストの削減の両立を図る。

なお「羅臼町民体育館」は、指定管理者制度により運営されており、スポーツ活動を中心にイベント等も多く利用されている施設であるが、令和元年3月から耐震補強及びリニューアル工事のため休館中とした。令和3年6月の再開後は当該施設を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

道の駅とパークゴルフ場や野球場などの各競技場及び付帯設備については、当該機能を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。また、道の駅の建物状態は概ね良好であるが、屋上防水に劣化が見られている（令和元年度現地調査結果）。

③産業系施設

産業系施設には「水産系廃棄物堆肥化处理施設」や「ウニ種苗生産施設」のほか、農・水産物の実習加工体験施設等がある。

羅臼町の産業活性化のための基盤公共施設として今後とも必要であることから、日常点検の実施と不具合報告に適切に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図ることを基本とし、必要機能や費用対効果を勘案した上で建物更新の検討を行う。

なお、「羅臼町水産系廃棄物堆肥化处理施設」については、農家戸数の減少や農業基盤整備に係る制度の充実など情勢の変化により、町内外における堆肥需要が激減したことから、堆肥を生産する必要性がない状況となっている。このため、令和元年より2年にかけて施設内堆積物の処理について関係団体との協議を進め、今後の処理利用計画を作成し（令和3年度予定）、これに基づき処分を進める。

④学校教育施設

小・中学校は学校統廃合を進めた結果、現在小学校2校、中学校1校の計3校となっている。

今後とも少子化が進む中、将来の学校配置のあり方について継続的に検討しながら、「羅臼町教育施設等長寿命化計画（令和2年策定）」に基づき老朽施設の改修・補修を計画的に進めることで、良好な教育環境の形成と財政負担の低減化を目指す。

また、「羅臼町学校給食センター」は、特殊な設備も多く、安全面・衛生面等においても健全な維持が必要となり、適切な改修・修繕を継続的に行う。

⑤子育て支援施設

子育て支援施設は幼稚園2施設、保育園1施設の計3施設となっている。少子化に伴い乳幼児数は減少傾向にあるが、核家族化やひとり親、共働き世帯など支援を必要とする子育て世帯の割合は増加傾向にあり、町の人口維持のためにも子育てに対する行政支援は重要である。

そのため現有施設は日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図るなど適切に設備の維持管理を行う。また、将来の幼稚園配置のあり方や預かり保育の拡充に向けて、継続的に検討していく。

「ちゅーりっぷ保育園」は現存のまま適切に維持・管理を図る。

⑥保健福祉施設

高齢福祉施設である「高齢者交流いきがいセンターあいくる」は、羅臼町シルバーいきがいセンターの活動拠点となっている。

高齢化が進展する中、保健福祉施設の重要性は高まると考えられるが、新たな施設整備に伴う

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

費用負担は困難な状況を踏まえ、現行施設の維持活用によるサービス確保を図ることとする。

また、利用状況を踏まえて施設機能を見直すとともに、日常点検や不具合報告に対応し予防保全による施設の長寿命化を図るなど、引き続き適切な維持管理を行う。

⑦医療施設

「知床らうす国民健康保険診療所」は平成25年に建設された新しい施設であり、町内における医療の基幹施設として、今後も安定的な医療サービスを提供するため、日常点検や不具合報告に対応し予防保全による施設の長寿命化を図る。

また、「麻布歯科診療所」は建設築30年あまりが経過した貸付施設であるが、令和2年現在で休業中であるため、事業継続について検討・協議のうえ、施設利用方針について今後再検討する。

⑧行政施設

「羅臼町役場庁舎」は建築後30年が経過し、防災行政無線の設置やOA機器の増加により庁舎内は狭隘傾向にあるとともに、雨漏り跡や屋上防水の経年劣化が見られる(令和2年度現地調査結果)。

その他行政施設のうち、避難所として一部のみ使用されている「旧知円別小中学校(避難所)」は建築後40年以上経過し、内部外部ともに劣化がかなり進行している(令和2年度現地調査結果)。

行政機能の中心施設として、また平時だけでなく災害時の防災拠点としても重要な施設であり、今後とも日常点検や不具合報告に対応し予防保全を実施することで、建物施設の長寿命化と機能の確保を図る。

「旧知円別小中学校」は避難場所の他、海岸町地区、岬町地区の防災備蓄庫としても利用していることから、今後とも日常点検や不具合報告に応じ予防保全を実施し、施設の機能確保を図る。

その他行政施設については、老朽化の状況を踏まえ適切に維持・管理を図り、貸付施設については施設利用者との継続的な協議を進める。

⑨住宅施設

「町営住宅」は、人口減少に伴う町営住宅需要の減少が予測される中、将来世帯数などを考慮した町営住宅の管理戸数縮小と適正配置を図るとともに、多様な世帯ニーズに対応する住環境整備に努め、今後とも適切な住宅セーフティネットづくりを進めていく。具体的には「羅臼町住生活基本計画」と「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が著しい町営住宅の計画的な建替え・除却や改善・修繕等を実施する。

「職員住宅」は、老朽化の著しい建物について順次解体するとともに、必要な住宅については適宜改修や補修を実施することで存続する。

「教員住宅」は、学校適正配置に伴う教職員数に合わせた住宅数を確保し、築20年を経過した時点で改修を検討し、築40年を経過したものは除却・撤去を検討していく。

⑩公園施設(建築物)

公園施設の公衆トイレは建物としては比較的新しい施設であるが、設備・機器の老朽化が進行していることから、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

化とともに、施設の有効活用や町民や観光客等の利便性の向上を図ることとする。

相泊公衆便所については、周辺に同様の施設があることから、今後必要性について検討・協議する。

峯浜緑地広場やロックガーデン、しおかぜ公園、知昭町公園等については、草刈り等の日常の整備や点検を行い、施設の長寿命化とともに町民の利便性の向上を図る。

⑪供給処理施設

「羅臼町ごみ焼却場」は建築後40年が経過し、劣化による外壁や屋根の破損、雨漏り、設備不足が指摘されている（令和2年現地調査結果）。

供給処理施設は衛生的な生活環境の確保の観点から必要な施設であるため、当面は補修等により施設の長寿命化を図るが、今後は人口減に伴うコスト高となることが予測されることから、周辺自治体との連携や広域処理など様々な可能性について協議するとともに、老朽化が著しい場合は、解体を含めた検討を行う。

⑫遊休施設

遊休施設には、「羅臼町廃網処理施設」のほか小規模な観光施設などが存在しており、中には築20年程度の比較的新しい建物も存在する。

これら遊休施設については、施設の用途転用などにより有効活用の可能性がない場合は、倒壊危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などを考慮して計画的に除却を進める。

「羅臼町廃網処理施設」は現在の基準に適合しない施設のため遊休施設となっており、他の遊休施設と同様に活用方法を再検討し、活用の見込が無い場合は除却を検討するが、高額な解体費が課題である。

「羅臼町民スキー場」「羅臼町立林間広場キャンプ場」は、施設周辺の区域全体を含めた活用について再検討する。

また、付帯する施設については、経年劣化による破損が進行していることから、日常の点検等により破損状況を確認するとともに、飛散防止や撤去等の適切な管理を行う。

⑬その他施設

その他施設には築40年近くが経過している「羅臼町葬斎場」のほか、倉庫やポンプ室などの施設が存在している。

「羅臼町葬斎場」については、現在2炉で稼働し年間利用数（死亡者数）50件から70件で推移しているが、外壁で鉄筋が露出するなどの劣化が見られる（令和2年現地調査結果）。今後は外壁修繕など必要な補修を行い、施設の長寿命化を図る。

倉庫類は日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。

ポンプ室は機能上必要不可欠な施設であることから、今後とも適切な維持補修や機器修繕・更新により機能を確保する。

なお、浄水施設等については、「インフラ施設の施設類型ごとの基本方針」③により維持管理を行うものとする。

<インフラ施設の施設類型ごとの基本方針>

①道路

道路は、計画的な道路の改修・維持管理により、安全で安心な道路機能の確保と構造物のライフサイクルコストの縮減を図る。

そのため、道路施設を定期的に点検し、損傷程度及び対策の必要性などを評価するとともに、点検結果や補修履歴などのデータを道路台帳に蓄積することで計画的な改修・維持管理の検討材料とする。また、早期に道路施設の損傷を発見し、必要な対策を効果的に実施することで道路施設の長寿命化を図る。

②橋梁

橋梁は、管理橋の高齢化に対応するため、従来の「事後保全的」な対応から「予防保全的」な対応への転換とともに、橋梁長寿命化修繕計画により修繕及び架替えに係る費用のコスト縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保する。

そのため、日常的にパトロール・清掃などを実施するとともに、定期的に点検を行う。また「橋梁長寿命化修繕計画」において長期的なコストを検討したうえで適切に修繕を進める。

③上水道

上水道は、安全安心な水道水を安定的に供給し、かつ、水道事業を持続的に運営することを目標とする。

そのため、水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、水道施設の現状を把握し老朽施設の計画的な更新に努める。

また、水道施設の耐震診断を踏まえ、施設の重要度や優先度を考慮した上で、施設の耐震化を進める。

④温泉施設

温泉施設は、将来にわたって長く安定的に利用できるよう、安定供給体制の確立と、温泉資源の保護を図る。

そのため、ポンプ及び配管などの温泉供給システムを定期的に点検し、メンテナンスを着実に実施して施設の長寿命化を図る。また、温泉使用者とも連携して、温泉資源の適正利用を進める。

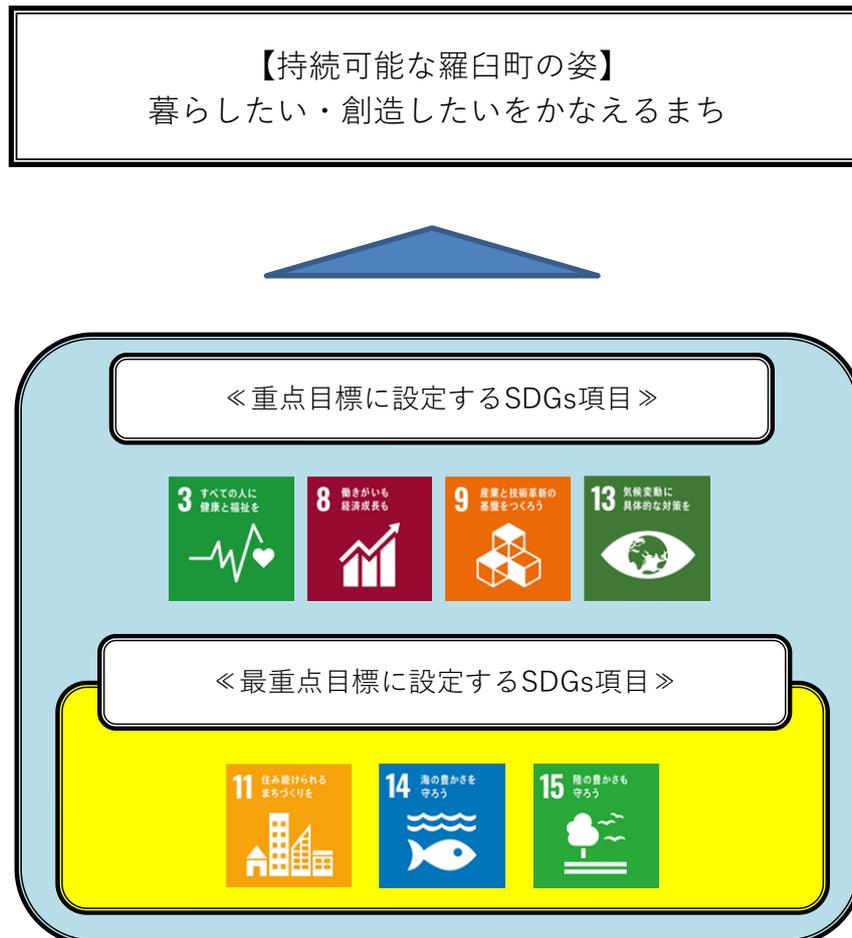
羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(9) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進

この計画の策定にあたっては、令和2年に策定した「知床羅臼SDGsステートメント」に基づき、世界の新たな潮流である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の理念を取り入れることで、「持続可能な羅臼町の姿」の実現を目指し、一層の課題の解決と未来へつなぐ施策の展開を進める。

羅臼町第7期総合計画の行動方針1から行動方針5に盛り込んだ78の施策にSDGsを割り当てるとともに、当計画に記載した事業の推進と細分化した各種事業の推進にあたってはSDGsを意識した事業展開を図る。

生まれ育ったまちに「暮らし続けたい」と思えるまちづくり、活力あるまちで「暮らしてみたい」と思わせるまちづくり、そして何よりもこのまちのことを愛し、更に「創造したい」と思えるまちづくりを実現しなければならず、その実現に向け、重点目標と最重点目標を設定し、「持続可能な羅臼町の姿」の実現に取り組むものである。



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

【 移住・定住の促進 】

◆移住希望者のための住環境づくり

当町の人口は、町制施行後の昭和40年の国勢調査における8,931人をピークに年々減少傾向となっており、令和2年度には人口が5,000人を割り込むなど、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、人口減少の対策にあたっては、移住の推進が不可欠な状況にある。

当町の地域特性上、住居を建設できる平地が少ないこともあり、移住希望者が快適に生活できる空き家が少なく、移住希望者のための住環境整備がなされていない状況にある。また、隣接する自治体から距離があり、通勤・通学の多くは町内に限られることから、羅臼で子育てをして、働くことができる住宅・住環境が求められている。

そのため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給、空き家などのリフォームや耐震化の支援等移住・定住を促進するサポート体制づくりが求められる。

◆移住希望者へ向けた機会及び情報の提供

当町では、管内4町が連携した移住者向けイベントへの出展や道外居住者向け移住体験モニターツアーを実施し、移住を希望する方への機会及び情報の提供を行っているが、より効果的な事業の実施に向け、内容の充実を図る必要がある。

【 地域間交流の促進 】

◆知床物産展の開催

「知床旅情」の作詞・作曲など当町とゆかりのある故 森繁久彌氏が生前居住していた東京都世田谷区千歳船橋で、平成25年から「知床物産展」を開催しており、知床圏域の特産品や羅臼高校生徒による「大漁焼き」の販売及び北方領土返還要求署名活動等のブースを設け、羅臼町を含む知床圏域のPRや北方領土問題の普及啓発を行っている。

◆「知床ナンバー」の導入

知床地域の一体感を育むとともに、「知床」のより一層のPRと自然環境の保全及び観光を推進しながら地域経済を活性化させるため「知床ナンバー」が導入され、令和2年5月11日に交付開始された。交付区域は根室管内4町（中標津町・別海町・標津町・羅臼町）及びオホーツク管内3町（斜里町・小清水町・清里町）の合計7町であり、フルカラー版ナンバープレート交付の際に寄せられた寄付金については、「知床ナンバー寄付金利活用協議会」で観光振興をはじめとした知床圏域の地域振興に資する取組みへの活用に向け検討を行う。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 地域人材の育成 】

◆Kプロジェクトの推進

町民の「幸福」と将来を担う次世代の子どもたちに誇れる羅臼町を創っていくために「Kプロジェクト」を推進する。

「Kプロジェクト」は自分たちの未来は自分たちで考えることに「気づき」、同じ志を持った仲間が集い「結束」し、しっかりと「計画」をたて、自ら「行動」し、「結果」を出し、それを「検証」して「継続」をする7つの「K」を行動目標として、町づくりへの参加意欲と自主性、公共性のもと新たなリーダー養成を図る。

現在は、「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」において、産業を核とした将来の町を自分たちで創りあげる意識の醸成の場として取り組んでいる。

◆知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクト

「知床羅臼NOASOBI・MANABI推進協議会」を中心に、町の新たな魅力づくりとして、知床のフィールドに着目した観光コンテンツとふるさと学習の推進、またそれに伴う産業人材の育成を目的として町内各所に拠点を設け、キャンペーンやワーケーションスペースを設置するなどの取組みを「オール羅臼」で展開している。

(2) その対策

【 移住・定住の促進 】

1) 移住しやすい環境づくり

空き家となっている町所有住宅を改修し、町外からの移住者（地域おこし協力隊を含む）の受入れに活用する。なお、改修にあたっては、空き家の特徴を踏まえ、移住希望者のニーズに合致する住環境づくりに努める。

2) 移住希望者へ向けた機会及び情報の提供

町外からの移住者を増やすため、羅臼町の魅力ある環境を積極的にPRするとともに、空き地空き家バンク制度等の活用や働き手が不足している業種と連動した就業体験付きの移住体験を実施し、移住しやすい環境づくりに取り組む。また、空き家を移住者及び定住者向け住宅に活用する制度を創設し、住環境の整備を行う。

《主要な施策》

- ・ 空き家・空き地の利用推進
- ・ 居住者ニーズに対応した住宅供給
- ・ 就業体験付移住体験事業の実施
- ・ 羅臼町奨学金返還支援事業の実施
- ・ 地域おこし協力隊隊員数増に係る取組み
- ・ 道内外及びオンラインを含む移住相談会出展
- ・ 移住者・地域おこし協力隊用住宅の整備

【 地域間交流の促進 】**1) 知床物産展の開催**

開催にあたっては、関係機関と連携し、開催の検討及び内容の充実を図る。

2) 「知床ナンバー」を起点とした地域振興

「知床ナンバー寄付金利活用協議会」で寄付金の使用用途を決定するとともに、交付区域7町での連携した取組みの実施について検討する。

《主要な施策》

- ・ 知床物産展の開催に係る検討及び内容の充実
- ・ 「知床ナンバー寄付金利活用協議会」における寄付金の利活用用途の検討
- ・ 知床ナンバー交付区域7町による地域振興の検討

【 地域人材の育成 】**1) 未来創造事業の推進**

Kプロジェクト創設以来、時間をかけて協議・検討がされてきた内容を精査した上で、令和3年度より未来創造事業を創設し、取り組みを進める。

経済に関わる人材の育成を柱に、今までに蓄積された検討内容を総合的に判断し、町の未来を見据えた事業を展開する。

2) 知床羅臼 NOASOBI・MANABI プロジェクト

これからの町づくりの担い手として期待される青年層の活発な活動や社会参加を促しながら、核となる人材の発掘や育成を図るとともに、令和2年度の事業実施を踏まえ、夏の観光シーズン中にトライアルイベントを実施するなど、今後の事業化に向けて、課題抽出、運営体制などの検証を行うとともに、新たな観光客獲得を目指した取組みとする。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 未来創造事業の推進
- ・ 知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクトの推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(1)移住・定住			
		就業体験付移住体験事業	町	
		移住相談会出展	町	
		移住者・地域おこし協力 隊員用住宅整備改修事業	町	
	(3)人材育成			
		知床羅臼NOASOBI・MANABI プロジェクト推進のため の施設等整備改修事業	町	
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業			
	人材育成	協働のまちづくり推進地 域提案型事業 町民の主体的な地域づくり を応援し、地域から提案さ れた事業への支援を通じ て、町民のまちづくりに対 する活動意欲の向上を図る ため。	町	地域住民の主体的 なまちづくりへの 参画により、地域 の持続的発展への 効果が期待でき る。
	(5)その他			
	空き家・空き地対策事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

【 漁業の振興 】

◆持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進

過去順調に発展してきた漁業だが、主力魚種であるスケトウダラ魚を中心に平成2年に253億円もの水揚高を記録したのを境に急激に落ち込んだ。その後、秋サケの豊漁で定置漁業が台頭し平成16年～平成17年の水揚高は130億円台、イカの豊漁で平成19年には152億円に増加したが、翌平成20年には128億円に落ち込むなど年による変動が見られる。また、平成29年以降は水揚げ量が激減。さけます増殖事業の安定化が図られる以前である今から50年前の水準まで落ち込むなど、羅臼漁協の総水揚高は100億円を割り込んでおり、水産業は以前にもまして厳しい状況となっている。

また、漁業者が減少傾向にあり、人口の減少や関連産業を含めた経済規模の縮小といった影響が出ている。安定した漁業生産が維持できる持続的漁業の確立を図るために、国（水産庁）の資源管理に向けた取組状況を注視しながら資源管理体制の確立を図るとともに海域の特性に応じた栽培漁業と管理型漁業を推進する必要がある。

◆漁業経営基盤の強化と人材確保

当町での漁業形態は多数あるが、漁業形態によって収益や安定性に差があり、ある漁業では順調に収益を上げている一方で他の漁業では経営に苦勞している。このような中、栽培漁業の先駆的存在で、かつ町の水産業基盤を支えてきた、技術・歴史のあるサケ定置網漁業の水揚げ量が激減しており、地域由来の水産資源維持対策をとるにあたっては、環境変化への適応や種の保存能力に優れた資源開発という視点を踏まえ、増養殖の取組みや技術の進展を進める必要がある。

更に、将来に展望もてる安定した漁業経営を実現するため、経費の節減や経営の合理化による漁業経営基盤の強化を推進する必要がある。

また、漁業を担う人材の確保と育成のため、研修・教育の充実による後継者育成を図る必要がある。

◆産地流通機能体制の強化と消費拡大

漁業生産の基盤となる漁港については、拠点である羅臼漁港（第4種）をはじめ第2種漁港2港、第1種漁港4港の計7港が町内に整備されている。

羅臼漁港は衛生管理型漁港として整備されており、現在は災害時を想定した耐震化施設の整備を進めている。

漁業者からは町内の全漁港で屋根の設置など衛生管理施設の拡充や荒天時の安全性向上、老朽化箇所を更新が求められている。

近年の動きとして、漁港は単に漁業生産の場にとどまらず、観光や体験学習など目的に活用さ

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

れ、より幅広い役割を果たすようになっている。

漁港整備については、消費者に安全・安心で高品質な生産物を安定供給するため、衛生管理の強化による水産物の安全安心、高品質化をブランド化やPRに活用していくことで消費の拡大と魚価の安定を図る必要がある。

少子高齢化と人口減の傾向を考慮して女性や高齢者の働きやすい就労環境整備を推進する必要があり、併せて観光や体験学習での利用を想定した整備を進める必要がある。

○漁港の状況

漁 港 名	種 別	指 定 年 月 日
峯 浜 漁 港	第 1 種	昭和63年 3 月 31 日
於 尋 麻 布 漁 港	第 1 種	昭和29年 7 月 12 日
松 法 漁 港	第 2 種	昭和29年 7 月 12 日
羅 臼 漁 港	第 4 種	昭和26年 6 月 29 日
オッカバケ漁港	第 1 種	昭和37年 6 月 20 日
知 円 別 漁 港	第 2 種	昭和29年 7 月 12 日
相 泊 漁 港	第 1 種	昭和48年10月16日

◆高潮・高波などの海岸対策の推進

土地の少ない当町では海岸全域が昆布漁をはじめとする漁業生産の場として利用されている。

また、海岸近くに建てられた住宅も多くあり、高潮・高波が発生するとこれらの漁業生産施設や住宅に直接被害が及ぶことも多く、平成18・26年、令和2年の高潮では町全域で被害が発生した。

町内には消波堤などの海岸保全施設も整備されているが、高潮・高波の際に十分な効果を発揮できない場合も多く、老朽化で機能低下している施設が多数ある。

漁業生産の場を維持し、安全安心な生活を送るために海岸保全事業を推進していく必要があり、海岸保全事業の実施にあたっては関係者の意向を反映できるよう十分に協議の上進める必要がある。

海岸保全事業は北海道によって実施されており、事業の推進を引き続き要請していく。



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○漁業生産状況

(単位：トン・千円)

	H27		H28		H29	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
すけそ	6,853	972,399	8,126	1,150,733	5,111	807,310
秋さけ	7,559	3,933,518	6,968	4,774,476	2,307	2,549,943
けいじ	4	56,319	0	16,267	1	29,444
ほっけ	209	140,652	119	63,703	272	114,136
めんめ	56	197,844	46	174,960	49	172,039
うに	163	275,622	126	240,052	108	248,209
たら	1,206	518,042	2,108	945,142	2,855	856,705
かれい	1,141	200,516	998	154,031	1,377	221,469
いか	6,720	1,781,992	429	279,898	108	43,009
おひょう	34	22,206	33	22,396	27	18,452
その他	5,448	2,041,764	6,286	2,064,034	4,405	2,175,529
こんぶ	196	445,187	296	694,174	295	594,175
合計	29,589	10,586,061	25,535	10,579,866	16,915	7,830,420

	H30		R1		R2	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
すけそ	4,640	760,613	4,991	611,410	3,082	440,548
秋さけ	2,983	2,116,932	2,008	1,176,937	1,493	1,164,998
けいじ	1	6,587	1	7,438	1	3,104
ほっけ	1,014	225,140	1,092	228,818	1,512	269,210
めんめ	51	179,041	61	213,367	51	163,423
うに	86	258,091	95	320,207	67	183,841
たら	4,668	1,117,141	4,344	1,084,058	3,959	846,758
かれい	1,222	194,158	1,376	228,563	1,181	172,484
いか	169	73,413	2,670	1,873,598	224	122,425
おひょう	40	16,310	31	11,420	17	6,709
その他	6,159	336,331	7,468	2,324,999	7,143	2,098,735
こんぶ	290	776,597	183	489,387	336	846,926
合計	21,323	6,060,354	24,320	8,570,202	19,066	6,319,161

○階層別組合員の推移

(単位：人)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
階層別	計	466	457	453	453	391	385	384	377	373
	3トン未満	224	214	211	211	151	152	152	152	150
	3～5トン	40	41	41	41	41	40	39	37	35
	5～10トン	16	16	16	16	14	14	14	13	13
	10～20トン	67	67	67	67	44	41	41	41	41
	20トン以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定置	119	119	118	118	141	138	138	134	134

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 観光の振興 】

◆観光ガイドの育成

現在、町内でも産業ガイドや体験観光ガイドを行う会社が起業し、観光客の受入体制整備が進んでいるが、多客期の体制整備や外国人対応、専門知識の習得など観光ガイドの人材が不足している。

観光業が「おもてなし産業」といわれるように、観光客とのコミュニケーションを図ることが重要であり、素晴らしい観光素材があっても、おもてなしの心がなければ持続的な集客には繋がらない。観光事業者が関係団体などと一体となって受入体制の整備を図る必要があり、可能な限り受益者となり民間が主体となって取り組むことが必要となっている。

◆地域資源を活かした観光コンテンツの整備

当町は宿泊施設のキャパシティや町内の駐車場が十分に整備されておらず、依然として通過型観光から脱却できていないのが現状であり、繁忙期と閑散期の観光客の入込みの差が激しいことが課題である。

地域資源を活かした体験型観光などのメニューが少なく、観光客の選択肢が限られてしまうことは、長期滞在に繋がらない要因である。

近年、「ニューツーリズム」と総称される新しいタイプの旅行が注目されている。当町には観光資源となりうる地域資源が多く存在しており、その普段の生活風景の中にある地域資源を見出し、その魅力を高め、地域活性化につなげる必要がある。

当町に数日間滞在し、魅力を体感してもらうようなメニューづくり、当町を訪れなければ味わうことが出来ないコンテンツ開発を行うとともに通年を通じた観光客の平準化対策が必要である。

また、当町の観光拠点である「道の駅知床・らうす」は、観光シーズンになると駐車場に入ることが出来ず素通りしてしまう観光客が多かったことから、令和2年度に駐車スペースの拡張を行った。工事の完了に伴い設定した車両進入禁止区域（玄関前広場）と併せて有効に活用し、道の駅周辺の賑わいの創出を行う必要がある。



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆外国人観光客の受入

近年、外国人観光客の入込みは増加傾向にあるが、当町の外国人受入れ体制は遅れをとっている。そのような中、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人観光客受入数が激減したことから、今後は新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、インバウンドへの対応を進める必要がある。

現状、外国語を話せるガイドが少ないことや、町内の外国語による観光案内看板の設置も不十分であり、インバウンドを推進する上では、受入れ体制の整備と海外に向けたプロモーション活動が十分とはいえない状況である。

観光客の利便性向上のため、わかりやすい表示の観光案内看板整備と世界自然遺産知床羅臼町の自然環境、景観に配慮した基盤整備が必要となっている。

観光協会において英語の指差し会話集を作成、道の駅や各宿泊施設に配布し、英語圏の外国人対応を図っているが、近年増加傾向にあるアジア系外国人への対応は充分とはいえない状態であり、今後は多言語に対応できる受け入れ体制が必要となる。

また、外国人誘客増加を推進する上では、国外に向けた効果的な手段によるプロモーションの展開を図る必要がある。

○観光客入込数の推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
入込総数		555,408	534,571	552,882	509,653	546,568	269,293
内訳	日帰り	477,730	468,063	485,253	460,662	511,386	247,348
	宿泊	77,678	66,508	67,629	48,991	35,182	21,945

【 商工の振興 】

◆中小企業の支援

当町の基幹産業である漁業の漁獲量の減少に伴い、町全体の景気に大きく影響を及ぼしている状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内中小企業は大きな打撃を受けている。

また、経営者の高齢化や後継者不足などにより、将来的に不安な要素もあり、中小企業を取り巻く現状は厳しい状況にある。

全町的に中小企業の体力はあるとは言えないため、基盤整備や経営安定を図るためには、今後の中小企業資金融資制度の利用状況や各金融機関の情報をもとに、融資枠の拡大や融資額の増額など中小企業が利用しやすい制度に検討する必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○商業の推移

(金額単位：百万円)

	H19	H24	H26	H28
商 店 数	83	67	65	70
従 業 者 数	439	305	355	362
年間商品販売額	14,520	13,822	10,976	16,028

(商業統計調査(H26で廃止)、経済センサス(H28))

○工業の推移

(金額単位：百万円)

	H25	H26	H28	H29	H30
事 業 所 数	21	20	19	19	19
従 業 者 数	341	351	288	259	262
製造品出荷額	1,797,615	1,536,759	1,342,131	1,252,065	1,481,335

(工業統計調査※H27は調査なし)

◆特産品の充実及び消費拡大の推進

基幹産業である漁業の漁獲量の減少に伴い、水揚げされる海産物の安定確保が難しくなっている。また、消費者ニーズの多様化、高度化で商業を取り巻く環境も厳しさを増している状況である。

平成25年に当町の商業協同組合が解散し、従来実施してきた事業を商工会において一部業務を引受け継続しているが、商業団体活動については停滞、衰退傾向にある。

町内で魚介類を購入できる店舗が少ないことや昼食をとれる店舗も少ないので、地域内消費の拡大を図るべく、地産地消の飲食店などの展開を図る必要がある。

また、各事業者などは販路拡大に向けた情報発信や営業などの一層の努力が必要であることや海産物については、1次加工のみで流通させるのではなく、付加価値を付け流通させる「6次産業化」を目指すことも必要である。

他町にはない商品開発やサービスを提供し、消費者から信頼と支持を得る取組みを実施し、町外の大規模小売店に客が流出しないような取組みを行うとともに町内企業の商工会加入を促進し地域商業の活性化を図る必要がある。

◆空き店舗の活用の検討

当町の傾向として、近隣の町へ生活必需品等を買出しに行くことが多いため、町内商店街の賑わいも寂しくなっている。近年、商店や飲食店等が閉店しており、人口も年々減少を続けていることから今後も町内商店の閉店が予想される。

また、町内に点在する空き店舗の状況が未確認であることから、現状把握する必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆海洋深層水の有効利用

当町の海洋深層水「知床らうす深層水」は、漁獲物の鮮度保持と衛生管理をはじめとする漁業での利用は定着し評価されており、食品や化粧品など漁業以外でも利用されている。

「知床らうす深層水」を利用している企業は全国にあり、幅広い分野での利用が図られている。深層水は脱塩などの事前処理と地理的要因から輸送にコストがかかるという不利な要素があるものの、優れた特性を有しており、「水産分野」「非水産分野」での利活用展開において未開な資源と捉えられている。この他、特性の一つである冷熱性は、エコエネルギーとして鮮魚鮮度保持や市場施設冷却など低炭素社会実現にも貢献しており、更なる利用の可能性も想定されている。また、地熱などの排熱を有効利用して深層水を加温する増養殖などへの応用の検証も地域ならではの資源の有効利用につながると考えられる。

令和3年度から令和4年度にかけて取水量回復に向け取水管増設整備に取り組む予定である。

将来的にも町の重要資源として、深層水自体の有用性について認知度向上を図るとともに「世界自然遺産」「知床らうす」の知名度を活かした利用の拡大を図る必要がある。

なお、企業からは深層水を利用することのメリットについて「科学的な裏付けが欲しい」という意見があることから、明確な裏付けも行っていかなければならない。

○低温清浄海水（海洋深層水）取水の概要

取水地	羅臼漁港沖約2.8m ² ・取水水深－350m
取水管延長	2,817m（国直轄：2,136m・羅臼町：681m）
取水管種類	鋼帯がい装ポリエチレン管
取水管内径	268mm
取水量	4,560 t / 日



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 農業の振興 】

◆担い手の確保・育成に対する支援

当町において比較的傾斜が穏やかな峯浜地区で展開されている農業は、酪農を主体とした生乳生産が中心的産業となっているが、高齢化と共に担い手不足が懸念されている。

農業を取り巻く情勢は急激に変化しており、関税撤廃・市場開放など一段と厳しさを増している。

また、長時間労働など経営意欲を減退させる要因も増幅し、新規就農者の減少や結婚難などがクローズアップされる中、魅力ある農家像への変革が求められており、有能な担い手の確保が必須となっている。

今後高い経営能力に支えられた展開を目指し、先進地研修や新たな挑戦への支援あるいは酪農ヘルパーの積極的な導入や各種制度を活用しながら余暇時間の創出などを通し、担い手の確保・育成を図ることが必要である。

◆農業生産の基盤整備

当町の農業は、段丘地帯特有の複雑な地形と厳しい気象条件など経営上不利な自然条件下にある中、峯浜地区において中規模の酪農が展開されているが、農業を取り巻く情勢は急激に変化しており、関税撤廃・市場開放など一段と厳しさを増している。

また、近年の食生活の変化や少子化などにより生乳の需要が激減するなどの厳しい状況にある。

地域の特性を十分活かした生産性の高い農業経営の展開及び体質強化を図るとともに生産コストの低減に努め、不安定な農業情勢に対応し生産体制の整備・確保を目指すべく、優れた経営管理能力を有する農業者の育成・確保が求められる。

○農家数・乳牛飼育頭数・牛乳出荷量の推移（標津農協調べ）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
農家数（戸）	9	9	9	9	9	9	9	9
乳牛数（頭）	603	682	686	714	731	740	737	700
出荷量（t）	3,056	3,063	3,424	3,633	3,698	3,599	3,587	3,486

【 森林保全活動の振興 】

◆町民による植樹活動の支援

当町の森林面積の約95%は国有林で占められており、町有林を含めた民有林面積は3,023haで、そのほとんどが保安林指定されている。

地球温暖化防止対策あるいは漁業を主産業とする当町において、森林の果たす役割も大きいことから、近年住民有志による植樹活動の機運が高まっている。

しかし、半島地域のため植樹のための適度な土地が無く、植樹場所の確保が課題となっている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆各種補助事業の活用

財政的な理由や土地の確保などの諸事情から造林・間伐などの事業が実施されていない状況にあるものの、森林環境譲与税を活用し、造林・間伐を進めていく必要がある。

◆自然災害・山地災害などを想定した防止事業の推進

当町は木材の生産を目的とする林産業はなく、森林のほとんどは災害防止、水源涵養、保健文化、生活環境保全など、地域住民の生活に密着している森林であり、森林の山地災害など防止機能を果たす役割は大きく、毎年計画的に治山事業を実施している。

近年の自然災害や地球規模の環境変化に伴う異常気象などに対応するため、森林環境に配慮した避難施設の整備などが喫緊の課題となっており、実現に向け関係機関と協議・検討を重ねる必要がある。

◆保健・文化・教育的利用のための森林整備

地域住民の生活に密着している森林を活用した各施設などは老朽化が著しく、その利用に支障をきたしている。

町単独での修復は予算に限りがあるため、利用規制しなければならない施設もある。

また、将来に向けた新しい森林施設整備のための土地の確保とそれに要する財源確保が必要となる。

◆自然と環境の調和

平成17年には知床が世界自然遺産として登録されたものの、地球温暖化防止対策あるいは生物多様性の持続に向けた各種整備は十分とは言えない。関係機関による検証・協議を重ねながら、環境に配慮しつつ従来型の施設の改修などが実施されている。

また、将来に向け森林を整備・活用したレクリエーション施設整備のための土地の確保が必要であり、限られた土地の取得と森林整備に向けた迅速な間伐・造林事業の展開が求められる。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 新たな産業の創出・企業誘致 】

◆農林水産物を利活用した6次産業化の推進

当町では1次産業での生産は歴史的に見て、2次（加工業）、3次（サービス・小売業）の発展に顕著な影響を与えてきた。

国や北海道では1次+2次+3次=6次産業化を推進しており、当町では平成26年度に羅臼漁協で水産加工機器を整備し、漁業者自身が加工に取り組む動きがあった。

国や北海道の「6次産業化」は、農林漁業者が直接加工や販売に取り組むことを想定しており、漁業農業共に生産量・生産額が安定しない中で付加価値のある新たな産業を創出し、所得向上につなげるには、「6次産業化」の展開に期待を寄せるところだが、設備投資のための体力が必要となる他、基幹産業である水産業が低迷する中、生産現場は高齢化や後継者不足に陥っており、1次産業に従事しながら新しい分野に取り組むには時間や労働力の影響で進みにくい環境にある。

このような状況を踏まえると農林漁業者の加工や販売への取組を推進するとともに町内の既存の加工業やサービス業が連携した「地域全体での6次産業化」を推進する必要がある。当地域における資源価値の堅持は喫緊の課題でもあり、高付加価値化とともに目標に据えながら、人口急減地域における通年雇用の体系を整えることを目的とした組織形成の検討準備も必要と考えられる。

◆新分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致

当町の減少傾向は数年前から続いており、人口の維持定着に必要な要因の一つとして、生活の基盤となる収入を得るための雇用の場の創出がある。

既存の産業で雇用を拡大することも必要であり、また新しい産業による新たな雇用や地域産業の活性化も必要である。

全国的に行われている本社を地方に置く企業の誘致については、建設面で広い土地の確保や施設整備が必要であるが、当町においては国立公園内であるというハンデがある。

また、ITなど土地や大規模な施設を必要としない業態であっても当町は交通遠隔地であり移動手段の少なさや移動の所要時間がマイナス要素となっていたが、コロナ禍により社会構造に変化が生じ、生産地や豊かな自然環境を有する地域と積極的につながり、新たな視点で活路を見出す企業もみられる。このような企業と関わることで、地域の特性や素材をそのままに、企業が商品価値を見出し、発信していくことで、地域資源の見方や捉え方に好影響を与えられる可能性があることから、多分野において町外人材の登用・誘致を推進する必要がある。

【 地域産業の活性化 】

◆地域内循環と地産地消の推進

当町で以前実施された産業連関調査では地域内の循環が少なく、漁業生産は盛んでもその生産物に対する付加価値化がされていないと報告されている。

飲食店や宿泊施設で地元産の水産物があまり利用されておらず、町外からの来町者や観光客に対し地元水産物の魅力を発信しきれていないことが課題になっている。

飲食店や宿泊施設では、日によって変動する需要に対応する仕入れが必要であり、仮に魚を丸ごと仕入れたとしても余ってしまう場合があることや処理に要する時間を確保できないという課題がある。

水産加工場では、大量に水揚げされる魚の処理が主で小口の需要に対応しきれない状況にある。

漁協としては、高値で買い取る所を取引先として優先せざるを得ないことから漁獲物を地元への販売に回せない場合があることから、雑魚や小ロットで、これまでも見過ごされがちであった資源を、地域内で価値向上する方策について、改めて生産者と買受人、飲食店が協力し、地域振興につながる取組みとなるような体制構築を模索する必要がある。

また、消費促進の一環として、飲食店や宿泊施設での「統一メニュー」や「羅臼限定メニュー」を作ることが提案されている。

◆地場水産物の付加価値向上

当町では漁業生産は盛んなものの、その生産物に対する付加価値化がされていないことが以前から問題となっている。地域内での加工など付加価値化が進展していない理由として、季節的な水揚げの変動が大きく、この変動に対応できていないことが挙げられる。

町内での加工は一次処理が主であり、他地域へ原料として出荷されるものが多く、最終製品への加工は少量となっている。

季節的な水揚げの変動、漁期内でも日によって水揚げに変動があることは自然現象であり、人の手による調整は不可能である。水揚げに変動があることを前提にした付加価値向上を考える必要があるが、設備投資の必要性や販売不振時のリスクがあり進展していないのが現状である。

◆地域資源を有効活用した商品開発

当町では水産物が豊富に水揚げされるが、他の地域へ原料として出荷される割合が高く、町内で商品化されるものは少量にとどまっている。

知名度の低さや漁獲が少量であるため未低利用にとどまっている資源もあるが、近年はこれまであまり利用されなかった資源を利活用していく動きが出ている。

原料出荷の割合が大きくなっていること理由として、水揚げに季節的な変動が大きいことや商品化する際の設備投資、売れなかった場合のリスクがある。

水揚げが少量であり不安定な魚種は加工業では扱いにくく、漁業としては主要な漁獲対象にしにくいという難点がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 雇用の促進 】

◆通年雇用対策

当町の基幹産業である水産業は、昆布漁などの個人事業主が冬場の仕事の確保が難しいという現状があることから、当町においても就労マッチング(漁業及び農業、異業種マッチング) の取組みを進めており、標津農協が関連情報提供の役割を担っている。

根室管内においては「根室管内4町通年雇用促進協議会」を中心に、通年雇用の促進を目指し、資格取得の機会提供などを行っている。

様々な職種におけるスキルアップが必要不可欠であるが、その機会が少ないことや事業者のやる気を向上させ、企業努力をする工夫が必要である。

◆産業構造の多様化による雇用創出

当町の産業構造としては、1次産業の水産業への就業率が依然として高く、現時点では地域特性から1次産業の低迷が2次・3次産業に影響が直結する構造である。そのよう中であって、近年はホエールウォッチングや、バードウォッチング、ヒグマクルーズなどで観光客が増加していることもあり、観光業やサービス業への就業率が増加傾向にある。

水産業への就業だけではなく、様々な職種で町内に就業できる雇用の場が圧倒的に少ないため、高校生や若年層が町外に雇用を求め流出している状況である。

水産業離れが進む中であっては、羅臼昆布をはじめとした伝統的な特産品づくりが失われる側面がある。伝統継承による価値の堅持は喫緊の課題となっており、若手人材の流出に歯止めをかけようと努力する一方で、地域外の若年人材をどう取り込むかに目を向け、基幹産業をはじめとする地域経済産業の就業制度や継承制度の仕組みについて検討する必要がある。

また、産業構造の多様化は、一企業の体力・財政力では困難であることも多く、それぞれの得意分野や特徴を活かしながら企業連携や広域連携の視点をもって協力し、新たな可能性を見出すことも必要である。

(2) その対策

【 漁業の振興 】

1) 持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進

資源状況把握のための各種調査の実施を漁協、試験研究機関などの関係機関と協議検討し、資源状況に応じた持続的漁業の実現を目指しながら資源の維持安定のため栽培漁業を推進する。

2) 漁業経営基盤の強化と人材確保

安定した漁業経営実現のため、漁業経営基盤強化に対する取組を支援するとともに将来の漁業を担う人材の確保と育成を目指す。

3) 産地流通機能体制の強化と消費拡大

各漁港の整備を促進し、安定した操業と就労環境の向上を図る。

衛生管理と鮮度保持を推進し、「安全安心で高品質な水産物」のブランド化を目指す。

羅臼地域マリンビジョン計画を推進し、観光業を含む地域活性化を目指した漁港整備を推進する。

4) 高潮・高波などの海岸対策の推進

漁業生産の場を維持確保し、生活の安全を図るため海岸保全事業を推進する。国や道に対し事業推進を要望していくとともに、実施にあたっては関係者の意向を反映できるよう努める。

《主要な施策》

- ・ 資源調査実施の検討
- ・ 資源状況に対応した漁業生産体制の実現
- ・ 資源管理に関する意識の啓発
- ・ 栽培漁業の推進による資源の維持安定
- ・ 持続性の高い漁業種への転換に対する支援策の検討
- ・ 漁業経営基盤の強化に対する取組への支援
- ・ 後継者育成を目的とした教育・研究の充実
- ・ 産業存続に資する新たな継承のあり方の模索
- ・ 漁港整備の推進
- ・ 衛生管理と鮮度保持の推進
- ・ ブランド化やPRによる消費拡大と魚価の向上安定
- ・ 女性や高齢者の働きやすい環境の整備
- ・ 羅臼地域マリンビジョン計画の推進と多目的利用を想定した漁港整備
- ・ 海岸保全事業の推進
- ・ 老朽化した海岸保全施設の修繕または改良

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 観光の振興 】

1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた観光の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けているが、「with コロナ」「after コロナ」の視点を踏まえた観光客受入体制の整備に取り組む。

2) 観光ガイドの育成

観光客の満足度を高め、リピーターを増やすため、観光関連事業者の接客サービス向上や地域全体のホスピタリティの醸成、観光ガイドの養成を推進し、観光に携わる人材育成を図る。

観光関連事業者や観光ガイドを対象にガイド研修などを行い、専門的知識の習得と観光客へのおもてなしの土壌づくりを推進する。

3) 地域資源を活かした観光コンテンツの整備

ホエールウォッチング、バードウォッチングなど豊富な海洋資源を利用した魅力的な体験型観光の充実と海洋資源だけではなく、陸上の野生動物を観光素材としたメニュー開発。旅行者の多様なニーズに対応でき、長期宿泊を促すオンリーワンのコンテンツを創出し観光客誘客を推進する。

また、道の駅「知床・らうす」の車両進入禁止区域（玄関前広場）を有効に活用し、羅臼の特産品をその場で食べることができる臨時の店舗やキッチンカーなどを積極的に受け入れ、来場者が今まで以上に楽しむことができるよう、道の駅の更なる魅力向上を図りながら賑わいの創出を行う。更に、(一社)知床羅臼町観光協会と連携を図りながら、道の駅イベントスペースの充実に積極的に取り組む。

4) 外国人観光客の受入

新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人観光客は皆無の状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、引き続きインバウンドの受入体制整備を推進する。

外国人観光客をスムーズに目的地へ誘導するため、見やすく、わかりやすい統一性のある、そして観光客の目線に立った観光案内看板の整備を図る。

来訪する外国人が気軽に観光できるよう多言語による情報ツールの充実と受け入れ体制の整備を行い、外国人観光客のストレスを軽減させ、旅の満足度を高める。

外国人観光客の誘客を図るため、エージェントへの売込みや商談会への参加、イベントや物産展などメディアへ話題提供を行い、継続的にプロモーション活動を実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光客受入体制の整備
- ・ 専門知識を持った観光ガイドの養成
- ・ 観光ガイドの接遇向上、地域ホスピタリティの醸成
- ・ 町内関係団体との連携強化体制づくり
- ・ 体験型観光、滞在型観光コンテンツの創出とプログラム開発
- ・ 観光拠点施設（道の駅知床・らうす）の機能強化
- ・ オール羅臼による修学旅行誘致と受入れ
- ・ 外国語観光案内看板の整備
- ・ 外国語対応観光ガイドの養成と観光案内所の充実
- ・ 観光用DVDを利用したプロモーションの実施

【 商工の振興 】

1) 中小企業の支援

事業などに必要な資金を円滑に調達できるよう町内各金融機関と連携を図り、企業の経営安定及び経営基盤の強化を推進するとともに国、北海道、中小企業支援機関などの様々な支援策や施策、事業などを適切に活用させるため、商工会、各金融機関、行政が連携し情報提供を図る。

2) 特産品の充実及び消費拡大の推進

当町で水揚げされた海産物を小売店や宿泊施設などで積極的に利活用してもらうよう地域内流通を築き上げるとともに、修学旅行などでの地域産業と食を結んだ体験学習機会の提供により、「らうすファン」の獲得を目指す。また、「知床らうすブランド」を確立させ、特産品及び加工品の充実と販路拡大を推進する。

後継者の育成、効果あるイベントなどの実施、地域資源を活かしたまちづくりなどを進めるため、商業団体の組織力向上を図る。

また、知床らうすブランド認証品をはじめとする羅臼町内で生産・製造された特産品を取り扱い、羅臼町を積極的に応援する意欲のある町外事業者（小売店・飲食業・宿泊業を営む店）を町が認証店として認定する「羅臼町認証店制度」が令和2年度から運用を開始しており、特産品等の消費及び販路拡大を推進し、羅臼町の地域振興を図る。

3) 空き店舗の活用の検討

町内商業団体と連携を図り、商店街の賑わいを取り戻すため、新規創業者や起業家には空き店舗の活用を進めるとともに、各種制度による支援、雇用の拡大を推進する。

4) 海洋深層水の有効利用

漁業にとどまらない幅広い分野での海洋深層水の有効利用を目指し、深層水と関連商品のPR

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

を促進し「知床らうす深層水」の知名度向上を図る。

また、深層水の利用促進のため、大学など研究機関との協力による深層水の利活用に関する共同試験研究の実施を検討する。

《主要な施策》

- ・ 羅臼町中小企業振興資金制度による支援
- ・ 物産展などへの参加
- ・ 「知床らうすブランド」の確立
- ・ 修学旅行受入時の地域プログラムへの支援
- ・ 「浜の母ちゃんのごっこ市」への支援
- ・ ふるさと納税（返礼品）の推進
- ・ 羅臼町中小企業振興資金制度による支援
- ・ 商業団体組織の強化と支援
- ・ 統一したメニュー開発の検討
- ・ 国、北海道、民間などの各種制度の情報提供
- ・ 金融懇談会による情報共有
- ・ 空き店舗の情報収集
- ・ より幅広い分野での深層水利活用、「知床らうす深層水」の知名度向上
- ・ 水産分野、非水産分野を問わない深層水の利活用拡大（エネルギー活用等）
- ・ 大学など試験研究機関との共同試験研究を検討
- ・ 商店街振興のために必要な共同利用施設の整備

【 農業の振興 】

1) 担い手の確保・育成に対する支援

農家子弟の農業への就労を促すばかりではなく、農業以外からも農業に意欲のある人材の就労を推進するため、情報提供・収集を進める。

2) 農業生産の基盤整備

当町の農業を支えてきた農業整備基盤事業は、各種補助事業を活用し、草地整備・改良を進めながら、良質・低コストの粗飼料を安定的に確保するとともに、計画的な飼料基盤の開発・整備を展開してきたが、今後も関係機関と協議・調整しながら各種事業の推進に努める。

また、引き続き家畜排せつ物の適正処理と堆肥のリサイクル推進を図り、自然環境の保全、経費の縮減及び労働力の適正拡散化を進め地域完結型農業を推進する。

《主要な施策》

- ・ 北海道担い手センターや農協あるいは根釧地域を主体とした広域での担い手確保に向けた関係機関の連携強化
- ・ 担い手確保に向けた各種イベントの情報収集及び参画、後継者確保への支援
- ・ 各種補助制度活用による計画的な草地の整備・改良の推進
- ・ 計画的な農地の集積
- ・ 農業者及び団体への支援事業の推進
- ・ 家畜排せつ物堆肥化施設の適正な運営のための助言・指導等の充実

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 森林保全活動の振興 】

1) 町民による植樹活動の支援

植樹活動への機運を損なうことなく指導・助言を行う。

2) 各種補助事業の活用

機能に応じた森林の整備・保全を総合的に行うために地域の特性や森林資源の状況、自然的・社会的条件を勘案しながら事業を展開するため、情報の収集などに努める。

3) 自然災害・山地災害などを想定した防止事業の推進

山地災害など防止機能が重視される森林については、保安林への指定及びその適切な管理を進めるとともに治山施設の設置を図り防災機能の高い森林造成を推進する。

4) 保健・文化・教育的利用のための森林整備

森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全などの公益に資する機能を有しており、機能に応じた森林の整備及び保全を総合的見地から検討する必要性が求められることから、各区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努める。

5) 自然と環境の調和

森林は各種公益性に資する機能を有しており、それぞれに応じた森林の姿へ誘導するとともに周辺の自然環境に配慮した森林及び施設整備を推進する。

《主要な施策》

- ・ 町民による植樹活動への支援の実施
- ・ 造林・間伐・除伐事業などの補助制度の情報収集
- ・ 山地災害などの防止事業の推進
- ・ 関係機関との協議・検討・調整
- ・ 土地確保のための関係機関との協議の推進
- ・ 各種補助制度の調査・研究

【 新たな産業の創出・企業誘致 】**1) 農林水産物を利活用した6次産業化の推進**

農林水産業者の6次産業化の取組みを支援するとともに、既存の加工業やサービス業と連携した「地域全体での6次産業化」を推進する。

6次産業化の推進を地域資源の地産地消や付加価値化の推進につなげていき、農漁業者の1次産業以外での所得確保と地域産業の振興を目指す。

6次産業の展開と将来の地域産業を担う人材の育成と確保に向けた取組を検討する。

2) 新分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致

当町の基幹産業である漁業は近年の漁獲量の減少に伴い、売上高が落ち込んでいる。水産資源管理やつくり育てる漁業への転換など様々な取組みが行われているものの、漁業に依存する体制の変化が求められている。そこで、これまで当町で行われてこなかった農業分野での新規事業の検討及び試行を行う。

また、北海道などと連携を図り、「知床」の知名度や温泉・地熱などの資源を活かすことのできる企業誘致を推進する。

新分野、新ビジネスの可能性を模索する取組を支援する。

《主要な施策》

- ・ 農林水産業者の6次産業化に対する取組への支援
- ・ 関係機関による「地域全体での6次産業化」の検討
- ・ 資源価値の堅持・伝統技術の存続のための地域産業の担い手の育成と確保に関する検討
- ・ 羅臼町地下資源活用に関する地域協議会との連携
- ・ 地域産業活性化事業補助金の活用促進
- ・ 新産業（農業分野などでの可能性）の検討と試行
- ・ 企業誘致と新企業の参入による雇用の創出

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 地域産業の活性化 】

1) 地域内循環と地産地消の推進

地産地消の推進を目指し、関係機関（飲食店連合会、旅館組合、漁協、商工会、観光協会等）と地元飲食店や宿泊施設での地元水産物利用を促進できる体制を検討する。

2) 地場水産物の付加価値向上

水揚げの変動を前提とした付加価値向上を検討する。地場水産物の高次加工と高付加価値化を推進するとともに、加工の対象となる種類数量の拡大を目指す。

3) 地域資源を有効活用した商品開発

未利用資源の活用を図るとともに、商品開発と最終製品への加工を促進することで地域資源の有効活用を推進する。

《主要な施策》

- ・ 地産地消の推進
- ・ 地元飲食店や宿泊施設での地元水産物利用の促進
- ・ 高校生チャレンジグルメコンテストや漁協女性部料理コンテストメニューの活用など魅力あるメニューの検討
- ・ 水揚げの季節的変動を前提とした付加価値化の検討
- ・ 高次加工と高付加価値化の推進
- ・ 加工する対象（種類及び数量）の拡大
- ・ 未利用資源の活用
- ・ 商品開発の促進

【 雇用の促進 】

1) 通年雇用対策

様々な職種におけるスキルアップが必要不可欠であるため、「おもてなし研修」などの機会を観光協会や商工会と連携を図り実施する。

また、新しい産業の創出が雇用につながり、そこに生まれる雇用により人口流出に歯止めをかけ、国や北海道などの制度を利用した雇用の拡大事業に取り組む必要がある。

2) 産業構造の多様化による雇用創出

雇用の場の創出を目指し、国や北海道などの制度を利用し新規創業や起業者への支援を行う。

《主要な施策》

- ・ 根室管内4町通年雇用促進協議会との連携
- ・ 南知床4町地域雇用創造協議会との連携
- ・ スキルアップ研修の実施と支援
- ・ 国、北海道等の制度利用に伴う情報提供と支援
- ・ 国、北海道などの制度利用に伴う情報提供と支援
- ・ 羅臼町中小企業振興資金制度による支援

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3産業の振興	(1) 基盤整備			
	農 業	畜産担い手育成総合整備事業	公社・町	
		新規就農者対策事業	農協・町	
		中山間地域等直接支払交付金	町	
		草地整備改良事業	北海道・ 公社・町	
		6次産業化支援事業	町	
	林 業	小規模治山事業	町	
	水 産 業	昆布漁場造成事業	漁協	
		ウニ種苗移殖事業	漁協	
		ヒトゲ駆除事業	漁協	
		ホタテ貝種苗放流事業	漁協	
		海洋深層水事業	国・町 ・漁協	
		ウニ囲い礁造成事業	北海道・ 町・漁協	
		魚礁造成事業	北海道・ 町・漁協	
	(2) 漁港施設			
		漁港管理費（各漁港電気料等）	北海道・ 町・漁協	
		魚港管理費（羅臼漁港）	北海道・ 町・漁協	
		羅臼漁港整備事業（屋根付岸壁 整備）	国	
		漁港改修局改事業	北海道	
	(7) 商業			
共同利用施設	商店街共同利用施設整備事業	町		

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	商工会補助事業 地域内商工業者を対象とした全般的な育成と、地域振興事業並びに社会一般の福祉増進を図るため、商工会への補助を行う。	町	当町の商工業者に対する支援は地域振興上不可欠であり、当該組織の継続的な運営が必要であることから、補助効果は継続的なものである。
	観光	知床開き開催事業 羅臼町の観光シーズン到来を告げる町民参加型の観光祭りであり、観光はもとより協働のまちづくりの一環として大きな役割を担っている。地産消費を拡大し町外客への観光PRにもなり大きな経済効果が期待される。	町	当該事業は観光PRのみならず、地域住民の参画による共同のまちづくり推進の一部を担う事業であり、観光産業の振興やまちづくり、地域人材育成に将来にわたって寄与するものである。
		観光協会補助事業 世界自然遺産「知床」を有する羅臼町の優れた観光素材を広く町外に宣伝し、観光客の誘致を図るとともに、受入態勢を確立するため、観光協会への補助を行う。	町	当町において観光産業は既に基幹産業の位置づけであり、観光産業を支える当該組織の継続的な運営が必要であることから、補助効果は継続的なものである。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(4) 産業振興促進事項

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定められた「減価償却の特例」(第23条)及び「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置」(第24条)の適用にあたり、産業振興促進事項について記述する。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
町内全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業、情報サービス業（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等）等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

現状と課題、課題を解決するために実施する事業については「2 産業の振興」の(1)現況と問題点、(2)その対策、(3)計画のとおり。

また、産業振興については近隣市町との連携に努めるものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

【 通信施設の適切な整備 】

◆光ファイバ網の整備促進

高速ブロードバンド化は、社会活動や経済活動など地域の発展に有効な手段であるとともに、防災の観点からも光回線の整備に向け通信事業者と協議を重ねてきたところであるが、費用体効果やランニングコスト、加入者数の確保など、整備に向けた諸問題が多くあることから未整備のまま現在に至っており、加えて携帯電話の不感エリアも一部存在している。

◆防災行政無線デジタル化整備促進

現在、当町の防災行政無線（アナログ方式）は平成17年12月1日に改正された無線設備規則（電波法に基づく総務省令）で定める設備基準を満たしていないが、同規則で定められている経過措置期間として、改正前の規定の適用を受けた設備として令和4年11月30日まで使用可能となっている。経過措置期間終了後は現在の無線設備を継続使用できないことから、国が進めるデジタル方式への移行を伴った設備更新を進める必要がある。

(2) その対策

【 通信施設の適切な整備 】

1) 光ファイバ網の整備促進

高速ブロードバンドは、社会活動や経済活動など地域の発展に有効な手段であるとともに、防災の観点においても必要不可欠である。

住民の情報取得手段の増加やオンライン学習等における学習環境の整備など、情報通信基盤の整備は地域の活性化に直結することから、未整備地区における情報通信基盤の整備を早急に進める必要があり、新型コロナウイルス感染症の流行による通信需要が急増し、テレワークやWEB会議、オンライン学習などの重要性が高まったことから、現在急速に整備が進められている。

2) 防災行政無線デジタル化整備促進

防災行政無線は防災や応急救助など緊急時の対応に不可欠であり、平常時の町民への情報伝達を担う重要なツールの1つである。近年の町内外における災害の発生を教訓に、これまで以上に多様化・高度化している通信ニーズへの対応を図るため、早急に整備を進める。

《主要な施策》

- ・ 超高速の情報通信基盤の整備促進と携帯電話不感エリアの解消
- ・ 防災行政無線デジタル化整備促進

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線デジタル 化整備事業	町	
	ブロードバンド施設	光ファイバ網整備事業	民間・町	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業			
	情報化	防災行政無線デジタル 化整備に伴う防災行政 無線更新（戸別受信機 分） 戸別受信機の老朽化、防災行 政無線デジタル化による入 替えを迅速に行い、災害時 における通信連絡体制の確保 及び災害情報等を速やかに 住民へ提供するなどの伝達 システムを強化するため。	町	地域住民の安心 安全な暮らしを 守るうえで不可 欠な事業である ことから、事業 実施の効果は継 続的なものでは ある。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

【 道路施設の適切な維持管理 】

◆地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策

町の道路施設は、高度経済成長期における集中的な整備などを経て順次蓄積され、その機能を発揮してきたが、今後、道路施設の高齢化が急速に進んでいく状況の中、その管理形態は施設に不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」、劣化・損傷などの状況に応じて修繕・更新を行う「状態監視保全」などにより行っている。

今後、道路施設の老朽化が一斉に進んでいく状況から、適切な時期での修繕・更新などが必要だが、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化の進展などといった社会構造の変化によって、これまでの制度や体制では道路施設の安全性を確保し続けることが困難となることが想定され、中長期的な社会経済情勢の変化を見据え、持続可能なメンテナンスの構築に向けた取組みを進める必要がある。

○羅臼町の道路の状況（令和2年4月1日現在）

区分	路線数	延長 (km)	改良 (km)	改良率 (%)	舗装 (km)	舗装率 (%)
国道	2	38.4	38.4	100.0	38.4	100.0
道道	1	24.5	24.5	100.0	24.5	100.0
町道	90	46.5	32.1	69.0	34.7	74.6
計	93	109.4	95.0	-	97.6	-

・国道 — 国道334号、335号 ・道道 — 知床公園羅臼線

(2) その対策

【 道路施設の適切な維持管理 】

1) 地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策

高度経済成長期に集中して建設された多くの橋梁などの道路構造物の老朽化が急速に進んでいく状況にあり、これらの予防保全を推進することが重要である。このため大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路機能を確保するため、点検により早期に損傷を発見し対策を実施することで、「予防保全」の考えに基づく、戦略的な維持修繕サイクルへの移行を進める。

《主要な施策》

- ・ 道路施設の維持管理・更新などの着実な推進

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道			
	道 路	道路除雪事業（国道・道道・町道）	町	
		道路改良事業	町	
		道路舗装長寿命化事業	町	
		道路・排水施設等維持修繕事業	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 公住橋62.2m・滝見橋35.9m 無名橋(5)12.3m・無名橋(上)3.2m	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【 防災・減災に対応したまちづくり 】

◆地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進

防災対策及び災害発生時の被害軽減を図るため、平成8年12月から、町内会毎の自主防災組織設立の推進をしてきた。これまでに17町内会中15町内会で設立している。

全町内会の設立を目指し、継続して推進している。設立にあたっては個人情報の管理や災害時の対応による責任を懸念する声があり、時間を要している。

既に設立した自主防災組織においても、役員名簿の更新がされていないなど、活動が停滞している組織がある。

◆地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化

当町では、羅臼町地域防災計画に基づき羅臼町防災会議を設置している。この防災会議の構成員は防災関係機関であり、羅臼町の防災に関して情報共有を図り、地域防災計画の審議や計画の実施を推進し、様々な災害に備え、情報提供等の協力体制を高めており、北海道や近隣市町村、民間組織と防災協定を締結するなど関係機関との連携を進めていることや防災会議の構成員や一部の民間団体と防災訓練や情報伝達訓練などを実践している。

また、災害時に備えた防災備蓄品、防災備品の整備や防災講演会、防災訓練を通じて町民の防災意識高揚を図る必要がある。

更に道路が寸断された場合の対策として、海路や空路を活用した関係機関との連携や訓練が必要である。

◆避難路の確保、避難施設の機能強化

地震津波、土砂災害などの災害からの住民の安全確保措置のため、指定避難所を25箇所、指定緊急避難所（避難場所含む）を36箇所指定しており、避難所には防災備蓄品を整備し、機能の強化を図っている。

避難所、避難場所までの避難経路に案内標識を設置し、迅速な避難が行えるよう整備しているが、冬期間は除雪の問題などから避難路となる道路などの使用が制限されるため、避難施設までの円滑な避難が難しい施設もある。

避難施設には、平常時に人が不在となっている施設もあり、災害発生時の初動時に開設に時間を要する施設があることや平常時に人がいる施設であっても、平日、休日、夜間などに災害が発生した際に、誰が避難所を開設するのかなど、避難所の開設に向けたルール作りが必要である。

また、国の災害対策基本法、防災基本計画の改正がされたが、災害の種別ごとに、指定避難所、指定緊急避難場所を指定する必要があり、避難所・避難場所の見直しも必要である。

避難施設の強化については、季節ごとの懸念事項を考慮しながら、現在推進している防災備蓄

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

計画の見直しが必要である。

平成24年に策定した防災ハザードマップについては、策定から時間が経過し、現状にそぐわない箇所もみられることから、更新を行う必要がある。

◆災害時の情報伝達と情報収集

現在、災害が起こる可能性がある気象警報の発表や国道、道道の通行規制に関しては、気象台や開発局、建設管理部などからそれぞれ事前に情報提供がある。この情報を元に町民や観光客に対し防災行政無線、町のHP、防災登録制メール、町公式LINEを活用して周知している。

国道の通行規制や避難勧告など緊急性が高いものについては、緊急速報メールを活用し、関係機関に関しては、電話やFAX、メールでの情報交換を実施している。

また、災害で携帯電話の通信不能時には、衛星携帯電話7台を本部や遠隔地の避難場所に用意している。

町民に対しての情報伝達として、多くは防災行政無線を使用しているが、停電が長期化した場合は、中継局に燃料補給が必要になる。特に冬期間は、中継所が高台にあるため、現地までの道路の除雪に時間を要するなど難点がある。

防災行政無線は老朽化が進み、故障が多くなっており、電波法の改正により令和4年11月にはアナログ無線が使用できなくなることから、デジタル無線への更新が必要である。

◆防災備蓄品、備品の整備と見直し

災害時は、救援物資が届くまで一般的に3日間掛かると言われている。このことを踏まえ、平成29年度から5か年計画で、人口の10%（約540人）の3日分にあたる水や食料などの非常食を備蓄している。また、防災備品も避難時に必要な毛布をはじめ、停電対策として、持ち運び可能な発電機や照明、手巻式ラジオライト、反射式ストーブなども整備している。

非常食については、5年間の消費期限が多いため、5年ごとに備蓄品の入れ替えが必要である。

◆要支援者の安全確保と体制整備の推進

避難行動要支援者は対象者名簿を町が作成しているが、避難協力者への情報を開示するための本人の同意を得ておらず、避難協力者となる消防や民生委員、一部を除いた町内会との情報提供ができていないため、本人の同意を得た上で、町内会や民生委員と情報共有を行う予定である。

また、福祉施設への入所者に対しては福祉施設での対応となるが、町内会と連携を図り、災害時の合同訓練を実施しているところもある。

避難行動要支援対象者名簿の本人同意作業後は、避難協力者へ情報を開示し、個別の避難計画の作成が必要であるが、災害時には、避難協力者の安全が前提であるため、避難協力者は責任を負うものではなく、避難計画どおり避難させることが難しい面がある。

災害時はまず家族が支援（自助）し、その後町内会や自主防災組織、民生委員など（共助）、そして消防や町などが支援（公助）することになるが、家族で対応しきれない場合は、町内会や自主防災組織に頼ることになるため、要支援者とその家族と自主防災組織などとの連携を深めることが求められる。

【 消防・救急体制の充実 】

◆消防体制の強化

当町には1消防署・1消防団が配備されており、消防団は地域ごとに6つの分団に分かれている。火災や自然災害の発生にともない出動しているが、消防署とその地域の分団が出動し消火活動や救出活動を行っている。

当町は山と海に挟まれており、自然災害の発生が常時懸念される。そのため、多種多様な事案に備えることが必要になっており、車両や資機材の充実はもちろんのこと、それを扱うための訓練が重要となるため、地域防災の要となる消防団員と連携を密にし、より質の高い消防活動となるよう合同訓練などが必要である。

消防水利においては、設置されてから数十年経過している物が多く、有事の際に支障をきたす恐れがある。

◆救急体制の強化

羅臼消防署には、現在高規格救急車が3台配備されている。

町内で発生した救急要請は、基本的には全て知床らうす国民健康保険診療所で受け入れているが、専門外来の受診や緊急処理を必要とする場合は、町外の医療機関に転院搬送を実施している。

また、救急隊には高度な知識と技術を備えた救急救命士を常時乗車させており、より質の高い救急活動を実施できるよう努めている。

町外出動（主に釧路市で往復約6時間を要する）の重複も年に数件発生しており、このことによる救急車の不在を防ぐため、また多数傷病者発生事例に備えても、やはり救急車3台体制は欠かせないものと考えており、本計画中に救急車1台の更新が必要になる。また、救急資器材についても使用年数に制限があるので、定期的な更新が必要である。

救急救命士は、病院実習が必須であり、救急率の向上を目指し、より高度になっている救命処置の受講やそれに伴う実習を受ける必要があるため、他の職員と比べると庁舎外勤務が多い傾向である。その結果、救急救命士不在の救急隊が出動する可能性があり、町民に高度な救急処置を行えない恐れがある。

また、救命率の向上にはその場にいる人の協力が不可欠であり、町民に向けて救急講習を実施し、救急現場での処置の重要性を学んでもらうことが必要である。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○団員の状況 (R2. 4. 1現在)

	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	合計
団長	1							1
副団長	3							3
分団長		1	1	1	1	1	1	6
副分団長		1	1	1	1	1	1	6
部長		3	3	3	2	2	2	15
班長		7	6	6	3	3	3	28
団員	5	17	14	16	11	13	10	86
現在数	9	25	25	26	18	19	17	139
定数	9	29	25	27	18	20	17	145

○分団の管轄 (R2. 4. 1現在)

分団の名称	管轄地域
第1分団	礼文町・本町・緑町・栄町・湯の沢町・富士見町・船見町・共栄町
第2分団	知昭町・松法町
第3分団	幌萌町の一部・春日町・麻布町・八木浜町
第4分団	岬町・相泊方面
第5分団	海岸町
第6分団	峯浜町・幌萌町の一部

○火災発生状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
建物火災	1	1	1	2	2	1	1	5
船舶火災								
車両火災					1			1
その他の火災			1				1	
計	1	1	2	2	3	1	2	6

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○救急出動状況

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
救急出動件数		280	267	315	302	364	322	285	207	
傷病者搬送件数		264	252	296	280	341	304	271	196	
不搬送件数		16	15	19	22	23	18	14	11	
搬送人員		264	252	296	284	343	305	276	197	
救急事故種別	合計	280	267	315	302	364	322	285	207	
	火災								2	
	自然災害			2	3					
	水難	4	3	2			1		2	
	交通	18	20	17	7	13	22	21	8	
	労働災害	11	2	7	14	8	7	7	9	
	運動競技	1		1			2			
	一般負傷	15	21	27	21	26	28	33	15	
	加害	1				1			1	
	自損行為	1	1	2	2	3	2		2	
	急病	137	127	165	154	181	153	146	117	
	その他	転院搬送	91	86	82	90	121	98	75	47
		医師搬送	1	7	9	11	11	8	3	4
資機材搬送										
その他				1			1			
ドクターヘリ要請回数		23	18	17	18	15	14	10	13	

○消防施設の状況（R2.4.1現在）

	消防署	分 団						合計
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	
ポンプ自動車等	3	2						5
救急車	3							3
広報車等	1							1
機材器具格納庫						1		1
小型動力ポンプ積載車			1	1	1	1	1	5
小型動力ポンプ	2	1	1	3	1	1	1	10
消防無線	14	4	2	2	2	2	2	28
防火水槽		6	3	6	3	2	2	22
消火栓		44	14	25	6	16	3	108

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 安心・安全なまちづくり 】

◆交通安全体制の充実

近年、道路交通網の発達により交通事故件数、死者、負傷者は年々減少傾向である。

しかしながら、危険ドラッグや飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題として取り上げられ、その根絶が強く求められる。

当町での交通手段は、阿寒バスと羅臼ハイヤーしかなく、マイカー使用に依存せざるを得ない現状にあり、更に知床の観光シーズンには、レンタカーやマイカーによる観光客が増加することや不漁が続いているとはいえ輸送繁忙期には大型車の交通量も依然として多い。

交通事故の発生を防止することや町民の交通安全意識の高揚を図るため、羅臼町交通安全協会や羅臼町交通安全指導員会、警察などの関係機関と連携しながら、交通安全教室の開催や6期60日間展開される交通安全運動並びに街頭啓発運動を実施している。

また、危険箇所への交通安全啓発看板やカーブミラーなどの施設整備についても継続して実施している。

高齢化が進み若返りと増員が求められている羅臼町交通安全指導員ではあるが、警察と連携しながら幼稚園児や小学生、高齢者などの交通弱者に重点をおいた交通安全教室を継続し開催することや羅臼町交通安全協会と連携した交通安全街頭啓発運動を少しでも多くの町民と共に継続して開催することが求められている。

施設整備については、羅臼町が設置した交通安全啓発看板やカーブミラーなどに係る継続した維持管理が必要である。

◆防犯体制の充実

安心・安全なまちづくりのため、警察や羅臼町防犯協会、更には中標津地区防犯協会連合会などの関係機関と連携し、啓発活動や薬物乱用の防止更には防犯灯の設置を推進しながら犯罪などの抑止とともにその情報発信活動を行っている。

また、自主防犯組織「羅臼オオワシブルーカーズ」が平成19年に結成され、登下校時や夜間などにおける定期活動として青色回転灯を付けた車両での町内巡回パトロールを実施している。

更に啓発活動の推進として、羅臼町防犯協会と連携しながら新入学児童へ防犯ベルの贈呈や黄色いワッペン運動、夏の防犯パトロール、歳末特別警戒パトロールを継続し実施している。更に、地域住民の安全確保や犯罪の未然防止を目的に、町内会や防犯灯管理団体へ街路灯電気料金に対し助成を実施している。

全国的には依然、凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、年々その低年齢化が進んでいる。そのため、引き続き子どもや高齢者が被害者にならない安心・安全な社会を目指し、警察や羅臼町防犯協会などと連携を密にしながら、防犯意識の高揚や町内巡回パトロールなどの防犯運動を継続し展開することが求められている。

近年、原子力発電所の停止に伴い街路灯に係る電気料金が高騰傾向となっている。したがって、町内会や防犯灯管理団体への電気料金助成額も高騰傾向となっているが、電気料金助成制度の継続が求められている。

【 環境に配慮したまちづくり 】

◆ゼロカーボンの推進による地球温暖化対策への取組み

地球温暖化による気候変動は、避けて通ることができない喫緊の課題であり、異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響は当町にも出始めている。

秋鮭をはじめとする水揚量の減少も、海水温の上昇が1つの要因ではないかと言われているところであり、気候変動対策は「知床羅臼SDGsステートメント」において重点目標に設定している項目である。

平成27年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、目標の実現には令和32年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされている。

こうした状況を踏まえ、昨年、国は「令和32年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを国際公約として世界に宣言している。

羅臼町は世界自然遺産「知床」を有する町であり、この豊かな自然の恵みを守るためにも、令和32年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを令和3年3月に表明しており、実現に向けた取組みの推進が必要である。

また、当町においては、平成31年3月に「第3次羅臼町地球温暖化防止実行計画」を策定し、本庁の事務事業に関し、ウォームビズやクールビズ、公用車のエコドライブや消灯徹底などに取組む他、町内のすべての防犯灯をLED化するなど、温室効果ガスの排出抑制に努めている。

地球温暖化は人の日常生活、事業者の生産活動と密接な関係にあるため、家庭や事業者で出来る取組みを推進していく必要があるが、これまでのところ庁事務事業に関する取組みに留まっており、地球温暖化防止のための取組みは省エネルギーの促進にも繋がることから、取組みの継続と町民に対する普及啓発を図る必要がある。

【 適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり 】

◆ごみの減量化と資源リサイクル運動の推進

近年の社会情勢やライフスタイルの変化により、ごみの量の増加やごみの質の多様化による不適正処理が社会問題となり、全国的な課題となっている。また、廃棄物の処理には多大な経費が必要となり、財政運営において問題視されるケースがある。

当町では平成14年から分別収集を開始、平成15年にごみ料金の定額制を廃止し従量制(指定袋)へと移行している。平成17年には観光客のごみの散乱・不法投棄防止及び環境保全などを目的に、観光客専用ごみ袋が導入されている。

資源リサイクル活動では、容器包装廃棄物(プラスチック・ペットボトル・紙製容器・空きびんなど)は管内3町による根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターの供用稼働により廃棄物循環型の地域社会づくりを推進している。古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック)や鉄類(空き缶など)、衣類などの廃棄物は、リサイクル業者に売払いしている。一部町内会などでは、独自に古紙類の回収を行っており、持込実績により売上金から町内会などに助成している。生ご

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

みは、羅臼堆肥利用組合に処理を委託し堆肥化しており、平成23年4月からは町内の家庭や飲食店などから出される廃食油を回収、専門業者へ無償で引き渡しており、飼料原料・燃料・石鹼・インクなどに再利用する資源リサイクルの推進を図っている。

町民の1人1日当たりのごみ排出量は、全道、全国平均と比較すると多めに推移している。ごみの減量化には、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めることが必要であり、個々の意識改善が必須である。

また、令和2年8月には、粗大ごみのリユース推進を目的に、(株)ジモティーと連携協定を結んでおり、ジモティーの利用を促すことでリユースの意識向上を図り、ごみの減量化や循環型社会の形成につなげている。

○ごみ収集の状況（R2.4.1現在）

年度	ごみ処理収集区域の世帯数	収集日数	ごみ処理量（t）		
			総量	1日平均収集量	1世帯平均収集量
H25	2,161	292	2,591	8.87	1.18
H26	2,156	292	2,446	8.38	1.13
H27	2,144	294	2,434	8.28	1.14
H28	2,077	296	2,274	7.68	1.09
H29	2,096	293	2,263	7.72	1.08
H30	2,033	289	2,530	8.75	1.24
R1	2,048	292	2,259	7.74	1.10

◆不法投棄対策

毎年、生活ごみや大型電化製品などの不法投棄が見受けられ、関係機関などと連携を図りながら監視や広報誌による周知などの啓発を行っているが、依然として後を絶たない状況であり、世界自然遺産の知床に位置する当町にとって恥ずべき状況にある。

このような現状から、当町の環境美化への推進を図るため「羅臼町不法投棄防止条例」が制定され、平成26年4月1日から施行されている。

不法投棄根絶には個々の意識改善が必須であることから、広報や看板による啓発を継続して取組み、理解と意識の高揚を図る必要がある。

また、不法投棄監視の目として「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」を拡大し、活動の輪を広げる取組みが必要である。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現 】

◆高齢者などが安心・安全に暮らせる住宅・住環境づくり

当町の高齢化は着実に進行しており、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加している。今後も進行が見込まれる高齢化に対応し、高齢者などが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住宅や住環境の整備が必要である。

高齢者などが自立した生活を送ることができるよう民間事業者や医療・福祉サービスなどと連携しながら、高齢者向けの住宅や生活基盤の整備、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した住宅供給、リフォーム支援、地域の支援体制づくりなどが求められる。

また、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して、福祉施設との連携を図り、住宅セーフティネットとしての町営住宅の整備を行い、適切な維持管理と計画的な建替え、用途廃止を進めている。

【 水環境の整備 】

◆合併処理浄化槽の普及

当町において、水環境の保全活動は、基幹産業である水産業、動植物の生態系、知床の貴重な自然などの多様な資源を支え、また、町民の快適な生活に繋がる重要な取組みである。

当町の生活雑排水処理は、合併処理浄化槽により浄化を図っており、令和2年度末時点では約49%の普及率まで上昇しているが、未設置住宅などでは生活雑排水が未処理のまま放流されている現状である。

合併処理浄化槽の普及促進に努めているものの、なかなか設置が進んでおらず、特に市街地区では住宅の密集などによるスペースの問題から設置が進まない状況が見受けられ、市街地区の実態把握が求められている。

また、浄化槽設置者の義務である法定検査・保守点検・清掃について、理解していない設置者への啓発が必要である。

○合併処理浄化槽

年度	1～10人槽	11～20人槽	21～50人槽		301人槽以上	設置数	設置率
H25	9	1		. . .		10	43.3
H26	10	1	2			13	44.5
H27	9					9	44.8
H28	8	2				10	45.6
H29	13					13	46.7
H30	11					12	47.5
R1	12					12	47.7
R2	7		2			9	49.1

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆安定した水道の供給

当町の水道は、現在上水道1か所、簡易水道2か所にて供給を行っているが、簡易水道施設については40年以上更新されておらず、施設の老朽化が進んでいる。

また、水道本管については、全体の約20%が老朽化しているが、移設など可能な敷地がない状況である。

老朽化した水道本管については、用地の確保が困難であるなど水道管の新ルートを検討が不可欠な状態である。

○上水道

	H28		H29		H30		R 1	
	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
給水区域内人口	4,753	444	4,624	434	4,480	431	4,370	419
給水人口	4,753	444	4,624	434	4,480	431	4,370	419
最大給水量 (m ³ /日)	3,834	429	3,609	429	3,560	429	3,438	429
1人1日最大給水量 (ℓ)	807	966	781	988	795	995	787	977
普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) その対策

【 防災・減災に対応したまちづくり 】

1) 地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進

自主防災組織が未設立の町内会については、引き続き町内会長や役員と面談をして、設立を目指す。

自主防災組織の活動が停滞している組織には、町内会長会議の場や自主防災組織の役員と役員名簿の更新などを推進することや共助の大切さを認識してもらうためにも防災訓練を通じて、自主防災組織の必要性和災害時の意識高揚を図る。

2) 地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化

関係機関と連携して、海路と空路を活用した災害時の輸送対応の確認や携帯電話以外の情報伝達手段の確認等実践訓練を実施する。

防災意識の向上を図るため、防災訓練や防災講演会を継続的に実施するとともに、他市町村で行われる防災研修会に参加して、防災対策の向上を図る。

また、策定済みの防災ハザードマップを更新し、災害時の避難経路の明示を行いながら平時からの防災意識の向上を図る。

3) 避難路の確保、避難施設の機能強化

大雨、土砂災害、地震、津波などの各種災害や、複合災害を想定し、地域住民と意見交換をしながら、指定避難所、指定緊急避難場所の指定を進める。

また、指定避難所、指定緊急避難場所までの避難路については、防災関係機関と連携を図りながら、季節ごとの課題を整理し、避難路を選定する。

避難施設の機能強化については、現在の防災備蓄計画を見直し、防災備蓄品の充実を図るとともに、避難施設での新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延防止を進める。

4) 災害時の情報伝達と情報収集

町民への情報伝達手段として、防災行政無線を活用する。また、町民が一度限りだけでなく、必ず確認が出来る手段として登録制メールや町公式LINEを推進し、携帯電話を所持している多くの方に情報伝達を行う。また、緊急性の高いものに関しては、防災行政無線の他にエリアメールを活用する。一方、関係機関とはあらゆる情報伝達手段で情報共有を図る。

5) 防災備蓄品、備品の整備と見直し

非常食については、種類、数量を見直しながら、消費期限が満了となる年度毎に入れ替えを実施し、災害発生時に実際に消費した備蓄品の補充をする。

備品については、これまで整備してきた物品以外に、必要と思われる物品があれば、整備する。

6) 要支援者の安全確保と体制整備の推進

町で作成した避難行動要支援者の名簿に基づき、消防団、自主防災組織などの関係機関及び平常時から要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者と協力して情報の共有や避難支援の体制整備を推進する。

《主要な施策》

- ・ 自主防災組織の必要性や他地区の活動内容の紹介などによる自主防災組織設立の推進
- ・ 自主防災組織活動（防災訓練の実施、自発的な防災活動、講習会の開催、役員名簿の更新等）の推進及び協力
- ・ 総合防災訓練の実施等関係機関との連携
- ・ 防災訓練や防災講演会の実施等町民の防災対策の向上
- ・ 指定避難所、指定緊急避難場所の指定、見直し及び避難路の選定
- ・ 防災ハザードマップの更新
- ・ 備品や備蓄品の配置と避難施設としての確立
- ・ 防災行政無線（デジタル化）の整備
- ・ 登録制メールの推進とエリアメールの活用、町公式LINEによる情報提供
- ・ 電話、FAX、無線などを活用した関係機関との情報共有
- ・ 備蓄品（水、食料等）の入れ替え及び補充

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 必要とされる物品の整備
- ・ 備蓄計画の見直し
- ・ 避難行動要支援者の把握及び名簿の更新
- ・ 避難時の個別計画の策定
- ・ 指定福祉避難所との連携
- ・ 関係機関との情報共有

【 消防・救急体制の充実 】

1) 消防体制の強化

あらゆる状況下においても迅速及び安全に住民の生命・財産を守るため、訓練を通し技能習得・連携強化に努める。

長年の使用により、劣化が激しくなった消防車両をはじめとする各種資機材、消防水利を更新し、万全の態勢を整える。

2) 救急体制の強化

高規格救急車の3台体制を維持し、また資器材においても耐用年数等を遵守して、高度で安全な救急処置を行えるよう体制を整える。

救急救命士についても、いついかなる場合でも出動できるように配備すると共に一般隊員も含めより高度な技能の習得に努める。

救急講習においては、今後も受講者を増やしていけるよう広くPRする。

《主要な施策》

- ・ 消防車両及び資機材の万全な体制確保のための更新
- ・ 安定した消防水利の確保
- ・ 消防隊員・消防団員の育成
- ・ 高規格救急車及び救急用資器材の更新
- ・ 救急救命士の確保と育成
- ・ 町民向け救急講習の受講者の募集

【 安心・安全なまちづくり 】

1) 交通安全体制の充実

幼稚園児や学校、老人クラブなどと連携し、交通安全教育の推進を図る。更に警察や羅臼町交通安全協会、羅臼町交通安全指導員会と連携し交通安全運動や街頭啓発運動を町民にも呼びかけながら継続して実施するとともに意欲ある羅臼町交通安全指導員の増員を目指す。

また、カーブミラーなどの交通安全施設点検を実施し、維持管理を継続する。

2) 防犯体制の充実

安全・安心なまちづくりを目指し、警察や羅臼町防犯協会並びに自主防犯組織「羅臼オオワシブルーカーズ」と連携を図り、地域安全運動定期パトロールや夏の防犯パトロール、羅臼町交通安全協会と連携した歳末特別警戒パトロールを継続して実施する。

更に、街路灯の維持管理や電気料金の助成を町内会や防犯灯管理団体へ継続して実施する。

《主要な施策》

- ・ 交通弱者に向けた交通安全教室の実施
- ・ 6期60日の交通安全運動や街頭啓発運動の実施
- ・ 事故を未然に防止するための看板やカーブミラーなどの施設整備
- ・ 意欲ある交通指導員の発掘並びに指導力アップのための研修会への参加
- ・ 羅臼オオワシブルーカーズによる地域安全運動定期パトロールの実施
- ・ 夏の防犯パトロールの実施
- ・ 歳末特別警戒パトロールの実施
- ・ 街路灯の維持管理並びに電気料金助成の実施

【 環境に配慮したまちづくり 】

1) ゼロカーボンの推進による地球温暖化対策への取組み

「第3次羅臼町地球温暖化防止実行計画」に基づき、庁舎内の事務事業において排出される温室効果ガスの抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の関心を高め、ゼロカーボンを推進し、地球温暖化対策の取組みを促す。

《主要な施策》

- ・ ゼロカーボンの推進及び地球温暖化防止に関する現状や取組みの情報収集及び情報提供
- ・ 「第2次羅臼町地球温暖化防止実行計画」を基に、節電、節水、省エネ対応製品などの利用促進、ウォームビズの実施など庁舎内の事務事業における温室効果ガス排出の抑制
- ・ 家庭で出来る環境家計簿などの推進による町民の地球温暖化に対する意識向上
- ・ 森林の維持・整備、植樹などの推進
- ・ 廃棄物を減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」からなる3Rの推進
- ・ 区域施策やカーボン・オフセットなどの新しい取組みの検討

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり 】

1) ごみの減量化と資源リサイクル運動の推進

廃棄物の発生を減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」からなる3R活動を通じて、環境負荷の低減を目指し、循環型社会の形成を進めるため、資源リサイクル運動を推進する。

2) 不法投棄対策

広報誌や看板による啓発を継続して実施し、個々の意識改善を図ることにより、不法投棄を「しない」「させない」環境をつくり、不法投棄根絶を目指す。

《主要な施策》

- ・ 広報誌などによるごみの減量化及び分別強化の啓発
- ・ 知床スマイル・エコプロジェクト及び羅臼町女性団体連絡協議会の取組み（買い物袋持参運動）の推奨
- ・ 町内会単位などのリサイクル活動への支援
- ・ 廃食油回収の推進
- ・ 広報誌や看板による不法投棄根絶PR活動の推進
- ・ 不法投棄やポイ捨てなどの監視体制を強化するため「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」活動の推進

【 知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現 】**1) 高齢者など安心・安全に暮らせる住宅・住環境づくり**

着実に人口減少・少子高齢化が進行する中、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住宅や住環境の形成を目指す。そのため、行政や民間の協働のもと高齢者などが安心して住むことができる住宅供給やバリアフリー化の推進、介護・福祉施策と連携した生活支援、更に災害に強い地域づくりに向けた安全対策などハードとソフトが連携した一体的な取組みを「羅臼町住生活基本計画」に基づき進める。

2) 多様なニーズに対応した住宅・住環境づくり

住民や移住希望者の世帯構成や年齢、住まい方に応じた住宅や住環境に対する多様なニーズに対応した良質な住宅環境の形成を目指す。そのため、子どもを地域で産み、安心して育てることができる住宅の供給など、移住希望者を含めた町民の誰もが安心して住むことができる取組みを「羅臼町住生活基本計画」に基づき進める。

また、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して、福祉施設との連携を図り、住宅セーフティネットとして老朽化が進んでいる町営住宅の整備を行い、適切な維持管理と計画的な建て替え、用途廃止を進めていくことが必要である。

《主要な施策》

- ・ 高齢者などが安心して暮らせる住まいづくりとして、バリアフリー化などを推進
- ・ 安全に暮らすことができる住環境づくりとして、老朽危険家屋などへの対応や総合的な災害対策などを推進
- ・ 子どもを産み育てられる住まいづくりの推進
- ・ 多様なライフスタイルに対応した住まいづくりとして、空き家などの有効活用を推進
- ・ 適正な住宅セーフティネットづくりとして「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」を推進
- ・ 環境負荷を低減する住まいづくりの推進

【 水環境の整備 】**1) 合併処理浄化槽の普及**

当町の生活排水処理については、引き続き個人設置の合併処理浄化槽の普及を推進する。

設置費用の補助としては、羅臼町が定める浄化槽の助成要綱などに基づき、設置者に対し助成を行うことでさらなる設置増を目指す。

2) 安定した水道の供給

老朽施設等など（施設・管）の更新に努める。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 合併処理浄化槽の普及促進及び適正管理の啓発
- ・ 設置希望者に対する設置・改修費用の助成及び自己資金分の貸付（町内金融機関へ貸付業務委託）に対する利子補給の継続
- ・ 市街地区の合併処理浄化槽普及に係る実態把握
- ・ 安心、安全な水道水の安定供給を行うための老朽施設等の計画的更新の推進
- ・ 水道ビジョンの策定

（３）計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6生活環境の 整備	(1)水道施設			
	上水道	水道施設更新事業	町	
	簡易水道	水道施設更新事業	町	
	(2)下水処理施設			
	そ の 他	合併処理浄化槽設置整備等事業	町	
		衛生組合事業	事務組合	
		し尿処理町負担金	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	廃棄物処理広域連合事業	広域連合	
		一般廃棄物最終処分処理事業	事務組合	
		ごみ収集業務委託	町	
		一般廃棄物運搬事業	町	
		広域リサイクルセンター搬送事業	町	
		生ごみ処理事業委託	町	
		塵芥収集車更新事業	町	
	(4)火葬場			
		火葬場施設整備改修事業	町	
	(5)消防施設			
		消防体制強化整備事業 (小型動力ポンプ付水槽車更新事業) (小型ポンプ搭載消防車) (自動体外式除細動器更新事業)	町	
		救急体制強化整備事業 (救急車両整備事業)	事務組合	

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6生活環境の 整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	防災備蓄品更新事業 災害時に孤立する可能性が高い地域であり、防災備蓄用品の整備を進め、災害時の対応に備えるため。	町	災害発生に備える上で重要な事業であり、事業実施の効果は継続的なものである。
		災害用非常用食品等整備事業 災害時に孤立する可能性が高い地域であり、災害用非常用食品等の整備を進め、災害時の対応に備えるため。	町	災害発生に備える上で重要な事業であり、事業実施の効果は継続的なものである。
		防災ハザードマップ更新事業 策定済みのハザードマップを現状に沿った形に更新することで、災害発生時地域住民の避難に役立てるとともに、平時からの防災意識の向上を促すため。	町	災害発生時、地域住民の生命を守るために重要な事業であり、事業実施の効果は継続的なものである。
		防犯灯電気料補助事業 地域住民に対し、街路灯の電気料を一部助成することで、安心安全な生活環境を整備し、明るい環境作りを進めるため。	町	防犯や交通安全等地域住民の安心安全な暮らしを守る上で不可欠な事業であることから、事業実施の効果は継続的なものである。
	危険施設撤去	町有未利用施設解体事業 老朽化が進む家屋を含む施設について、計画的に解体を進めることにより、施設の破損等による周辺住民への2次被害を防ぐとともに、安心安全な環境を提供するため。	町	解体が進まなかった場合、地域住民への被害が想定され、地域住民の安心安全な暮らしが脅かされてしまうことから、事業実施の効果は継続的なものである。
	(8)その他			
	防犯灯整備事業(環境配慮型への更新)	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

【 子育て支援の充実 】

◆地域における子育ての支援

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立した。

これら3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、市町村を実施主体とし、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしており、これを受けて令和2年3月に「第2期 羅臼町子ども・子育て支援事業計画」が定められた。

この制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されている。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が更に求められる。

◆職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備

子育て世代の就労意欲は高まっており、保育希望者のニーズにも対応できるよう令和3年4月から地域型保育事業、小規模保育B型へ移行し、保育認定を受けた0歳から就園前の保育を拡充させたが、保育料について町独自の減免措置はなく、利用者の負担につながっている。さらに、子どもを預かる場所が少ないことなどから働くことが難しい状況にある世帯も存在している。

また、町内には子どもたちが安全で自由に遊べる場所・施設が限られている。

職場においての子育てと仕事の両立を支援するため「育児休業制度」が整備されているが、職場における子育て支援体制が確立されていないため利用しにくい雰囲気があり、制度が十分に活用されていない。

また、子どもたちがのびのびと自由に楽しく集い、遊ぶことが出来るよう、子どもを連れて安心して外出できる公共施設などの整備や身近な遊び場の確保が必要である。

【 保健活動の充実 】

◆生活習慣病の予防

活動の基本となる法律の変遷をみると、健康・医療戦略、医療保険者によるデータヘルス計画の推進という流れの中に保健活動、保健事業が位置づけられ、健康寿命の延伸、健康格差の縮小が目標として掲げられている。

更に平成27年に医療保険制度関連法が整備され、糖尿病など生活習慣病の発症や重症化を予防することが推進されており、当町においても今までの保健事業から大きく方向転換が行われ、様々なデータから健康課題を明確にし、「PDCAサイクル」にそった保健事業を実施している。

自分の健康状態を知る入り口としての健診事業は、受診率が全道、全国に比べ低い状態が続いている。このことが個人の健康に関する情報の格差を生み出し、健診受診者と未受診者では生活習慣病にかかる医療費に大きな隔たりがあり、健康格差となって表れている。町の健康状態を示す様々なデータからは、医療費は全道的には低いものの医療以外の社会保障（自立支援医療や介護保険など）に費やす費用額が増大している。それも予防可能な疾病（生活習慣病）から起きているものがあり、加えて高齢化による医療費の増大も課題である。

また、保険料を納める年代の健康状態が保険者の財政基盤に大きな影響を与えることから、青・壮年期の健康増進を図る必要が高まっている。

◆母子保健事業の充実

当町ではライフステージに応じた健康増進の取組みを重視し、町の健康課題である子どもの肥満や齲歯・生活習慣病を予防するため、妊娠期より健康相談や健康教育などを行っている。

また、新生児・乳幼児期の家庭訪問、健康診査、健康相談などの健康教育の中で、適切な食生活習慣や適正な生活リズムの指導及び支援を実施している。

大人的生活習慣は、妊娠期や小児期の生活が大きく影響するため、これらの時期からの生活習慣病予防を視野に入れ望ましい生活習慣を身につけていくことが必要となるが、町では妊娠期や乳幼児期から不適切な食習慣による肥満や齲歯、また不規則な生活リズムであることなどが課題となっている。

また、これらの生活習慣を町民が主体となり自主的に取組み、実践できる力を身につけることが必要である。

【 障がい者福祉の充実 】

◆自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実

当町では、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き、安心して暮らせるまちづくり～障がい者の自立を地域で支える共生社会の形成～」を基本理念として、令和3年3月に「障がい福祉計画」及び「第6期障がい者計画」「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進している。

社会全体の高齢化や核家族化の進展とともに、障がい者の増加と高齢化、更には障がいの重度

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

化がみられ、それに伴い障がい福祉のニーズは多様化している。また、多くの障がい福祉に関する法制度の改革が行われるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化している。

当町における障がい者の社会参加を促すためのまちづくりは安全で利用し易いものとは言い難い実情にはあるが、当町においても、新たな法制度に対応できるよう、国や道の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実及び権利擁護相談支援、社会参加の促進等様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図っている。なお、「障害者組合支援法」による「地域生活支援事業」の一部については財政面・ハード面において展開・推進が困難なものが多い。

また、障がい者の社会参加を促すために障がい者団体などとの連携を図りながらスポーツ大会などへの参加支援を行っている。

◆障がい者施設・支援の充実

障がい者が、住み慣れた家庭や地域で周囲の人と同じように暮らし続けることができるように、一般就労も含めて障がい者の働く場の確保・拡大を進めるために地域生活支援センターなどと連携を図りながら自立生活の基盤づくりや地域生活支援拠点などの整備を進めるとともに生きがいづくりのため、就労やボランティア活動、地域活動など社会参加の促進に努めている。

また、計画相談支援などの相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立などの生活環境が変化する節目を見据えて、障がい者施設・権利擁護相談支援体制の充実を図る。

更に町内における障がい者の就労支援体制は不十分であり、地域生活支援センターが唯一の就労可能施設となっていることから、今後は就労可能な施設の協力体制を進めるとともに施設に障がい者を就労指導できる者の育成なども検討する必要がある。

(2) その対策

【子育て支援の充実】

1) 地域における子育ての支援

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種の保育サービスの充実と多様化や経済的支援を進め、子育て中の親たちが様々な年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど地域の人々も参加した子育て支援体制を促進する。

子どもの人権擁護という観点に立って、地域の人々の協力を得ながら、各関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見、被虐待児への支援を図る。

2) 職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備

育児休業制度活用後に職場復帰しやすい環境が整備されるよう事業所への啓発や利用者への制度利用を促進する。

子育てにふさわしい環境として、子ども同士や親子で楽しく遊べる公園や屋内施設など子育て

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

て中の親子が楽しく集える拠点として、既存施設の有効利用や学校施設などの地域開放を推進する。

また、子どもの命と安全を守るため、防災・防犯体制の確保や安全教育の推進を図る。

《主要な施策》

- ・ 子育て支援センターの充実
- ・ 児童虐待の防止
- ・ ひとり親家庭福祉の充実
- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 育児休業制度の事業所などへの周知及び利用促進
- ・ 預かり保育の充実
- ・ 町内会・学校・幼稚園との連携強化
- ・ 小規模保育B型の充実

【 保健活動の充実 】

1) 生活習慣病の予防

平成25年に策定した地域健康計画「健康らうす21（第2次）」や平成30年に策定した「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」をもとに保健活動を展開し、生活習慣病予防に努める。特にデータヘルス計画では、中長期的な目標の達成に向け、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病などの疾病群ごとに計画各論を立案し、評価可能なデータで事業効果を図る。

2) 母子保健事業の充実

生命を維持し子どもたちが健やかに成長し、人々が健康な生活を送るために、一人ひとりの生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取組みを重視し、健康増進を図る。

また、町としてその活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくとともに将来の生活習慣病予防対策を推進する。

《主要な施策》

- ・ 健診受診率向上に向け、効率的、効果的な未受診者対策の強化
- ・ 生活習慣病の発症リスクに基づき、対象者を絞り込んだ保健指導の継続
- ・ 予防的な医療が提供されるよう、医療機関との連携強化
- ・ ライフステージに対応した指導・支援の充実
- ・ 適切な食習慣の確立、適正な生活リズムの確立
- ・ 学校保健と連携した課題・検討・情報の共有

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 障がい者福祉の充実 】

1) 自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実

社会情勢やニーズの変化を踏まえ、地域での暮らしの安心感を担保に、親元からの自立を希望する支援などを進めるために、地域生活支援の拠点などの社会基盤整備を進める。

また、地域生活支援センターなどと連携を強化し、自立に向けての相談や就労支援体制の充実を図る。

2) 障がい者施設・支援の充実

障がい者の生活を地域全体で支えるシステム実現のための拠点づくりやNPOなどインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など地域の社会資源を活用した支援体制の充実を図る。

また、根室管内の障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう市町村における地域生活支援体制の構築に向けて必要な支援を行うため、北海道と管内1市4町の委託により設置された根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を中心に、計画相談支援や地域移行支援、地域密着支援体制づくりを推進する。

《主要な施策》

- ・ 地域生活支援事業の推進
- ・ 障がい福祉サービスの充実
- ・ 権利擁護相談支援の充実
- ・ 障がい者虐待の防止
- ・ 関係団体と連携した就労支援
- ・ 障がい者のスポーツや文化への参画推進
- ・ 地域生活支援センターなどとの更なる就労支援連携の強化
- ・ NPOなどによるインフォーマルサービスの提供体制の整備
- ・ グループホームへの入居などの体験の機会及び場の提供

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8)過疎地域持続的発展 特別事業			
	児童福祉	放課後児童クラブ施設 管理運営事業 児童の放課後の受入先を整 備することにより、保護者が 安心して働くことが出来る 環境を整え、住みよいまちづ くりを進める。	町	地域全体で子どもを育てる環境整備のため必要な施設で、事業実施の効果は継続性がある。
	高齢者・障がい者福祉	社会福祉協議会補助事業 地域社会の健全な発達と、社会福祉活動の活発化による地域福祉の向上を図るため、社会福祉協議会への補助を行う。	町	高齢者・障がい者福祉の中核組織であり、当該組織の事業継続・発展のため、補助効果に継続性がある。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

【 地域包括ケアの充実 】

◆持続可能な医療体制の推進

知床らうす国保診療所は、社会医療法人孝仁会に公設民営の形で平成24年より指定管理を委託しており、「羅臼町医療ビジョン」に基づく医療を提供するとともにこれを核とした地域包括ケア体制が形成されている。

また、高度診断機器を備え、幅広い疾患のほか透析治療に対応する他、介護保険法に基づく通所リハビリテーションも提供している。

母体の孝人会は、ドクターヘリ基幹連携病院を有しており、町民の安心安全な暮らしに無くてはならない存在となっている。

団塊世代が後期高齢となる令和7年には、社会保障費が急増することが見込まれており、国は医療必要度が低い患者を在宅医療（特養など含む）に移行する方針であるが、推計ではこの間に町の生産年齢人口や家族を含む介護者の減少も懸念され、回復期から在宅復帰、慢性期の受入れ施設が不足するとなれば、都市部から離れる当町は、自前でこれらを補完する必要性に迫られる。

また、既に医療介護サービスを利用している町民の重度化を防ぐための取組みや増大するこれらのニーズを見据えた医療スタッフの安定確保が喫緊の課題となっている。

◆高齢者福祉の充実

行政、各種企業・団体、地域住民が総動員で高齢者を見守る体制の構築を目指した「第8期羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画」に基づいた取組みを行っている。団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年と団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年を見据え、地域共生社会の実現と制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう、制度の整備や取組みの強化を図る必要がある。

当町では、総人口が減少を続ける中であっても、高齢者人口は増加することが見込まれており、独居高齢者、高齢者世帯、更には高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」への支援策として「地域包括ケアシステム」の推進が求められている。地域包括支援センターについての住民理解は徐々に進んでいることから、更なる地域住民の理解促進と地域包括支援センターの機能強化を併せて進める必要がある。

また、介護職員など多職種の人材確保と資質の向上が不可欠となるが、労働人口の減少が著しい当町において担い手の確保こそが最大の課題となっている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆介護予防の推進

当町でも団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて年齢や病気、障がいに関わらず住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるような体制の整備を進めている。

しかし、その前提は町民一人ひとりが主体的に健康づくりを実践することで健康寿命の延伸を図るとともに介護予防の取組みを充実させ、高齢者の生活機能の維持改善を推進することが重要となる。

そのため、町では高齢者が活動参加できる場の充実強化をするとともに介護になる原因疾患を予防するため保健分野と協力し生活習慣病予防対策にも努めている。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたっては平成29年4月より、予防給付のうち訪問介護と通所介護を現行相当サービスとして運用を開始している。介護予防生活支援サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスの利用実績は、導入初年度から増加しており、一般介護予防事業と併せた各種事業の推進が求められている。

○介護予防生活支援サービス事業利用実績月平均件数

	H29	H30	R1	R2
訪問型サービス	5	5	8	
通所型サービス	7	9	11	

【 社会保険制度の円滑化 】

◆国民健康保険の安定運営

町民の約5割が国民健康保険加入者であるが、その多くが漁業関係者であり、全体を見ると所得は高水準であるが、携わる漁業の種別により格差が大きく、その年の水揚げや魚価により所得の増減が影しいため、安定した税収確保が難しい状況である。

一人当たり医療費が全道平均より低いにもかかわらず、国民健康保険税が他自治体と比較して高く、重税感を持つ町民も多いと思われる。

歳入については、国民健康保険事業の都道府県化に伴い、北海道全体の加入者負担の公平・安定化が求められており、その観点から国民健康保険税の税率等を現状に沿ったものに見直すことにより、公平かつ安定した歳入確保に努める。

また、歳出の中心である療養の給付費（医療費）については、健康診断や健康教育を継続的にを行っているが、医療費の効果的な削減は難しい状況である。

このため、財政状態が厳しく、保険税の税率を下げるなどの対応が出来ず、保険税が高い状況が続いている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆後期高齢者医療制度の円滑な運営

高齢化により加入者が年々増加しており、それに伴い町の負担金が増加する傾向にある。

また、財政運営主体が北海道後期高齢者広域連合であることから全道の後期医療保険加入者の動向及び医療費の変動が町の負担金額に大きな影響を及ぼすこととなる。

個人の後期医療保険料については、2年毎の改定が行われており毎回上昇している。しかし、非課税者については、軽減が大きく保険料も低額なため、滞納は限られた一部の者になっている。

町の負担金の決定要素として、一人当たり医療費が関係しており、全道平均が基準値となり、これと比較することで増減するため、高齢者の医療費抑制が重要と考えられる。

しかし、近隣市町村と比較しても一人当たり医療費が低いため、どのように現状の抑制を行うかの判断が難しい状況にある。

(2) その対策

【 地域包括ケアの充実 】

1) 持続可能な医療体制の推進

生活に密着した地域医療と健全な経営を持続するため引続き町民の意見反映の場の確保や運営指導を堅持し、必要な支援を図るとともに、診療所の設備や備品、医療機器等についても必要に応じて維持管理・更新・充実を図る。

また、増加する認知疾患患者の対応に向けては、医療などでも受入れを依存する釧路圏を視野に入れた協議調整を推進するとともに町民動態を踏まえた町づくりと併せて多職種連携による「地域包括ケアシステム」の充実を図る。

なお、充実にあたっては、令和7年に団塊の世代が後期高齢者となり、高齢者や要介護認定者が大幅に増加することが予測されていることから、行政、事業者、専門機関、地域が手を取り合い、地域の特性を最大限に活かしながらあらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動の展開を進める必要がある。

2) 高齢者福祉の充実

「地域包括ケアシステム」の確立のために、在宅支援生活を支える多様な介護サービスが提供される体制づくりやその周知に努めるとともに、地域全体で高齢者を取り巻く様々な問題を解決するため「地域ケア会議」の開催により、総合相談業務や包括的・継続的ケアマネジメント業務で把握した困難事例等に対し、支援の在り方を検討する中で、必要に応じて多職種連携を図り、課題解決に向けたケアマネジメント支援を行う。

併せて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域で自分らしく町民として尊厳ある暮らしができるよう、主に非制度的サービス活動の活性化及び調整を担い、生活を支援する「協議隊」を有機的に組織し、新たな生活支援サービスや社会資源を創出する。

また、明るく活力のある高齢社会の確立のため、豊富な経験と知識を持った高齢者が積極的に活躍できる体制の整備を進める。

更に、認知症高齢者数は全国的に増加することが予想されているため、認知症になっても尊厳を保ちながら自分らしく生活を送るとともに支える家族が安心して見守ることができるような仕組みづくりに努める。

3) 介護予防の推進

高齢者の年齢や心身の状況などを鑑みながら、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援して生活の質の向上を目指す。

人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりによる介護予防を推進する。

《主要な施策》

- ・ 医療を核とした多職種協働による地域ケア体制の実現
- ・ 認知症疾患医療センターなどの専門機関連携による「認知症ケアパスの形成」及び「認知症ケアパス」の普及
- ・ 健康課題に根差した予防医療の推進（保健分野との連携強化）
- ・ 看護師など医療スタッフの安定的確保などの充実
- ・ 適切な人員配置による地域包括支援センター機能の充実、PRの徹底
- ・ 「地域ケア会議」の開催
- ・ 高齢者の社会活動への支援
- ・ 安定した交通手段の整備
- ・ 地域見守りネットワークの構築
- ・ 住民の主体による通いの場への支援
- ・ リハビリテーション専門職を活用した自立支援の推進
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・ 健康づくり・疾病予防の推進
- ・ 診療所の設備や備品、医療機器等の維持管理・更新・充実

【 社会保険制度の円滑化 】

1) 国民健康保険の安定運営

国民健康保険の都道府県化に伴う統一保険料に向け、北海道が示す標準保険料率での課税を行う。

2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

健康教育活動などにより、健康寿命を延ばし医療費の抑制を目指す。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 特定健診など健診事業の推進による、異常の早期発見、早期治療による医療費の抑制
- ・ ジェネリック医薬品の推奨による医療費の抑制
- ・ 国民健康保険税未納者に対する徴収の強化
- ・ 国民健康保険税の納入方法の口座振替の推進
- ・ 健康教育の推進
- ・ 滞納者への積極的な勧奨

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	羅臼町国民健康保険診療所 医療機器購入整備事業	町	
		羅臼町国民健康保険診療所 診療所設備整備事業	町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	民間病院	医師確保対策事業 地域包括ケアを推進するため、安定的に医療サービスを提供し、持続可能な地域医療を確保し、かつ、医師の疲弊を招かないためにも、常勤医師の複数化を図る必要がある。	町	近隣病院まで距離がある当町において、医師不足は医療崩壊を招く深刻な課題であり、事業の効果は継続的である。
	(4) その他			
		妊婦検診委託事業	町	
		医療再生プロジェクト事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

【 学校教育の推進 】

◆幼小中高一貫教育の充実

平成19年度にスタートした中高一貫教育を基に、各校の校内研修や学習指導法研究会、羅臼町幼小中高一貫教育研究会の取組みを通して、課題解決に向けた組織的な活動を推進している。

幼稚園は、発達や学びの連続性を考慮した取組みを通して、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育を行い、小学校・中学校・高校は変化の激しい時代の中で自立して逞しく生きていくための基礎的・基本的な知識や技能の習得と共に思考力・判断力・表現力などの育成とそれらを活用する力、すなわち「確かな学力」を育むことを目指している。

また、全国的に体力・運動能力の低下が叫ばれる中で、当町においても同じ現状にあることから、運動に対して関心を持ち、体を動かす楽しさを体感しながら、基礎体力を高めるためのコーディネートトレーニングを幼稚園・小学校で取り組んでいる。

幼小中高の円滑な学びの接続の充実を図るため、学校の組織的な取組みと学校と家庭・地域との連携（地域との共生・PTA活動の活性化）が求められている。

また、当町は総体的に身長に対する体重の割合が高く、肥満傾向にあるので、運動・スポーツによる体力の向上と健康の増進が求められている。

○小・中・高等学校の推移

	小 学 校				中 学 校				高 等 学 校			
	学校	学級	児童	教員	学校	学級	生徒	教員	学校	学級	生徒	教員
H26	2	17	289	33	2	10	171	29	1	4	107	21
H27	2	17	272	32	2	10	156	28	1	5	113	21
H28	2	18	244	28	2	10	167	28	1	4	96	19
H29	2	17	238	31	2	10	160	29	1	4	107	18
H30	2	17	243	30	1	8	148	19	1	3	97	17
R1	2	19	243	36	1	7	121	16	1	3	95	17
R2	2	19	230	35	1	7	112	17	1	3	104	15

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆羅臼高等学校の魅力化

「地域の子どもは地域で育てる」「羅臼町の将来を担う人材を健全育成する」という理念を実現するために、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などに応じて多様な科目が用意されている。

また、一貫教育として、高校教諭の中学校への乗り入れ授業や高校生が小学校へ学習補助するという連携教育の充実を推進している。

学級編成について、平成30年度以降各学年1学級に減少し、令和3年度以降5年間の町内中学校卒業者は毎年30～40名程度で推移している状況である。更に、令和3年度当初入学者が7名と例年にない少人数となり、生徒数の確保が大きな課題となっている。高校の存続には入学者の確保が不可欠だが、魅力ある学校であることが十分に認知されていないことも否めないところである。

令和2年9月に北海道教育委員会が策定した「公立高等学校配置計画案（令和3～5年度）」に基づき再編整備が進む中、当町にとって羅臼高校の存続は極めて重要であり、行政の継続的な支援が求められる。

◆教育環境の充実

令和元年12月、「学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備推進」や「義務教育段階における全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末をもち、十分に活用できる環境の実現」を目指すことを目的に、国はGIGAスクール実現推進本部を設置し、GIGAスクール構想の実現に向けた取り組みを進めている。また、『学習指導要領』改訂により「プログラミング教育の必修」「プログラミング教育における内容拡充」が盛り込まれるなど、ICTを活用した教育環境を取り巻く状況は近年大きく変化している。

当町においては、町内小・中学校のネットワーク環境整備や町内小・中学校の全児童生徒に対するiPadの貸与を行い、教育環境の充実を図ったところではあるが、ICTを活用した児童生徒への教育内容の充実を図る必要がある。特にコンピュータ教育においては、小学校では通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しむとともに文字を入力するなどの基本的な操作を身に付け、中学校では情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動など子どもたちの情報活用能力の育成に努めている。

また、読書活動に目を向けると、吉岡文庫の設置による蔵書の充実、学校司書の配置による学校図書館の蔵書データ化、町内学校図書館でシステム管理を開始したこと等により蔵書の貸出しが増加している。

大きな社会問題となっている「いじめ」や「不登校」などに関しては、未然の防止対策を講ずるとともに問題発生時には速やかに対応できる体制を整備している。

教員の配置状況については、新規採用者を含む経験年数の浅い教員が多く配置されている状況あり、年齢、性別、経験年数などバランスのとれた構成が望まれる。

【 社会教育の推進 】

◆青少年教育の推進

多感な時期を迎える青少年期に必要な体験的学習の充実を図るため、ふるさとの自然や文化、歴史に体験的に触れることのできる「ふるさと少年探険隊」や「ふるさと体験教室」の事業を継続して実施している。青年期においては、高校生の自由な発想により料理を創作し、地域素材の新たな活用方法や情報発信、地域活性化を図るため「創作料理プロジェクト」を平成26年度から実施している。

過去の例に見るように、活気ある地域づくりには青年層の積極的かつ活発な活動、社会参加が必要である。青年活動の活性化を図るため、主体的に活動する若者の掘り起こしを図りながら、意欲的な若者への協力や支援に努めているが、組織的な活動・取組みには発展していない現状にある。そんな中、町内の異業種が集まり組織する「羅臼町活性化WG」が「しれとこ羅臼こんぶフェスタ」を実施するなど、産業団体などが抱える悩みを共有し解決する糸口と成り得る組織が活動を開始している。

青年リーダーの発掘、育成と青年同士の交流や視野を広め感動を実感できる機会提供が必要である。また、若者が将来を見通して安心して定住することのできる生活基盤整備も必要であり、例えば雇用の場を創出するなどの方策を図ることも重要である。

◆知床世界自然遺産を生かした環境教育

「ふるさと少年探険隊」では、自然に親しみ、豊かな心を養うと共に、郷土愛・忍耐力・協調心を育てることを目的に実施し、「ふるさと体験教室」では、知床羅臼の産業体験、文化、観察、異世代間交流などを年間通して実施するなどの自然体験教育や環境教育プログラムを提供している。

現在、羅臼町では、町内全学校（2幼稚園、2小学校、1中学校と高等学校）が「ユネスコスクール」に加盟し、持続可能な発展のための教育（ESD）を推進している。これにより、教科学習・特別活動・総合的な学習などあらゆる学習活動の場面において環境教育を強く意識して進める体制が整えられている。

幼小中高一貫教育では、知床半島における物資循環を体験的に学ぶ「生態系学習」、外来昆虫などを飼育する際に守るべきルールを身につける「外来生物に関する学習」、ヒグマとの共存を目指すまちづくりに貢献できることを目的とした「クマ学習」、身近な自然環境についての学習を深める「ごみ問題」などへの関心を高める活動を実践している。

また、幼稚園から高校まですべての学校において、郷土の自然を学習する取組みを進め、知床の地で（IN）、知床について（ABOUT）、知床のために学ぶ（FOR）「知床学」に取り組んでおり、町民一人ひとりが環境問題への理解を深めるとともに身近な問題の解決に向けて行動を起こしていくことが必要になる。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆関連団体との連携強化

子ども会育成協議会・女性団体連絡協議会・スポーツ協会・スポーツ少年団などの各種事業において行政が事務局的功能をサポートしているが、年間を通すと自主自立の活動がなされている団体と行政依存型の差がある現状にあり、団体のリーダーの育成が必要である。

会員の高齢化や指導者不足、団体への意識低下、地域課題に対する認識の温度差などに起因しての活動の停滞及び衰退が各団体個別の今日的課題である。

なお、社会教育関係団体については次のとおりである。

【社会教育関係団体】

- ・ 子ども会育成協議会
- ・ 女性団体連絡協議会
- ・ 文化協会
- ・ 知床いぶき樽保存会
- ・ NPO法人羅臼スポーツクラブらいず
- ・ スポーツ協会
- ・ スポーツ少年団
- ・ PTA連合会

◆家庭教育の支援体制の強化

道のモデル事業「親力つむぎ事業」を平成25、26年度の2か年に渡り実施した。「肥満とむし歯」という町民の健康課題に着目した事業を展開、乳幼児健診の空き時間を利用した啓発活動や著名な管理栄養士を招いた講演事業を実施し、啓発活動を行ってきた。

また就学時健診の待ち時間を利用した家庭教育学級に取り組み、町教委と町(保健福祉部門)の行政間連携による子どもの自律・親育ち応援チーム「緒むすび」を立ち上げ、子育てに関する課題を共有し、親育ちの支援を行っているが、研修等の場を設けても対象者が集まらない現状にあるため、SNS等メディアを活用するなどの方法を用いて啓発活動を行っている。また、今後もより一層子育てへの関心を高める情報発信を対象者へ向けて行う。

【 スポーツ活動の充実 】

◆総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実

総合型地域スポーツクラブ「NPO法人羅臼スポーツクラブらいず」（以下、「らいず」）は、令和3年6月にリニューアルオープンする町民体育館の指定管理者制度に基づく管理運営を受託しており、自主財源確保のための事業拡大などの動きも活性化している。また地域住民のニーズに応えた事業も実施されており、生涯スポーツ社会の実現に寄与している状況である。

◆スポーツを通じたコミュニケーションづくり

スポーツ活動は、人間形成の基盤である健康で健やかな成長を促し、人々の心を繋ぐコミュニティづくりにも密接な繋がりを持っていることから、益々の充実が求められている。その中でも社会体育関係団体の活動は、地域スポーツの発展には欠かせないものであり、行政としても日々の活動場所の提供を含めた環境整備やクナシリ眺望駅伝競走大会、管内スポーツ交歓大会をはじめとする各種事業、大会を通じた運動機会の提供など事務局機能を担うことによる団体の育成支援などを行っている。

青少年のスポーツ活動については、管外大会派遣費助成を行っており、全道大会などへ出場する個人及びチームへの支援を実施している。

少子高齢化による競技者人口の減少などにより団体・サークルの停滞や衰退が懸念されている。

また、幼少年期世代においては、体力向上事業に取り組んでいるものの、スポーツをする子としない子の二極化や依然として肥満児童が多く推移していることも問題視されており、子ども達自らが進んでスポーツに親しむ習慣化と環境整備が必要である。

【 図書館の活用・充実 】

◆図書館の活用・充実

当町では、昭和45年に新築落成した公民館の一室に図書室を設けていたが、平成31年度の公民館解体を受け、条例改正を経て役場庁舎1階に羅臼町図書館として移転開設となった。現在は、施設が十分な環境ではない中、蔵書検索システムの活用を図りながら機能を充実させ、図書館の利用促進につなげている。また、学校図書館や読み聞かせボランティア団体と密接に協力しながら、子どもの読書環境の充実に取り組んでいる。

しかしながら、図書購入費は令和2年度人口一人当たり250円で、幅広いニーズに応えるには十分とはいえない状況にあり、施設の狭隘等の課題もあり、地域全体で子どもの読書活動を推進するためには、生涯学習の中核施設となる図書館の整備・拡充が望まれている。

また、ブックスタート事業や図書館バスの巡回貸出などにより、家庭に本があることで乳幼児期から読書に親しむことができ、子どもの成長に良い影響があるという認識が定着しつつある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(2) その対策

【 学校教育の推進 】

1) 幼小中高一貫教育の充実

「豊かな自然に恵まれた環境の中で、子どもたち一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、確かな学力を育成すると共に郷土に誇りの持てる人材の育成」を基本理念に、郷土愛の醸成、勤労観の養成、健全な心身の育成に努める。

2) 羅臼高等学校の魅力化

幼小中高一貫教育による計画的・継続的な指導体制を充実させ、生徒の個性を重視した教育活動の展開を図るとともに町内中学校卒業予定者の状況や生徒の進路希望などを把握し、地域の発展に主体的に貢献できる人材を育成するため、「地域に根差した高校づくり」「生徒や保護者から選ばれる高校づくり」の支援に努める。

3) 教育環境の充実

個性を尊重しつつ能力を伸ばし、社会の一員として生きる基盤を育む。

また、学校・家庭・地域との連携・協力を強化し、いじめや不登校のない子どもたちの安全と安心が確保された教育環境の整備に努める。

《主要な施策》

- ・ 円滑な学びの充実
- ・ 幼小中高一貫教育各部会の活発な活動の促進・支援
- ・ 副読本「知床学」の活用
- ・ 羅臼高校存続及び魅力向上のための方策検討
- ・ 幼小中高一貫教育の充実
- ・ 中学校卒業予定者の状況把握
- ・ 教育用コンピュータ、校内LANなどICT環境の整備
- ・ 学校司書配置の検討
- ・ 「羅臼町いじめ等対策協議会」の充実
- ・ 大学や関係機関との連携
- ・ バランスに配慮した教員の配置
- ・ 教員の指導力の向上
- ・ 校舎、園舎のLED改修等校舎、園舎の計画的なメンテナンス

【 社会教育の推進 】

1) 青少年教育の推進

産業団体など各種青年団との連携を強化し、人と人をつなぐ事業展開ができる体制づくりを交流の場や活動の場の機会提供を図る中から進めていく。

高校との情報の共有や連携を図るなど将来の担い手育成に向けた取組みを図る。

2) 知床世界自然遺産を生かした環境教育

ふるさと学習（ふるさとの良さを発見し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、主体的に行動できる人の育成）を推進する。

世界自然遺産「知床」を抱える羅臼町の豊かな自然に恵まれた環境の中で、ふるさと羅臼に誇りを持ち、将来の地球環境のことを考える「自然環境に責任を持てる人材」を育成する。

3) 関連団体との連携強化

自主・自立を目指した団体への継続的な支援を図る。

協働のまちづくりについて共通理解に立った関係を構築する。

4) 家庭教育の支援体制の強化

PTAをはじめとする関係機関との連絡調整を進め、事業間連携により子をもつ親への情報提供や学習機会の提供、地域や家庭において、ふれあいや交流のできる事業の充実、絵本に親しむ環境整備と読み聞かせの拡大・充実を図る。

また、親と子がふれあい、共に楽しみ、共に学べる運動・スポーツ活動を推進する。

《主要な施策》

- ・ 産業団体などとの情報交換及び連携
- ・ 交流の場、活動の場の機会提供
- ・ 指導者（リーダー）の発掘、養成
- ・ 高校との情報共有及び連携強化
- ・ ふるさと学習の充実、推進
- ・ 持続可能な発展のための教育（ESD）の推進
- ・ 「知床学」の推進
- ・ 団体が主催する各種事業の企画・運営の協力、人的支援
- ・ 各種団体の組織・財政などにおけるマネジメント（アドバイス）
- ・ 社会教育関係団体への支援（発掘・育成・人的サポート含む）
- ・ 食育事業の実施
- ・ 生活習慣改善事業の実施
- ・ PTAとの連携強化

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 スポーツ活動の充実 】

1) 総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実

いつでも・どこでも・誰もが安心して気軽に参加できるスポーツ活動の充実に努め、健康づくり、生きがいをつくりにつなげる生涯スポーツの振興を推進する。

また、「らいず」が展開するスポーツ振興事業に対し、必要に応じ適切かつ効果的な指導・助言を行う。

2) スポーツを通じたコミュニケーションづくり

スポーツ推進委員会を中心に地域のスポーツ課題を探るとともに多様化するスポーツニーズを把握し、スポーツの習慣化・日常化に努める。

自主管理運営方式の学校開放を拡充させ、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、自主自立を目指した団体の活動を支援する。

また、地域の指導者の発掘・養成を図り、団体・サークルの活性化を支援する。

《主要な施策》

- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携強化
- ・ スポーツ施設の整備・充実
- ・ スポーツニーズの調査研究
- ・ スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの育成支援と事業協力
- ・ 羅臼町内学校体育施設開放事業の拡充

【 図書館の活用・充実 】

1) 図書館の活用・充実

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で取り組む必要がある。そのためには、それぞれの役割を明確にし、相互に連携し協力しつつ、子どもの発達段階に応じた多様な取組みを推進する。

また、子どもの読書活動を推進するためには、当町の全ての子どもが、好きな本を手にとったり必要な資料を調べたりすることができる環境づくりをする必要がある。そのために、道・町・学校等・関係機関・団体が、相互に連携し支援しながら計画的に整備を図る。

一方で、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、本を介して多世代が交流し人に優しい人を育て、心を結ぶ図書活動の推進を図る。

さらに、生涯学習の中核施設となる図書館の整備を行うため、新たに図書館を建設し、住民の図書活動の充実化を図る。

《主要な施策》

- ・ 図書館の機能充実と蔵書検索機能の充実
- ・ 移動図書館バスによる各種施設や地域住民への巡回貸出し
- ・ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実
- ・ 多世代が交流できる図書事業の推進
- ・ 各団体や関係機関と連携した図書活動の充実
- ・ 図書館建設事業

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9教育の振興	(1) 学校教育関連 施設				
		校舎	小中学校校舎及び屋体改修事業	町	
			小学校LED改修事業	町	
		教職員住宅	教職員住宅解体・建築・改修事業	町	
		給食施設	給食センター整備改修事業	町	
			給食センター備品更新事業	町	
		(2) 幼稚園			
			幼稚園舎改修事業	町	
			幼稚園LED改修事業	町	
		(3) 集会施設、体 育施設等			
		集会施設	コミュニティーセンター改修事業	町	
		体育施設	町民体育館改修事業	町	
			町民温水プール改修事業	町	
			総合運動公園テニスコート改修事業	町	
		図書館	学校図書館との蔵書管理ネットワー ク化事業	町	
			移動図書館バス更新事業	町	
			図書館建設事業	町	
	(5) そ の 他				
		中高一貫教育推進事業	町		
		ふるさと少年探険隊活動事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

【 集落の整備 】

当町は海岸線からの標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と海岸沿いの平地に集落が形成され、半島突端に向けては急峻な海岸線が多く、岬町が集落形成の東端となる。

町域が半島に沿って細長く、中央部にまとまりのある市街地が形成されているほか、山地や丘陵地が海岸近くまで迫り、海岸線のわずかな平坦地に漁業集落や幹線道路が存在し、峯浜地区に町内唯一の酪農集落が広がっている。相泊以北は道路がないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはならない。

今後も人口と世帯数の減少傾向は続き高齢化率が高まることから、羅臼町住生活基本計画及び羅臼町町営住宅等長寿命化計画（いずれも平成26年度～令和5年度計画）等と整合性を図りながら空き家・空き地対策及び町営住宅の適正配置を進める。

また、海と山地に阻まれた平坦地の少ない地勢は自然災害の危険をはらみ、国立公園の地域指定の制約もあって住宅や事業所、公共施設などの用地の確保にも困難があり、地価の高騰を招いている。

(2) その対策

【 集落の整備 】

1) 市街地の活性化

市街地区については、町の公共・民間業務、商業、住宅等の拠点機能を担う地域として、用地の確保や遊休地等の有効利用を図りながら、公園などの余暇空間やその他の生活環境施設、交通安全環境、市街地景観の整備など、快適な生活条件と都市的機能の向上を進める。

2) 漁業の振興と海岸線の保全

漁業集落である沿岸地域及び海域については、海岸の保全や漁港などの漁業生産施設の整備を推進するほか、排水対策の強化などによる海域の水質汚濁の防止や海岸景観の保全、親水環境の整備などに努め、漁業の振興と海岸・海域の有効な利用を進める。

3) 農業の推進

峯浜地区の酪農集落については、草地などの農業基盤の整備を進めるとともに、町道の改修や地力の向上、離農地等の有効利用に努め、経営の近代化と生産性の向上を促進する。

関税撤廃・市場開放等、農業を取り巻く情勢が急激に変化する中、酪農製品の6次産業により付加価値を付け1次産業の高度化を図り、農業集落の生活条件の向上を推進する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

4) 町営住宅の管理戸数の適正化

羅臼町の町営住宅は海岸沿いの集落に点在しているととも耐用年数を経過した住戸が半数近くを占め、多くの住宅で老朽化が進んでおり、適切な維持管理と計画的な建て替え、用途廃止を進めて行くことが求められている。

市街地から離れた集落に立地する町営住宅の利用状況を見ながら、役場や小中学校などの公共公益施設が集積した利便性の高い中心部への町営住宅の集約化を行い、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して福祉施策とも連携した環境整備を図る。

《主要な施策》

- ・ 管理戸数の適正化
- ・ 町営住宅の適正配置

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		町営住宅等ストック総合改善事業	町	
		町営住宅等建替推進事業	町	
		既設町営住宅等の除却事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

【 芸術・文化の振興 】

◆芸術文化の鑑賞・講座などの学習機会の充実

芸術・文化活動に関わる町民の学習ニーズに応えるため、各種講座や教室を開催している。

魅力ある講座の開催や機会の提供を図るために、関係団体との連携・協力や意欲的な町民との協働による取組みを支援していく必要がある。

◆団体、サークル活動の育成・支援

各種団体・サークルは学校開放等を利用し日常的に活動を展開しているが、高齢化社会に伴う会員数の減少により、活動の低下を余儀なくされている状況にある。また、文化協会を中心とした各種サークル・団体活動への支援をしているが、サークル数は減少傾向にある。

サークル・団体の求める講座や活動に創意と工夫をもちながら取り組むことと、事業を通しての団体支援が必要とされており、新たなサークル・団体の設立を視野に入れた積極的な関わりが望まれる。

また、文化協会や各種関連団体の活動を活性化する方策に加え、指導者の発掘が求められている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆文化財等の保護・活用

町内には、国指定天然記念物（オオワシ、オジロワシ、エゾシマフクロウ、クマゲラ、カラフトルリシジミ）、道指定天然記念物（羅臼の間歇泉、羅臼のひかりごけ）、町指定文化財（久右衛門の潤跡、旧植別神社跡、知床いぶき樽、弘化の釣鐘）と、国指定重要文化財「北海道松法川北岸遺跡出土品」がある。この他に85箇所の埋蔵文化財包蔵地と郷土資料が多数あり、これらについては文化財保護の推進が徐々に図られつつある。但し、活用に関しては、現状では文化財の個体・単体毎となっている。今後は関連のある文化財を群体で捉え、更に世界自然遺産の自然や景観と一体化したストーリーの提案を行うことが、教育・観光資源として効果的な活用につながる。

国の重要文化財に指定されている「北海道松法川北岸遺跡出土品」を初めとする各種文化財の更なる保存・保護の推進が必要である。これらの活用に関しては、自然と文化・歴史が一体として学べる環境が十分に整っておらず、教育・観光資源として効果的な活用に至っていない。この活用を図る拠点としての郷土資料館についても、周知や体制の整備などが課題となっている。

また、令和2年6月に「鮭の聖地の物語～根室海峡一万年の道程」が文化庁により日本遺産に登録され、管内1市3町（標津町、根室市、別海町、羅臼町）により構成する「鮭の聖地メナシネットワーク」において、この地に暮らす私たちが誇りと愛着をもってその魅力を語り伝えていけるような取組みの推進が行われることとなる。

○羅臼町の文化財（R2.4.1現在）

【市町村指定・北海道指定・国指定】

名称	所在地	指定年月日
旧植別神社跡	峯浜町	S48.5.1
久右衛門の潤跡	船見町	S48.5.1
知床いぶき樽		H3.5.1
弘化の釣鐘	峯浜町	H25.12.1
羅臼のひかりごけ	共栄町	S38.12.24
羅臼の間歇泉	湯の沢町	S43.3.19
北海道松法川北岸遺跡出土品	峯浜町	H27.9.4

【町内で見られる国指定天然記念物】

オオワシ
オジロワシ
エゾシマフクロウ
クマゲラ
カラフトルリシジミ



◆郷土文化の伝承・充実

郷土芸能としては、町指定無形文化財である「知床いぶき樽」が唯一で、保存会などにより継承されている。郷土芸能の「知床いぶき樽」については、保存会を運営する後継者の不足と共に、樽の直し手、作り手が不足している。

また、郷土の歴史・文化・自然について学習する勉強会が開催されており、郷土について調査・研究・普及を図る団体として組織されることが期待される。

また、当町には郷土史研究会のような、郷土の歴史・文化・自然について調査・研究を自主的に行い次の世代へと繋げていく組織がなく、これらに興味・関心を抱いている町民の受け皿として組織化が必要である。

(2) その対策**【 芸術・文化の振興 】****1) 芸術文化の鑑賞・講座などの学習機会の充実**

現代社会に即応できるような知識、見聞を深め、町民とともに魅力ある講座の機会を提供し事業展開を図る。

2) 団体、サークル活動の育成・支援

各サークル、団体の自主的な活動を支援するために、推進体制の充実を図る。また、住民のふれあい活動を促し、人がつながり、心をむすぶ地域づくりを目指す。

3) 文化財等の保護・活用

各種文化財の保存・保護活動を推進する。

また、これらの教育・観光資源としての活用を推進するために、自然と文化を一体として学べる環境の整備を図る。

日本遺産については構成文化財の魅力を伝える日本遺産の深掘りモデルコースや、地域の宝である食の資源についての魅力等を広く普及するために、知床羅臼町観光協会等と連携し、地域振興につながる取組みについて検討し実施する。

4) 郷土文化の伝承・充実

各団体の課題を把握し、郷土文化の伝承及び活動団体を支援する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 芸術文化の鑑賞と発表機会の提供
- ・ 団体の育成と活動の支援
- ・ 育成・支援体制の充実
- ・ 北海道松法川北岸遺跡出土品の保存修理計画の策定
- ・ 各種調査による埋蔵文化財包蔵地の積極的な保護
- ・ 郷土資料館の企画展・講座などの充実
- ・ 郷土資料館の利用促進
- ・ 町指定文化財などへの指定の推進、文化財の保護・活用の促進
- ・ 日本遺産関連事業の推進
- ・ 伝承芸能の保存・継承
- ・ 郷土について調査・研究・普及を図る団体の組織化

(3) 計画

現時点で予定されている事業なし。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現況と問題点

【 再生可能エネルギーの活用 】

◆地熱エネルギーの活用

温室効果ガス抑制、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入が注目される中、当町では地熱エネルギーを温水プールや老人福祉センター、役場庁舎や診療所、羅臼幼稚園、羅臼小学校、知床未来中学校などの施設暖房、各駐車場のロードヒーティングに活用されている。

しかし、熱量の減少によって現在稼働している温泉井は2か所のみとなっており、経年劣化で施設及び温泉供給配管の老朽化が著しい状況にある。

そのため、将来にわたって温泉水等の熱水供給を安定させることを目的に、熱水の地下埋蔵状況を把握するための地下資源調査を実施しており、今後安定的な温泉水等の熱水供給と併せた再生可能エネルギーとしての活用方法について検討する。

○羅臼温泉供給実績 (単位：ℓ/分)

	施設名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
公共施設	熊の湯	40	40	40	40	40	40	40	40
	知床羅臼ビジターセンター	70	70	70	70	70	70	70	70
	温水プール	240	240	240	240	240	240	240	240
	老人福祉センター	70	70	70	70	70	70	70	70
	羅臼町役場	250	250	250	250	250	200	200	200
	羅臼町国保診療所	450	450	450	450	450	450	450	450
	羅臼幼稚園	80	80	80	80	80	80	80	80
	羅臼小学校	200	200	200	200	200	200	200	200
	知床未来中学校	-	-	-	-	-	50	50	50
民間	羅臼第一ホテル	60	60	60	60	60	60	60	60
	ホテル峰の湯	60	60	60	60	60	60	60	60
	大地みらい信用金庫羅臼支店	-	-	-	-	-	30	30	30
	合計	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,550	1,550	1,550

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(2) その対策

【 再生可能エネルギーの活用 】

1) 地熱エネルギーを含む新エネルギーの活用

現在活用されている地熱エネルギーの安定供給を目指す。

羅臼町地下資源活用に関する協議会と連携し、地熱エネルギー資源の有効活用を検討するとともに、新エネルギー、省エネルギーの情報収集と活用を図る。

《主要な施策》

- ・ 地熱エネルギーの安定供給
- ・ 地熱エネルギー資源の有効活用の検討
- ・ 新エネルギーに関する情報収集及び利活用の検討

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12再生可能エ ネルギーの利 用推進	(1)再生可能エネルギー 利用施設			
		温泉供給設備高効率化改修 事業	町	
	(3)その他			
		地熱エネルギー促進事業	町	
		温泉ボーリング事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

【 北方領土対策の推進 】

◆早期返還に向けた啓発活動の推進

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還は、町民はもとより国民の長年にわたる悲願である。

この北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では精力的な外交交渉が続けられているが、北方領土返還要求運動が始まって75年ほど経過した現在もなお、領土返還への具体的な道筋はついていない状況にある。また、17,291人いた元島民も1万以上の方々が他界され、生存されている元島民の平均年齢も86才となり、北方領土問題の早期返還が望まれている。

北方領土返還を求める一致した国民世論は、粘り強い外交交渉を後押しする最大の力である。

北方領土問題が長期化し、また元島民の高齢化が進む中、国民世論の一層の高揚及び持続を図るためには、国民一人ひとりが関心をより一層高め、理解を深めることが必要である。

◆北方四島交流活動の推進

平成4年から日本国民と四島在住のロシア人が相互に訪問し、さまざまな交流プログラムを通じて、相互理解と友好を深め、四島在住ロシア人の北方領土問題に対する理解を促すとともに日本に対する信頼感の醸成を図っている。

当町においても様々な交流事業を通じて、日露両国間の相互理解の増進に努めている。

これまでの四島交流事業は、一定の役割を果たしているものの、住民意識などの変化もあり、事業をより効果的なものとすべく見直しが必要との意見もあり、北方領土問題の解決に向けた環境づくりの事業目的実現に向け、参加者の人選など相互理解を効果的に進める工夫が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、四島在住ロシア人との交流の可否が不透明な中、交流活動についても実施可能な形を検討しなければならない。

◆若年層世代への啓発活動の強化

北方領土返還要求運動を牽引してきた元島民も1万人以上の方々が他界され、現在存命されている元島民も高齢であり、今後運動を引き継ぐ若年層の育成が急務であることから、次代を担う若年層が北方領土問題に関心を持ち、理解を深めることができる取組みの実施が必要である。



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 知床の自然との共生 】

◆人間活動と野生鳥獣との軋轢を回避するための対応との方策の検討

「ヒグマ管理対策業務」や「野生鳥獣及び自然環境保護管理業務」を知床財団に、「有害駆除業務」を猟友会羅臼部会に業務委託しており、それぞれ役割分担して業務の効率化を図りながら、軋轢回避とより効果的な共存策を進めている。

トドやアザラシに関しては、漁業協同組合が監視と追い払いを行うとともに北海道の許可を得て有害駆除を実施している。

また、猟友会羅臼部会の高齢化と人員不足により、ヒグマやエゾシカなどの駆除対応を一任できる部会員が減少しており、後継者を育成できる環境が整っていないことから、狩猟免許の取得希望者に対して補助を行い、人員不足解消を図る取組みを令和3年4月より新たに行っている。

住民への軋轢回避のための啓発は進んでいるが、依然ごみなどの野外放置により、軋轢の原因を人間側が発生させている状況が見受けられる。

なお、海獣類に関しては有害駆除が必ずしも漁業被害の軽減につながっていない状況である。

○エゾシカ

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
死体回収件数	20	15	7	12	8	15	8	12	19
有害駆除頭数	262	269	165	148	112	103	114	87	89

○クマ

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
出動回数	329	107	110	197	138	174	215	268	167
駆除頭数	45	3	5	17	1	9	12	13	5

◆知床世界自然遺産地域の適正な管理

自然遺産の場合には、行政機関だけでは適正な判断が下せないことがあるため、自然環境や野生生物などの専門的な知識を有する有識者の集まりである「知床世界遺産地域科学委員会」が設置されている。

「知床世界遺産地域科学委員会」には、「エゾシカ・陸上生態系」「海域」「河川」「適正利用・エコツーリズム」などのワーキンググループが置かれており、世界自然遺産地域が抱える各課題について、科学的見地から課題の解消もしくは軽減を目指す検討がされている。

また、「適正利用・エコツーリズム」においては、「知床エコツーリズム戦略」が策定されており、新たな観光利用やルール作りなどの提案について、関係機関によって総合的に検討されるシステムが出来ている。

科学委員会や各ワーキンググループから適切な助言があっても、地域事情や法的な制限などから、早急に対策を講じられない場合があり、「知床エコツーリズム戦略」の提案・検討システムについては、まだ町民に充分理解されていない状況である。

【 安定した財政運営 】

◆健全財政の確立

令和2年をはじめから流行を開始した新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の抑制を余儀なくされており、新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチンの接種状況によっては経済活動に大きく影響を及ぼすこととなる。

このような先の見通しにくい状況の中、町の財政運営は生産年齢人口の減少により自主財源の柱である町税収入の伸びを期待することが困難であることに加え、地方交付税の伸びも期待することができない。

高齢化社会が進むことによる扶助費の増加や各種施設の老朽化による改築や修繕など恒常的に義務的ともいえる経費の支出が高まり、財政の弾力性が失われ硬直化が進んでいる。

町の債権の適正管理を徹底することにより、収入未済額の縮減と町民の公平感を保持するとともに徹底した経常経費の削減・節減に向けて、引き続き事業の必要性、効率性の観点から見直しが必要となっており、持続的な行財政運営を行うため、少ない財源での効率的で効果的な事業運営に努めなければならない、受益者負担の適正化など積極的な自主財源の確保が必要である。

◆収納対策の強化

町全体の景気は、基幹産業である漁業の影響を強く受けることから変動が多く、近年は漁獲量が減少傾向にあり、景気の向上を期待することは困難である。

このことから、町税については、納税預金制度や口座振替の推進などによる納めやすい環境整備に努めるとともに積極的に滞納整理を実施し、滞納整理が困難な事案については、「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」に移管するなどの収納対策を講じている。

また、税外収入については、「町税・使用料等収納対策会議」により、全庁で問題意識を共有し、関係課が協力して収納対策に取り組んでいる。

新たな滞納を発生させないためには、現年調定に係る収納対策の強化が必要であることから、口座振替制度の推進など納めやすい環境整備を進めながら、納付道義の高揚を図り、町民一人ひとりが納期を意識し期限内納付に努める必要がある。

また、滞納が発生した場合は、町民の公平感の保持と共に収入未済額を削減するために、早期に滞納整理に取り組む必要があることから、町税については、高額・累積滞納者に対する徴収強化はもとより、現年課税分のみ滞納者に対しても、積極的に滞納整理に取り組み、税外収入についても、羅臼町債権管理条例などの規定に基づき債権管理の適正化に努め、積極的に滞納処分、強制執行などに取り組む必要がある。

◆ふるさと納税の推進

当町では平成27年12月からふるさと納税受けを始めており、申込件数納税額は開始当初から増加しているものの、近年は4億円程度の寄附額に留まっている状況にある。

また、これまでふるさと納税に係る業務については全て役場の一括管理で行っていたが、令和3年6月から(株)インサイトへ委託することとなっている。これにより、各事業者への伝票の作成・

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

配布作業、集荷のスムーズ化、在庫の管理など詳細な管理が容易となるなど業務量のスリム化が図られることとなり、併せて今後の寄附申込の増など納税機能の向上を目指す必要がある。

○ふるさと納税申込件数及び寄附額

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
申込件数（申込みベース）（件）	1,598	19,225	27,593	34,119	28,199	25,616
寄附額（百万円）	27	282	383	490	432	412

【 土地利用対策の推進と公共施設の活用 】

◆計画的な土地利用

当町の面積は397.72km、南北に約64km、東西に約8kmと細長い地形で、町域の約95%が森林で占められていることから、平地が極端に少なく、公共事業で利用出来る土地を確保することは困難な状況である。

公共施設の集約化が進む中、市街地区には空き地が少ないため、公共施設などの新設・建替えがあった場合の用地確保に苦慮している。

また、世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、原始的景観が現存していることから、自然保護と生活・産業との調和も図らなければならない。

今後は、町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の建替えなどが予定されている。

◆公有財産の運用と活用

町有地は山林や公共用施設用地が主であり、平地の未利用地で運用できる土地が少ない状況にある。

公共施設は経年により老朽化している施設が多く、厳しい財政状況の中、大規模修繕や解体ができない状況にあり、維持管理に苦慮している。

住民などに貸付している町有地については、社会経済状況が厳しいため売却が進まないことから貸付けを継続しているが、町有地の適正な活用として土地貸付者への売却を促していく必要がある。

公共施設は、施設老朽化などにより今後も維持管理費の増大が予想され、未利用施設は自然環境の厳しい当町において、施設の飛散・倒壊なども予想されることから早急な対策が必要である。

(2) その対策

【 北方領土対策の推進 】

1) 早期返還に向けた啓発活動の推進

関係団体との連携により北方領土問題に関する国民の正しい理解と意識の高揚に努め、更なる国民世論の結集を図り、国の外交交渉を積極的に後押しするため、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開する。

2) 北方四島交流活動の推進

北方領土問題が未解決の現状において、北方四島交流事業は引き続き重要な意義を有していることから、実現可能な形での交流事業を通して、日露間の友好関係の更なる強化を目指す。

3) 若年層世代への啓発活動の強化

若い世代の間で北方領土問題への関心が低下傾向にあることから、今後も若年層世代に対する各種啓発活動への参加を促し、若年層世代への関心と理解を高めていく。

《主要な施策》

- ・ 広報媒体などを活用した北方領土問題啓発
- ・ 北方領土返還要求運動の推進及び国民世論の喚起拡大
- ・ 返還要求運動団体の強化及び後継者対策の育成支援
- ・ 幅広い層の事業参加及び若年層世代への参加の促進
- ・ 若年層世代における北方領土学習の推進
- ・ 若年層世代への北方領土啓発事業への参加の促進

【 知床の自然との共生 】

1) 人間活動と野生鳥獣との軋轢を回避するための対応とその方策の検討

人間活動と野生鳥獣との軋轢を更に回避するために、知床財団、猟友会羅臼部会との役割分担と連携強化を進め、住民や観光客にさらなる普及・啓発を促すことで、より効果的な野生鳥獣との共存策を検討し、実行していく。

海獣類に関しては、知床遺産地域科学委員会の助言を得ながら、捕獲枠の増加や、捕獲以外の被害防除手法のさらなる検討を北海道に求めていく。

駆除活動やハンターの担う役割をPRし、より開かれた野生鳥獣保護管理活動を進めていく。

また、狩猟免許取得希望者への補助に関して周知を行って制度活用を促し、ハンターの確保に努める。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

2) 知床世界自然遺産地域の適正な管理

科学委員会及び各ワーキンググループに継続的に参画・情報交換していくことで、自然環境や野生鳥獣に関する専門的見地からの適切な助言を得ながら、より良い世界自然遺産地域の管理運営を進めていく。

知床国立公園や世界遺産に関わる新たな利用形態やルール作りに関しては、基本的に「知床エコツーリズム戦略」で検討を図る。

《主要な施策》

- ・ 知床財団・猟友会羅臼部会の体制強化
- ・ 野生鳥獣との軋轢回避のため住民及び観光客等への啓発活動強化
- ・ 野生鳥獣対策に携わる人材の育成環境の醸成
- ・ 「知床世界遺産地域科学委員会」及び各ワーキンググループへの参画と連携
- ・ 「知床エコツーリズム戦略」の普及啓発
- ・ 狩猟免許取得希望者に対する補助等ハンター確保に係る取組みの強化

【 安定した財政運営 】

1) 健全財政の確立

長期的に計画性をもった健全な財政運営の推進を図る。自主財源の確保は当然のことながら、過疎対策事業債など町にとって有利な起債を積極的に活用し、財政健全化指標である実質公債費比率や将来負担比率を注視しながら事業推進に努める。

2) 収納対策の強化

納付道義の高揚と納めやすい環境整備を推進しながら、滞納整理方針を早期に決定し、積極的な滞納整理に取り組むため進行管理に努めるとともに滞納者からは、適切に延滞金などを徴収することにより、滞納を発生させないまちづくりに努める。

3) ふるさと納税の推進

ふるさと納税は当町の様々な税収増による施策の実現や当町の産業振興の観点から非常に重要な取組みであり、今以上にふるさと納税寄附額を増加させていかなければならない。そのためにも、返礼品の充実や効果的なPR等寄附額増加に係る取組みを推進する。

《主要な施策》

- ・ 健全財政の確立と継続
- ・ 事業の見直しによる歳出の抑制
- ・ 効果的なPR等ふるさと納税寄附額増の推進
- ・ ふるさと納税（返礼品）の推進
- ・ 納税預金制度、口座振替制度の推進

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 住民税特別徴収制度の徹底
- ・ 滞納整理方針の決定と進行管理
- ・ 税外収入徴収技術の研究と習得
- ・ 町税現年課税分滞納処分の強化、積極的な滞納処分・強制執行などの実施
- ・ 適切な延滞金などの徴収

【 土地利用対策の推進と公共施設の活用 】

1) 計画的な土地利用

自然環境の保全と共生に配慮し、公共施設の集約化に向けて、有効な土地利用に努める。

2) 公有財産の運用と活用

町有地貸付者に対して、売却を積極的に促進する。

また、公共施設は公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な管理による老朽化対策を図る。

《主要な施策》

- ・ 各計画と整合性のある土地利用の推進
- ・ 未利用町有地の有効利用の推進・各計画と整合性のある土地売却の推進
- ・ 各計画と整合性のある土地売却の推進
- ・ 町有地貸付者に対する土地売却の推進
- ・ 公共施設等総合管理計画を策定
- ・ 老朽化により活用できない施設などの解体
- ・ 地下資源の安定的な維持と活用の推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項		羅臼ビジターセンター運営業務委託	環境省・町	
		鳥獣害防止総合対策事業	協議会	
		知床財団委託金	環境省・町	
		広域地方税滞納整理機構負担金	町	
		開基120周年記念事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

< 關係資料 >

- 令和3年度～令和7年度 事業計画
過疎地域持続的発展特別事業分

令和3年度～令和7年度 事業計画

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	協働のまちづくり推進地域提案型事業 町民の主体的な地域づくりを応援し、地域から提案された事業への支援を通じて、町民のまちづくりに対する活動意欲の向上を図るため。	町	
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	商工会補助事業 地域内商工業者を対象とした全般的な育成と、地域振興事業並びに社会一般の福祉増進を図るため、商工会への補助を行う。	町	
	観光	知床開き開催事業 羅臼町の観光シーズン到来を告げる町民参加型の観光祭りであり、観光はもとより協働のまちづくりの一環として大きな役割を担っている。地産消費を拡大し町外客への観光PRにもなり大きな経済効果が期待される。	町	当該事業は観光PRのみならず、地域住民の参画による共同のまちづくり推進の一部を担う事業であり、観光産業の振興やまちづくり、地域人材育成に将来にわたって寄与するものである。
	観光協会補助事業 世界自然遺産「知床」を有する羅臼町の優れた観光素材を広く町外に宣伝し、観光客の誘致を図るとともに、受入態勢を確立するため、観光協会への補助を行う。	町		
4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	防災行政無線デジタル化整備に伴う防災行政無線更新(戸別受信機分) 戸別受信機の老朽化、防災行政無線デジタル化による入替えを迅速に行い、災害時における通信連絡体制の確保及び災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの伝達システムを強化するため。	町	
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
		防災備蓄品更新事業 災害時に孤立する可能性が高い地域であり、防災備蓄用品の整備を進め、災害時の対応に備えるため。	町	
		災害用非常用食品等整備事業 災害時に孤立する可能性が高い地域であり、災害用非常用食品等の整備を進め、災害時の対応に備えるため。	町	
		防災ハザードマップ更新事業 策定済みのハザードマップを現状に沿った形に更新することで、災害発生時地域住民の避難に役立てるとともに、平時からの防災意識の向上を促すため	町	
		防犯灯電気料補助事業 地域住民に対し、街路灯の電気料を一部助成することで、安心安全な生活環境を整備し、明るい環境作りを進めるため。	町	
	危険施設撤去 町有未利用施設解体事業 老朽化が進む家屋を含む施設について、計画的に解体を進めることにより、施設の破損等による周辺住民への2次被害を防ぐとともに、安心安全な環境を提供するため。	町		
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	放課後児童クラブ施設管理運営事業 児童の放課後の受入先を整備することにより、保護者が安心して働くことが出来る環境を整え、住みよいまちづくりを進めるため。	町	
	高齢者・障がい者福祉	社会福祉協議会補助事業 地域社会の健全な発達と、社会福祉活動の活性化による地域福祉の向上を図るため、社会福祉協議会への補助を行う。	町	
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	民間病院	医師確保対策事業 地域包括ケアを推進するため、安定的に医療サービスを提供し、持続可能な地域医療を確保し、かつ、医師の疲弊を招かないためにも、常勤医師の複数化を図る必要がある。	町	



羅白町過疎地域持続的發展市町村計画

<令和3年度～令和7年度>

- 改訂履歴 【初版】令和3年 4月
【第3版】令和4年 3月
- 企画・編集 羅白町企画振興課

〒086-1892 北海道目梨郡羅白町栄町100番地83

TEL 0153-87-2114 (企画振興課)

FAX 0153-87-2916

<http://www.rausu-town.jp/>

E-mail kikaku.r@rausu-town.jp